

The background features a complex abstract design. It includes a grey right-angled triangle with its hypotenuse running from the top-left towards the bottom-right. Overlaid on this are several thick, solid-colored lines: two vertical blue lines, one vertical green line, and one vertical brown line. There are also several horizontal lines in brown and green. Scattered throughout are circles of various colors: two blue circles, one red circle, one green circle, and one orange circle. A black diagonal line also crosses the composition from the middle-left towards the bottom-right.

吉川市都市計画マスタープラン

～ 吉川市の都市計画に関する基本的な方針 ～

平成24年3月改訂

吉 川 市

はじめに

「吉川市都市計画マスタープラン」は、まちの将来像（ビジョン）を市民の皆様と行政が共有し、共にその実現を目指すため、平成12年に策定されました。

策定から10年が経過する間、吉川美南駅の開業、土地区画整理事業による良好な住環境の形成、調整池整備等による治水対策の推進、三郷吉川線の一部開通など計画的な社会資本整備に取り組み、吉川市は着実な発展を遂げてまいりました。

しかしながら、急速な高齢化の進展、公共投資の縮減、地球規模での環境問題の顕在化、東日本大震災による防災意識の高まりなど社会経済状況は大きく変化しており、安全安心で、人や環境にやさしい「質」を重視したコンパクトなまちづくりが求められるようになっております。

こうした社会経済状況の変化に対応するため、「第5次吉川市総合振興計画」の策定に合わせ、吉川市のまちづくりの基本的な方針である「吉川市都市計画マスタープラン」の一部見直しを行いました。

今回の一部見直しでは、まちづくりの目標を「人と自然をはぐくみ ゆとりとやすらぎのある住みよいまちづくり」とし、低炭素都市づくりの観点を取り入れ、都市機能の集約や既存ストックの有効活用などによる、環境にやさしい持続可能なまちづくりの方針を掲げています。

今後は、本計画に沿って、吉川市の特徴である「都市と自然が調和した生活環境」を活かし「住みよさ日本一」のまちづくりに取り組んでまいります。また、施策・事業の実施にあたっては、市民・事業者・NPOなど多様な主体が参加できるような環境を整え、「協働」のまちづくりを進めることを計画の基本姿勢として盛り込んでいきます。

おわりに、本計画の一部見直しにあたりまして、貴重なご意見、ご提案をいただきました皆様から感謝を申し上げますとともに、引き続き、ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。



平成24年3月 吉川市長 戸張 胤茂

吉川市都市計画マスタープラン 目次

序章 都市計画マスタープランとは？	1
序 - 1 都市計画マスタープラン創設の背景と見直しについて	1
序 - 2 都市計画マスタープランとは？	2
序 - 3 都市計画マスタープランの役割	2
序 - 4 位置づけ	3
序 - 5 策定過程における市民参加の取り組み	4
序 - 6 見直し過程における取り組み	4
序 - 7 全体構成	5
第1章 吉川市のすがた	7
1 - 1 位置条件	7
1 - 2 人口・産業の動向	7
1 - 3 都市計画の現況	9
1 - 4 国・県の関連計画	12
1 - 5 市の関連計画	13
第2章 吉川市民のまちづくり意向	17
2 - 1 都市計画マスタープラン策定時のアンケート調査	17
2 - 2 見直し時の市民意識調査	22
2 - 3 市民意向のまとめ	24
第3章 吉川市の課題	25
3 - 1 都市づくりに関する課題	25
第4章 吉川市の将来のすがた	31
4 - 1 目標年次	31
4 - 2 まちづくりの基本方向	31
4 - 3 吉川市の将来都市構造	33
4 - 4 将来人口の設定	38

第5章 全体構想 39

5 - 1	土地利用	39
5 - 2	都市施設	45
5 - 3	都市環境	54
5 - 4	都市防災	58
5 - 5	都市景観	60
5 - 6	施策の体系	63

第6章 地域別構想 67

6 - 1	北部地域整備構想	68
6 - 2	東部地域整備構想	73
6 - 3	西部地域整備構想	78
6 - 4	中央北部地域整備構想	83
6 - 5	中央地域整備構想	88
6 - 6	中央南部地域整備構想	93
6 - 7	中央西部地域整備構想	98
6 - 8	南部地域整備構想	103
6 - 9	地域別主要施策一覧表	108

第7章 将来像の実現に向けて 111

7 - 1	実現化に向けて進めること	111
7 - 2	協働によるまちづくり	113
7 - 3	都市計画マスタープランの進行管理	115

参考資料 117

資料1	都市計画マスタープラン策定の経緯	117
資料2	都市計画マスタープラン見直しの経緯	119
資料3	用語集	120



都市計画マスタープランとは？

序 章 都市計画マスタープランとは？

序ー1 都市計画マスタープラン創設の背景と見直しについて

今までのまちづくりは、

全国一律の基準や制度の枠の中で、行われてきました。

当時の動向として、

地域の特性を活かした、個性豊かな計画が必要となっていました。
計画を市民に親しみやすく、分かりやすくすることが必要となっていました。

そのため、平成4年6月に都市計画法が改正され、以下の項目に配慮した「市町村の都市計画に関する基本的な方針」を策定することとなりました。

- (1) 「市町村の総合計画」、「整備、開発及び保全の方針」に即して策定します。
- (2) 市民の意見を反映できるための必要な措置を講じます。
- (3) 都市計画マスタープランを公表し、知事に通知します。
- (4) 市町村の定める都市計画は「マスタープラン」に即したものとします。

吉川市都市計画マスタープランは、平成32年までの概ね20年を計画期間として平成12年に策定しましたが、策定から10年が経過する中で、上位計画との不整合や社会経済情勢に変化が生じてきました。

そこで、下記の視点を重視し、一部見直しを行います。

平成24年策定の「第5次吉川市総合振興計画」に即します。

人口減少時代の到来と少子高齢化の進行による人口構造の変化、国や自治体の財政上の制約、環境意識の高まり、ライフスタイルの変化と市民ニーズの多様化など社会経済情勢には様々な変化が生じ、まちづくりにおける課題も多様化しています。特に環境負荷の小さな都市構造への転換が求められる中で、低炭素都市づくりの観点を重視し、環境にやさしい持続可能なまちづくりを推進していきます。

序ー2 都市計画マスタープランとは？

都市計画マスタープランとは、

吉川市が目標とするまちの将来像を示す大切なプラン

であり、以下に示す項目に配慮したプランです。

市が定める都市計画のよりどころとなる。
市が主体的に定める法定計画となる。
地域社会共有の身近な都市空間を重視する。
市民参加のもとに策定される計画とする。

序ー3 都市計画マスタープランの役割

(1) より地域に密着した都市計画を推進する

各地域の様々な問題点を踏まえ、身近なまちづくりの課題を重視することで、吉川市の目指す将来像を「都市全体」及び「地域別」の視点から示し、まちづくりの目標を明確にします。

(2) 都市計画事業に対して市民が理解でき、協力・参加しやすくなる

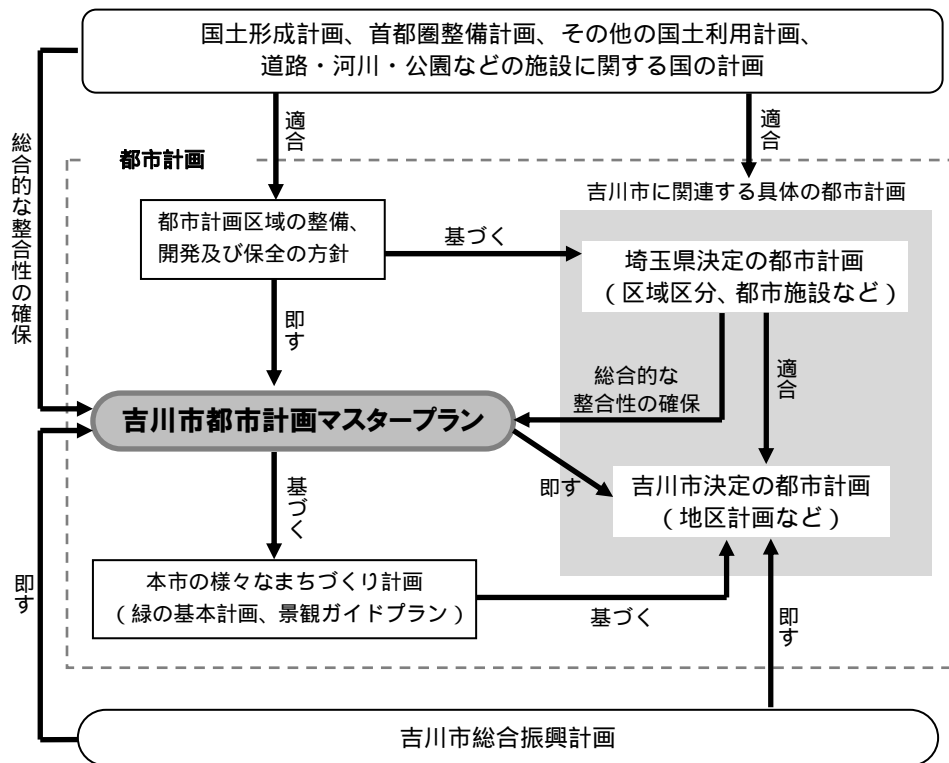
市民の意見を反映させて地域の将来像を考えることで、市民が都市計画を理解でき、各事業に対して協力・参加しやすい環境をつくります。

(3) 吉川市の主体的な都市計画を推進する

20年後の長期を見据えたまちづくりの基本方針として、各種個別計画間の整合性を保ちながら、まちづくりに関する事業計画の立案を総合的、計画的に推進します。

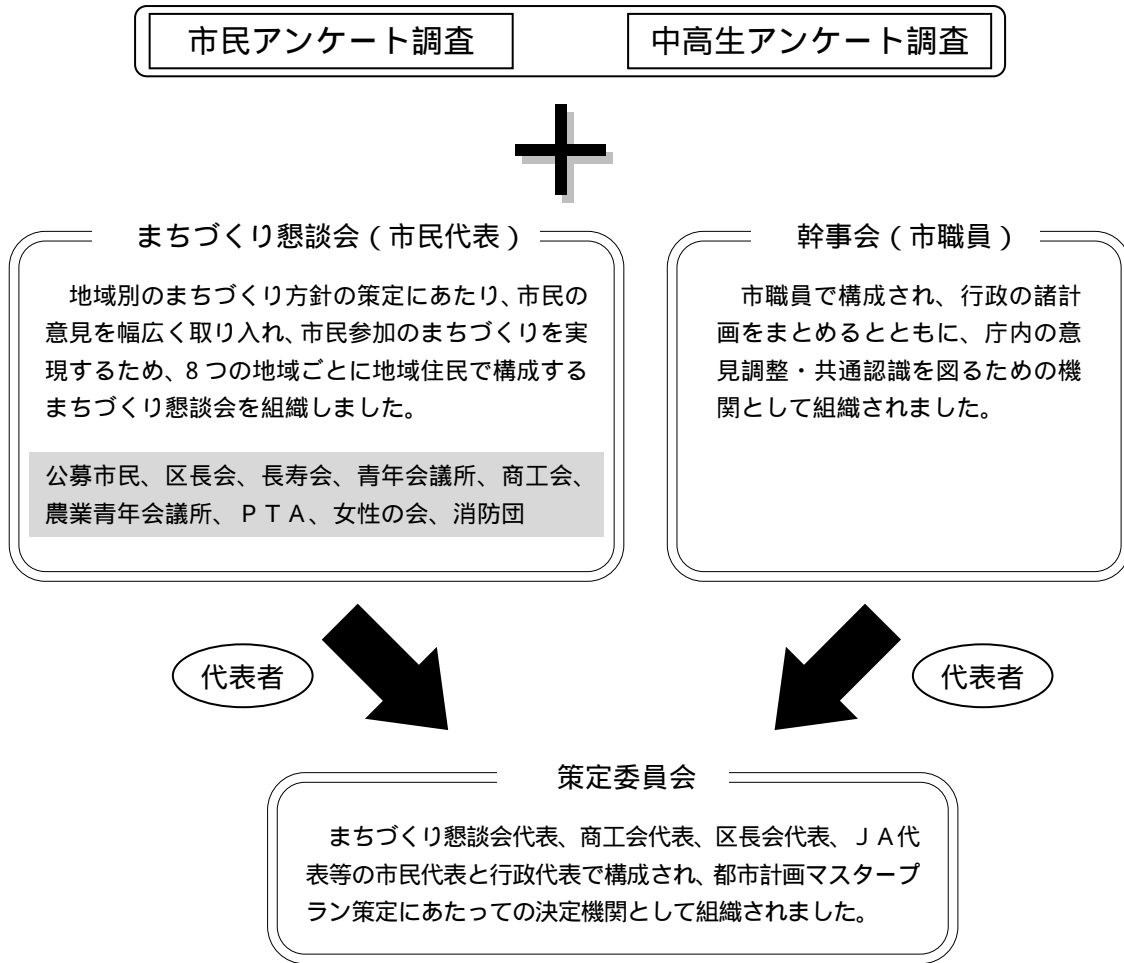
序-4 位置づけ

都市計画マスタープランは「吉川市総合振興計画」における都市整備の個別計画であり、地区計画等の市が定める都市計画のよりどころとなります。また、各部門計画等、関連諸施策と連携した総合的な都市整備を進める指針となります。



序ー5 策定過程における市民参加の取り組み

都市計画マスタープランの策定にあたっては、市民の意見を幅広く取り入れ、市民が住みたいと感じるまちづくりプランを策定することが重要です。そのため、市民、中高生を対象とするアンケート調査を実施し、まちづくりに対する具体的な意見や要望を幅広く把握するとともに、市民参加により、市民意見を取り入れることを主眼においた、3つの組織をつくり、策定を進めました。



序ー6 見直し過程における取り組み

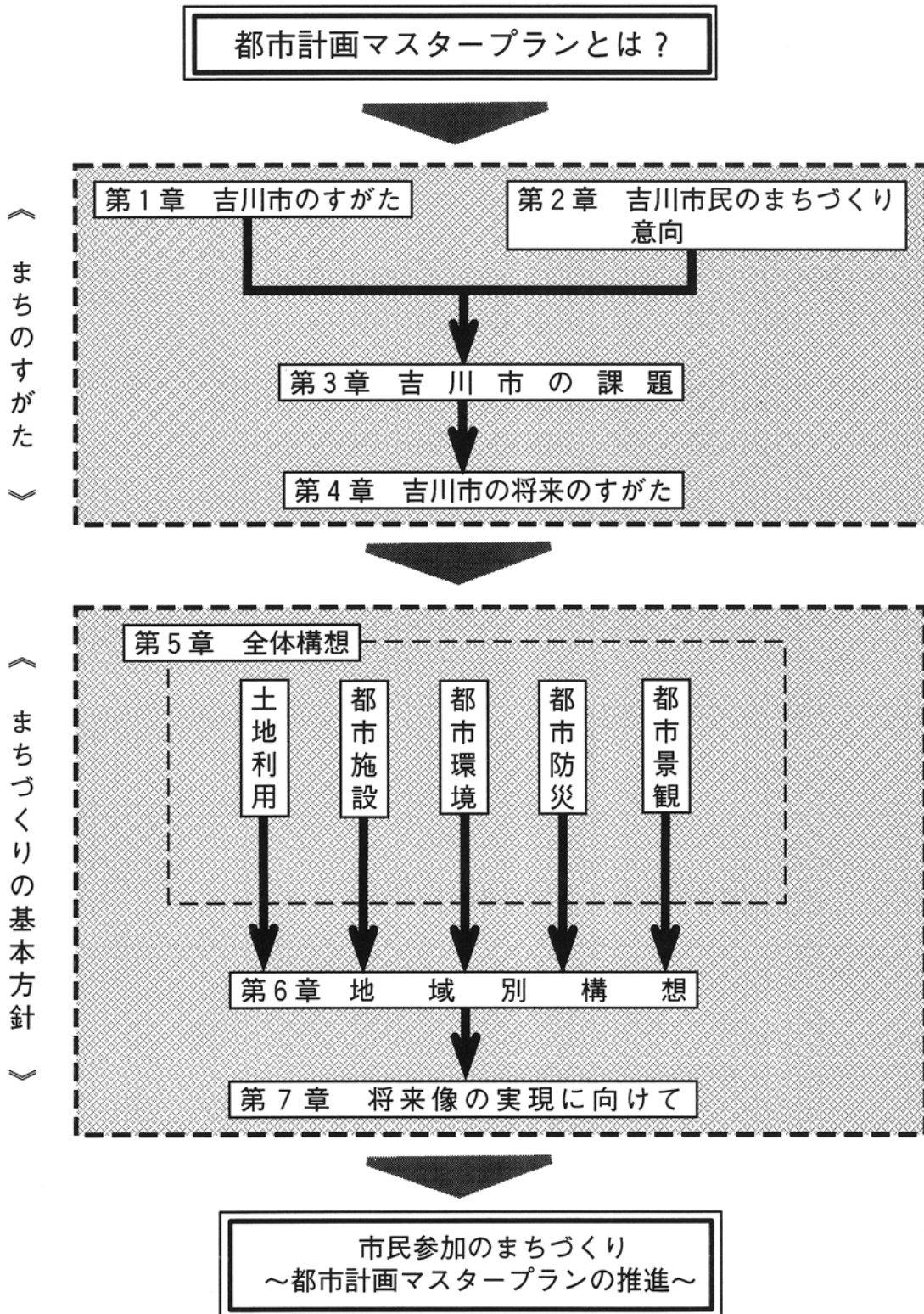
都市計画マスタープランの見直しにあたっては、市民意識調査により、市民ニーズを把握するとともに、吉川市都市計画審議会にて、「環境にやさしいまちづくり」と「災害に強いまちづくり」の2つの観点から、持続可能なまちづくりに向けて考えるべき事項や取り組みの基本的な考え方について検討を行いました。

また、社会経済情勢の変化を反映するとともに、水と緑に囲まれた本市の特性を活かすことを意識して、まちづくりの基本方向や方針を見直しています。

さらに、市民説明会やパブリックコメントの実施により、市民意向を計画に反映しています。

序-7 全体構成

都市計画マスタープランの全体構成を以下に示します。



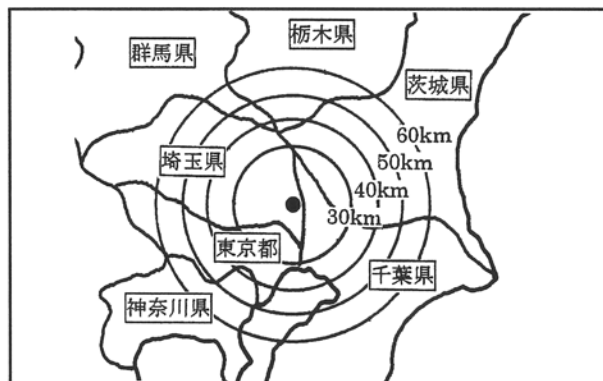
第 1 章 吉川市のすがた

第1章 吉川市のすがた

1-1 位置条件

本市は東京都心まで約20～30km（鉄道で約60分）の埼玉県南東部に位置しており、東京外郭環状自動車道、常磐自動車道、首都高速自動車道のインターチェンジに近接しています。また、市の東と西を流れる江戸川と中川の雄大な河川空間や、市内の北部・東部に広がる田園風景等、良好な環境にあります。

このため、首都近郊のベッドタウンとして発展してきました。近年では、周辺地域における大規模商業施設の立地などにより、住宅需要の受け皿となっています。そして、平成24年のJR武蔵野線吉川美南駅の開業により、今後も更なる飛躍が期待されています。

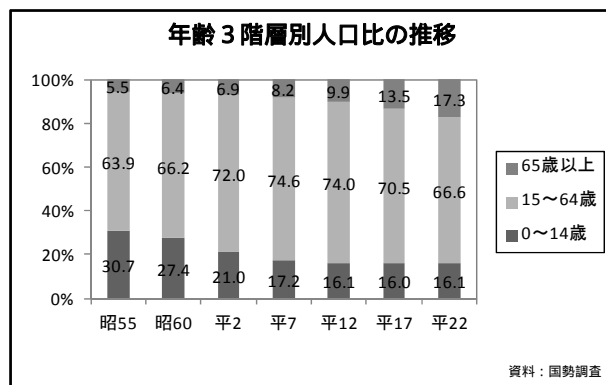
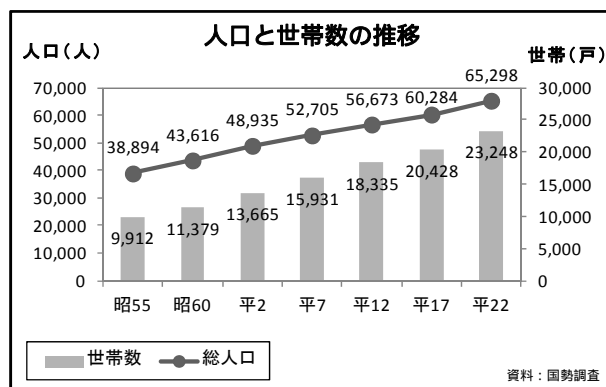


1-2 人口・産業の動向

1-2-1 人口の動向

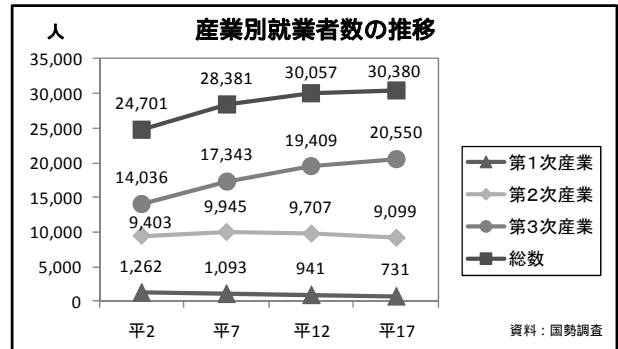
本市の人口は65,298人で増加傾向にありますが、核家族化が進行して、一世帯あたりの平均人員は減少しています（平成22年10月1日現在）。

また、少子・高齢化の進行も見られます。



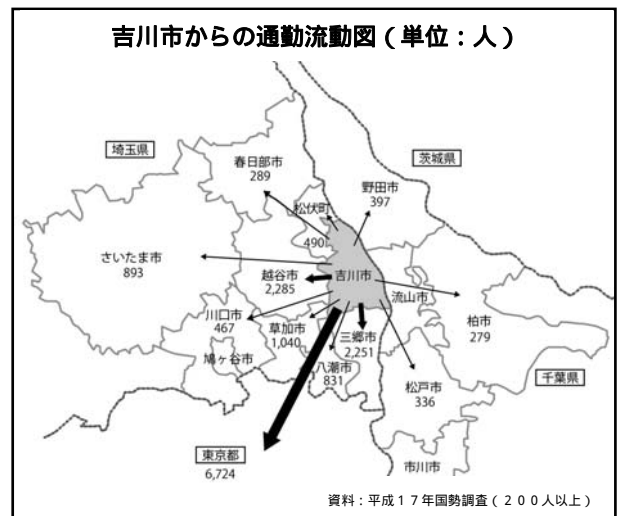
1-2-2 産業の動向

市全体の就業者数は増加傾向にあります。なかでも運輸・通信業、卸売・小売業・飲食店、サービス業等の第3次産業が増加しており、全体の7割弱を占めています。

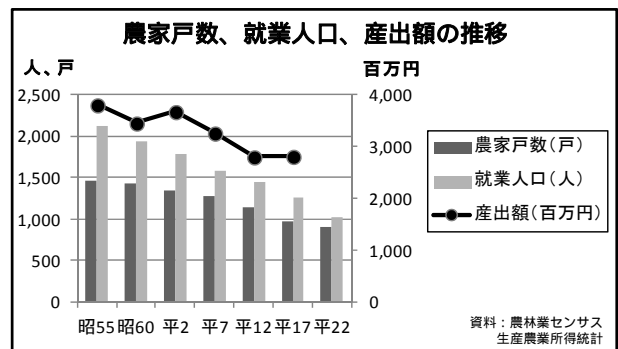


市内に住む就業人口は増加しており、主な就業先としては、東京都心及び越谷市、三郷市等の周辺都市となっています。

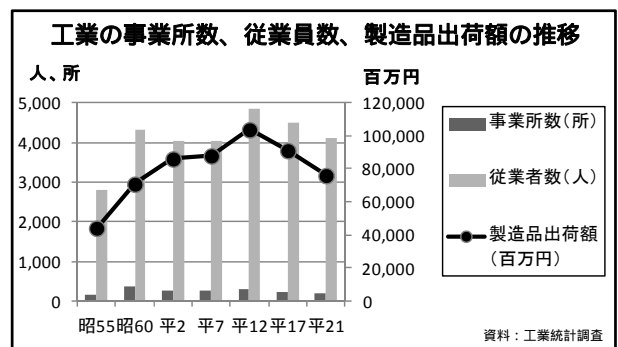
また、市内に住む就業者が市内に通勤する数は、13,236人となっています。



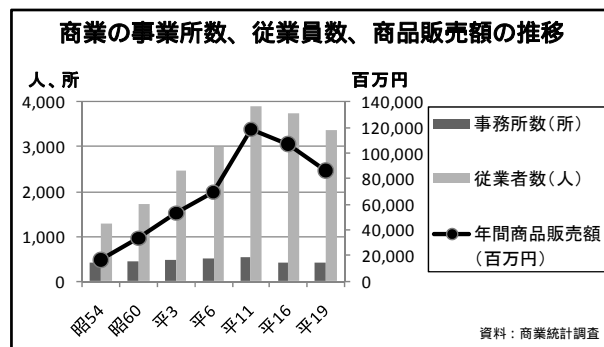
農業は、農家戸数、就業人口ともに減少が見られます。



工業の事業所数、製造品出荷額ともに、平成12年までは増加傾向でしたが、平成12年を境に減少しています。



商業の事業所数、従業員数、商品販売額ともに、平成11年までは増加していますが、平成11年を境に減少しています。



1-3 都市計画の現況

1-3-1 土地利用

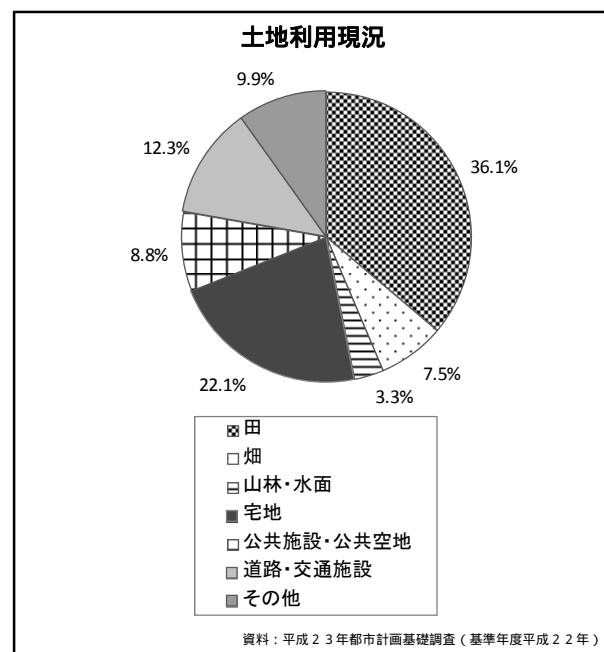
(1) 土地利用

土地利用は、市南西部のJR武蔵野線吉川駅を中心に南北に広がる市街地とその周辺を取り巻く市北部、東部に広がる農地に大別されます。

市街地では、計画的に行われている面整備により、良好なまちづくりが進められていますが、市街地周辺部においては、農地におけるスプロール状の宅地化が進行しています。

(2) 市街化区域・市街化調整区域

本市は、市域全域(3,162ha)が都市計画区域に指定されており、これに占める市街化区域の割合は約22%(687ha)で、市の南西部に位置しています。残りの2,475haは市街化調整区域となっています。



(3) 用途地域の指定状況

用途地域は、住居系用途が約78%を占め、住宅を主体とする用途地域の構成となっています。

(4) 市街地開発事業等

市街化区域の約72%で面整備事業等が実施され、計画的な都市づくりが進められています。

1-3-2 都市施設

(1) 広域・主要道路

広域道路網は主要地方道等の県道で構成されています。

(2) 都市計画道路

都市計画道路の決定延長は22.8km、整備済延長は14.7kmで、整備率は64.4%となっています(平成23年3月末現在)。

(3) 公共交通等

市内には、JR武蔵野線が南部を横断しており、吉川駅と新たに整備された吉川美南駅が設置されています。その利用者は毎年増加してきましたが、近年ではその増加は緩やかになっています。

(4) 公園・緑地

都市公園は137箇所、48.17ha整備されており、市民一人当たりの公園面積水準は7.22㎡/人で、県平均の6.48㎡/人を上回っています(市公園面積は平成23年3月末現在、県公園面積は平成22年3月末現在)。

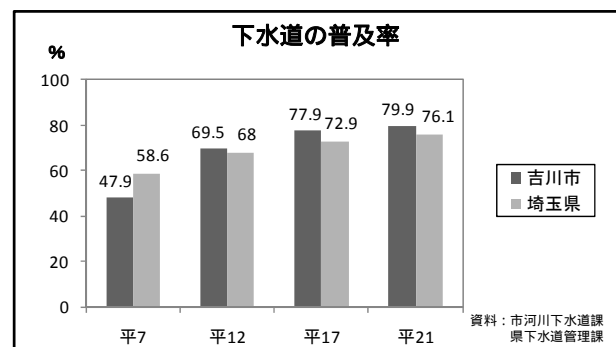
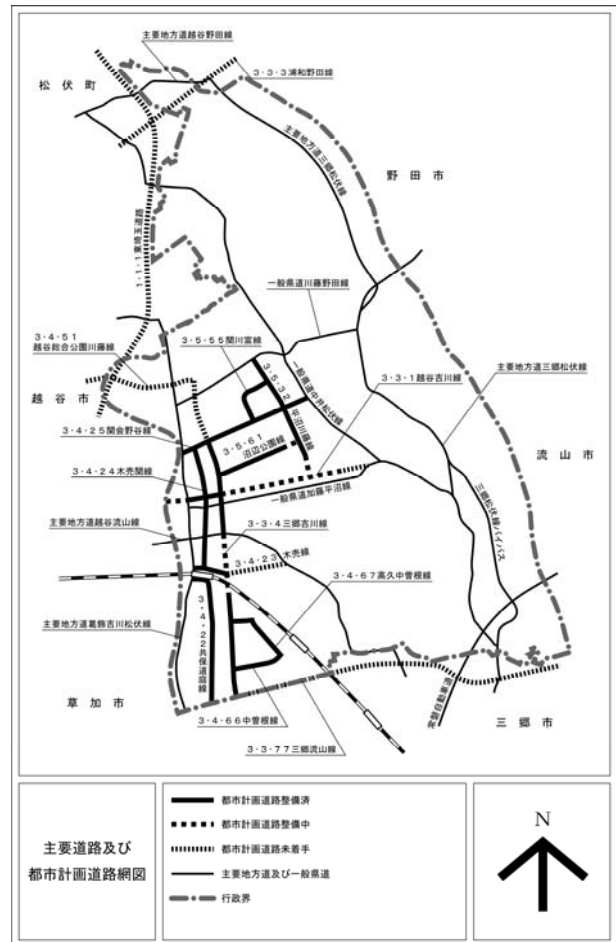
(5) 河川・水路

河川・水路は市を特徴づける自然環境となっています。

(6) 上水道・下水道

上水道の普及率は99.9%となっています。

下水道の対人口普及率は79.9%で、県平均の76.1%を上回っています(平成21年度末現在)。



1-3-3 生活環境施設

市役所及び市民サービスセンターが行政サービスの中心的役割を担っています。

市民交流センターおあしすが市民交流の場としての役割を担っています。

学校教育施設は、小学校7校、中学校3校、高等学校1校及び専門学校1校が立地しています。レクリエーション施設は江戸川河川敷周辺部に集中しています。

文化施設、福祉・医療施設は市街化区域に多く立地しています。

吉川市指定文化財（無形文化財を除く）が33箇所、埼玉県指定文化財が4箇所、市街化区域内に多く点在しています。

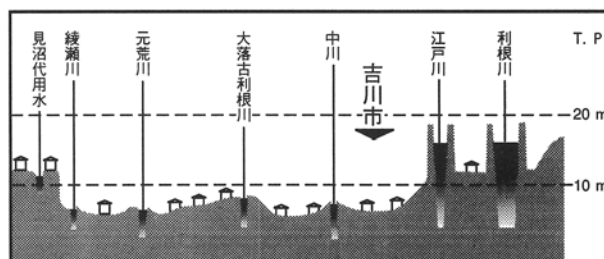
市民交流センターおあしす



1-3-4 都市防災

災害に強いまちづくりが望まれており、市街地の防災空間の確保と避難路ネットワークの整備が求められています。また、皿のような水の溜まりやすい地形と近年の急激な市街化の進行により保水・遊水機能が低下し、大雨等による浸水被害があります。

流域地形図



1-3-5 都市景観

市の北部及び東部に広がる田園風景や集落を取り囲む屋敷林、市内を流れる河川・水路は、本市の自然景観の重要な要素であり原風景となっています。

また、市街地においては、土地区画整理等により良好な住宅地景観を創出しており、さらに今後のプロジェクトにより市街地景観の様相は大きく変化すると思われます。

良好な景観を有するきよみ野地区



1-4 国・県の関連計画

1-4-1 首都圏整備計画(平成18年9月)

医療施設、福祉施設等が連携することにより、医療・福祉及び健康づくりのネットワークを形成し、医療・福祉分野における広域的な拠点の形成を図ります。
東埼玉道路の整備を推進するとともに、東京8号線(東京地下鉄有楽町線)の延伸について検討を進めます。

1-4-2 まちづくり埼玉プラン(平成20年3月)

都市開発ポテンシャルを活かして都市機能の集積を進めます。
身近な緑を保全・創出・活用し、川を出会いの場として活用します。

1-4-3 ゆとりとチャンスの埼玉プラン(埼玉県5か年計画)(平成19年2月)

武蔵野操車場跡地で進む新たな市街地整備を実施・支援します。
東埼玉道路(一般国道4号)の整備を促進します。
産業振興や地域住民の交流の拠点となる東部地域振興ふれあい拠点施設の整備を具体化します。
江戸川の堤防の強化や、大場川などの河川改修・調節池の整備を行います。

1-4-4 埼玉県国土利用計画(第4次)(平成22年12月)

都市近郊の立地条件を活かした農業の推進により、農用地の有効活用を図ります。
密集市街地においては、道路整備や緑地などのオープンスペースの確保を進め、その解消を図ります。
安全で快適な住環境や防災機能の向上を図るとともに、都市としての生活利便性を維持するため、集約型都市の形成を図ります。
新たな工業用地などの需要に対しては、農業的土地利用や自然環境との調和を図るとともに、乱開発の抑止に努めます。

1-4-5 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針(平成20年7月)

吉川駅を中心に広がる市街地については、良好な居住環境を有する住宅地のほか、都市機能も兼ね備えたまとまりのある都市空間の形成を図ります。
東埼玉テクノポリス地区については、周辺環境にやさしい工業地の形成を図ります。
武蔵野操車場跡地については、土地区画整理事業を推進し、周辺環境と共生・調和し、都市機能を備えた良好な住宅地の形成を図ります。
優良農地及びその周辺地域については、のどかさや安らぎのある農村風景を有する良好な自然資源として河川事業との整合を図りながら保全します。

1-5 市の関連計画

1-5-1 第5次吉川市総合振興計画(平成24年3月)

- (1) 目標年次は、平成33年度(2021年度)とする
- (2) 本構想の将来人口は、平成33年(2021年)の人口を75,000人と設定する
- (3) まちづくりの目標

将来像：人とまちが輝く 快適都市 よしかわ

うるおい・安心・快適なまちづくり(生活環境部門)

市民が快適な生活空間に暮らすことができるように、公園・緑地の整備や居住環境の向上、美しく親しめる水環境の実現に努め、やすらぎとうるおいのある快適なまちづくりをめざします。

市民生活の安心のため、総合的な治水対策や地域の防災力の向上を図るとともに、消防・救急体制の充実や犯罪、事故に遭うことのない安全なまちづくりをめざします。

水と緑、自然環境を守り環境と共生するため、環境負荷の軽減に努め、地球にやさしいまちづくりをめざします。

市民生活に欠かすことのできない上水道の安定供給を図ります。

躍動・活力・賑わいのまちづくり(地域振興部門)

人と自然が共生する環境に配慮したまちづくりを実現するため、総合的、計画的な土地利用を推進し、調和のとれた都市環境を創出します。

特色ある市街地の整備により、吉川らしさのある街並みを創出するとともに、観光資源の開発を進め、賑わいのあるまちづくりをめざします。

地域の特性を活かした都市型農業の確立や活力ある地域産業の発展をめざして工業の振興を図るとともに、地域に根ざした商業の育成、支援により、商業の振興を図り、職住近接をめざした地域産業の成長と雇用、就業機会を拡大します。

道路・公共交通網は、各拠点や周辺都市とのネットワーク化を進め、都市間、都市内の往来に利便性の高いまちづくりをめざします。

(4) 土地利用構想

土地利用構想については、今後の本市の発展に合わせ、新しいニーズに対応した市街地の形成をはじめ、活気にあふれた産業振興や人と自然の共生、集団的な優良農地の保全などを目標に、以下の土地利用地域を設定し、それぞれの利用の方針を定めます。

住宅系地域

既存の住宅系市街地における都市基盤施設の整備充実による住環境の改善を図るとともに、計画的な開発を実施した地区については住環境の維持増進を図ります。

また、人口増加に対応した宅地供給を進めつつ、地区状況に応じた適正かつきめ細かな土地利用を誘導し、地域に根差した個店や商業施設などとの調和を図り、良好な住環境を有する市街地形成に努めます。

工業系地域

既存の工業系市街地における生産・就業環境の維持・改善を図るとともに、新たな工業地では周辺環境に配慮した工場立地を推進し、さらなる産業の振興と地域経済に貢献する就業の場の確保をめざします。

複合系地域

吉川美南駅の設置と市街地拡大にともない、市民生活を支える各種都市機能の集積や住宅地整備により、多機能型の新たな市街地形成を図ります。

農地及び集落地域

農地及び集落地について、現況の土地利用を基本的に継承しつつ、営農環境や生活環境の維持保全を図ります。

産業まちづくり地域

既存の集落地環境の維持向上とともに、新たな道路の整備による交通利便性の高まりを見据えて、周辺環境との調和を図りながら、工場や流通業務施設などの立地を誘導します。

その他の地域

将来都市構造に位置付けられた「レクリエーション拠点」および「防災拠点」の形成に対応し、公園や緑地における機能の充実を図るとともに、市街地内の環境保全に資する空間確保を図ります。

(5) 都市計画関連主要プロジェクト

テーマ：災害から市民の生命と財産を守る

【重点施策】

- 美しい水環境の創出（污水处理施設の耐震化）
- 災害に強いまちづくり
- 総合的な治水対策
- 暮らしを支える上水道の充実
- 快適な道路網の充実（災害時の交通ネットワークの確保）

テーマ：まちの住みよさと魅力を高める

【重点施策】

- 調和のとれた住環境づくり
- みどり豊かなまちづくり
- 美しい水環境の創出
- 新しい市街地の整備
- 快適な道路網の充実
- 充実した公共交通網の整備

1-5-2 吉川市緑の基本計画(平成13年4月改訂)

(1) 水と緑の軸

公園緑地・公共施設・緑の資源等を、緑道や街路樹の整備や水辺空間の活用により「水と緑の軸」で結びます。それぞれの「軸」の特色を活かしながら、市内を快適に移動することのできるネットワークの軸を形成します。

(2) 緑の拠点

まちの顔となる「緑の中心拠点(多くの市民が集まる市の中心となるきよみ野、吉川中央地区)」と、地域の顔となる「緑の地域拠点(吉川市の特徴的な自然的要素である水辺・農地)」を公園緑地の整備や緑化の推進により形成します。

(3) 緑豊かなまち並み

公共施設や住宅地の緑化を中心に、緑豊かなまち並みを形成します。また、緑の保全・活用・創出に関わる取り組み等の緑の活動は、市民参加によって積極的に展開します。

(4) 吉川らしい田園風景

吉川市本来の緑の特徴である、農地と屋敷林・社寺林等が一体となった「吉川らしい風景」を維持していくため、農地や景観的に重要な樹林地等を積極的に保全・活用します。

(5) 良好な水辺環境

本市の骨格となる河川を保全していくとともに「水と緑の軸」や「緑の拠点」として活用します。

1-5-3 吉川町景観ガイドプラン策定報告書(平成3年3月)

(1) わかりやすく魅力ある都市基盤・公共空間をつくる

道路や公共施設の整備において、分かりやすいまちの構造をつくりだすとともに、快適で魅力ある景観の形成を図り、民間の景観形成を先導します。

(2) 自然と調和し、自然を豊かに取り入れる

吉川町の原風景である河川や田園等、水と緑の豊かな環境を維持・増進するとともに、開発・整備にあたって水と緑の環境を創出します。

(3) 活気ある、個性的で美しいまちなみをつくる

新しい都市機能の整備により住民が集い、活気のある中心市街地の形成を図り、また産業振興に寄与する新たな無公害型の工業団地を創ります。

(4) 歴史を感じさせる資産を掘り起こし、今に生かす

川と田園に結びついた吉川の歴史と文化を生かし個性あるまちづくりを進めます。

(5) 町民の知恵と力でまちづくりをすすめる

町民が主体となってまちづくりに取り組むための仕組みや体制づくりを進めます。



第 2 章 吉川市民のまちづくり意向

第2章 吉川市民のまちづくり意向

2-1 都市計画マスタープラン策定時のアンケート調査

2-1-1 調査概要

[調査目的]

都市計画マスタープランの策定にあたり、市民の意見を把握していく必要があると考え、本計画が20年後の将来を見据えた計画であることを考慮し、満16歳以上の市民を対象としただけでなく、20年後の中心世代となる中高生に対してもまちづくりの具体的な意見や要望を広く把握していくためにアンケート調査を実施しました。

[主な調査内容]

調査は次の3つの内容で実施しました。

- 住まいの周辺の現況について
- 吉川市全体の現況について
- 将来の吉川市について

[調査概要]

調査対象等は以下の通りです。

調査地域	吉川市全域		
調査対象	満16歳以上の市民	2,240人	
	市内の中学校に通学する全生徒	1,954人	
	市内の高校に通学する全生徒	630人	
抽出方法	市民：住民基本台帳からの等間隔無作為抽出		
調査方法	調査票郵送配布 - 郵送回収法		
調査期間	平成9年11月20日～平成9年12月26日		

[回収結果]

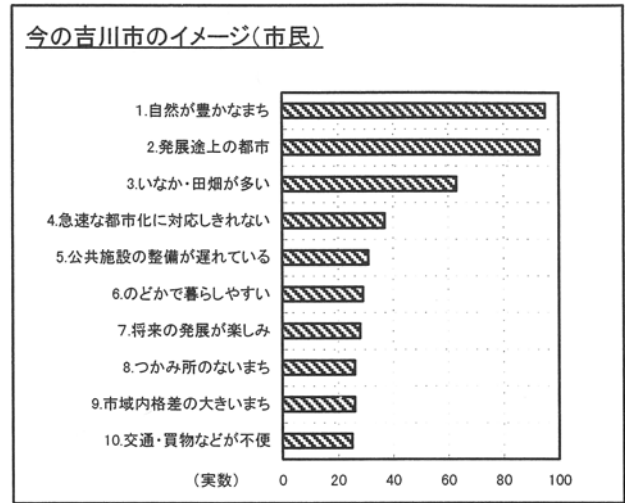
市民、中学生、高校生を対象とした3種類のアンケートの回収結果を以下に示します。

区 分	配布数	回収数	回収率
市 民	2,240	901	40.2%
中 学 生	1,954	1,481	75.8%
高 校 生	630	522	82.9%

2-1-2 調査結果

(1) 今の吉川市のイメージ

中学生・高校生・市民は、今の吉川市に対し、自然豊かなまち、発展途上の都市、いなか・田畑が多いこと等の共通したイメージを持っています。

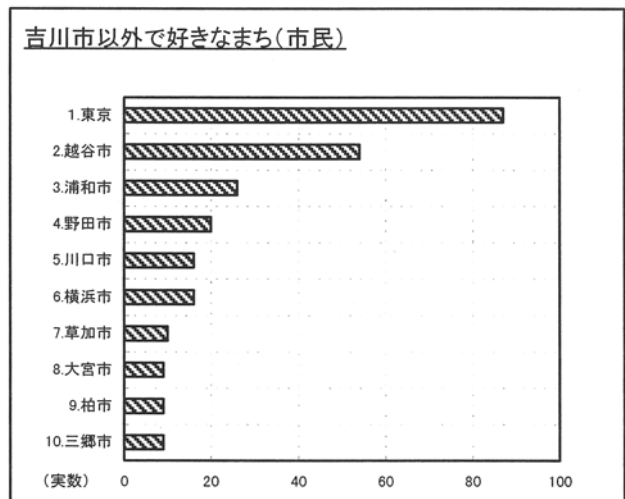


自由回答上位10位までを抽出

(2) 吉川市以外で好きなまち

中学生・高校生の好きなまちは、日常的な行動範囲である越谷市が1位で、次いで東京となっています。

また、市民の好きなまちは、1位が東京で理由としては「暮らしやすい、色々な機能が多い」があげられています。次いで2位が越谷市で「買い物・遊びに便利」、3位が浦和市で「自然とまちが調和している」となっています。



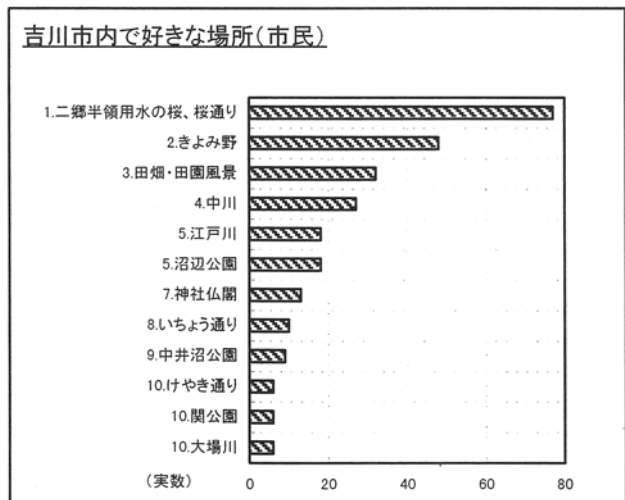
自由回答上位10位までを抽出

(3) 吉川市内で好きな場所

中学生は公園、高校生はきよみ野、市民は二郷半領用水の桜・桜通りが1位となっています。

また、きよみ野においては中学生、市民も上位3位以内となっています。

その他、田畑や田園風景をはじめとした自然に対する意見が多くなっています。



自由回答上位10位までを抽出

(4) 部門別に見た不満または改善の要望

道路・交通

街灯がなく暗い、道幅が狭いことが上位を占め、全体に共通した不満となっています。

その他に、高校生は、交通量が多いこと、市民は、違法駐車が多いこと等、交通環境の危険性や利便性に対する不満を持っています。

公園・緑地

中学生は、遊ぶ施設がないこと、高校生は、街灯がなく暗いこと、市民は、公園が少ないことをそれぞれ1位にあげています。

その他に、規模が小さいことが全体に共通した不満となっていますが、中学生・高校生は、ゴミ等が多く汚いこともあげており、公園の施設・環境に対する不満が多くなっています。

公共施設

中学生・高校生は、体育館等が少ないことに不満を持っているのに対し、市民は、病院等の施設が少ないことを1位にあげています。

その他、図書館等が少ないことは、全体に共通した不満であり、高校生は、病院等の施設が少ないこともあげています。

生活

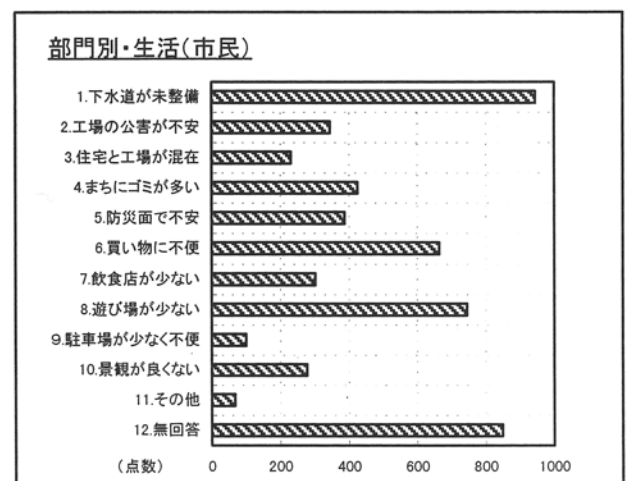
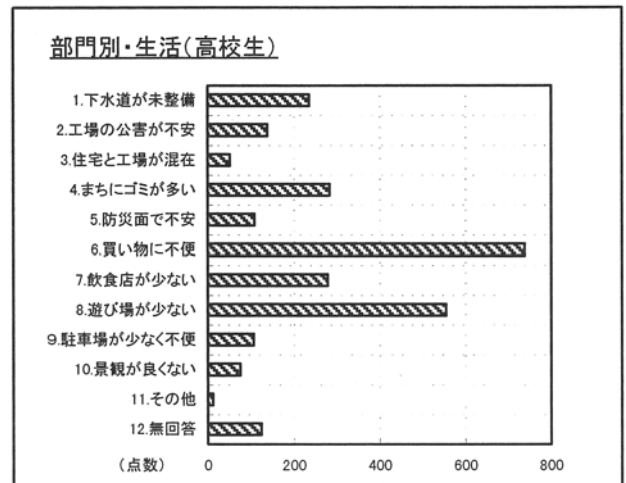
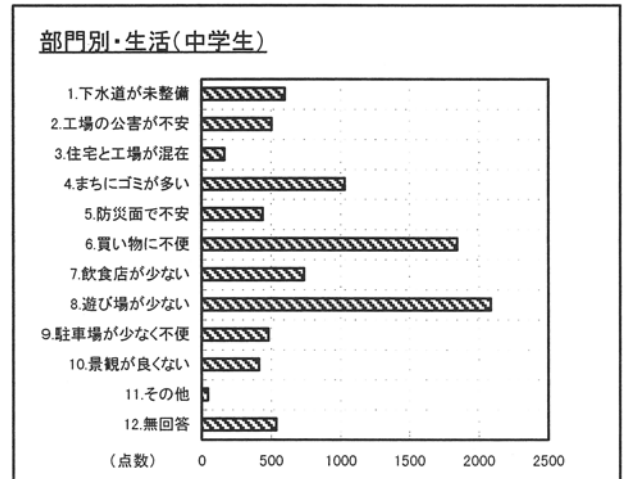
買い物に不便、遊び場がないことが上位を占め、全体に共通した不満となっています。

その他に、中学生は、まちにゴミが多いこと、高校生は、飲食店が少ないこと、市民は下水道の未整備に対する不満をあげています。

自然・文化

全体を通して、河川や水路が汚いことが1位となっており、共通した不満を持っています。

また、中学生・高校生は、動植物とのふれあいの場が少ないこと、市民は、大雨による浸水被害の危険性をあげています。



(5) 吉川市の将来像

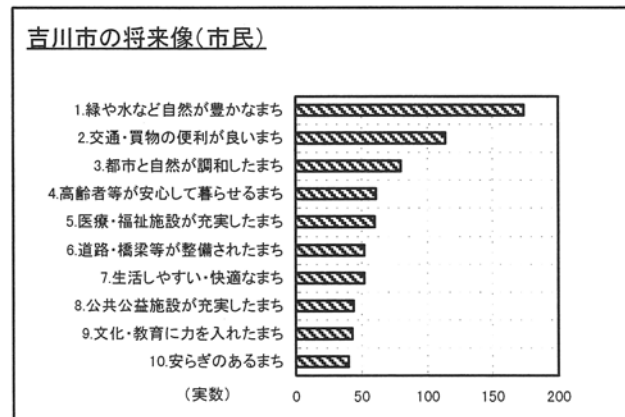
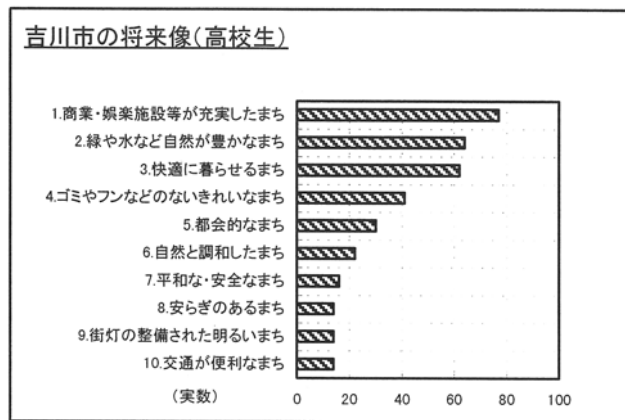
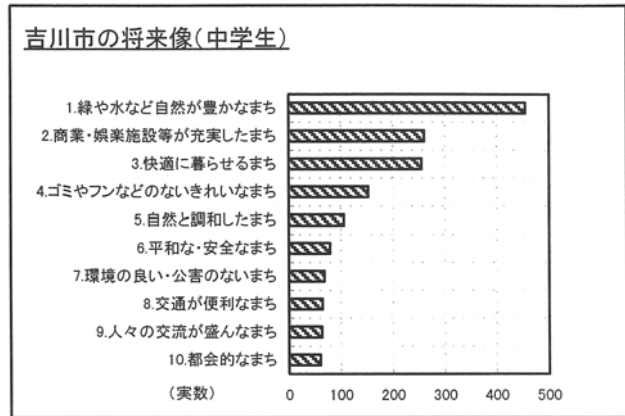
今の吉川市に対して自然が豊かなまちと感じているなか、将来的にも緑や水など自然が豊かなまちであり続けることが、全体に共通して上位にあげられています。

また、商業・娯楽施設等が充実したまち、交通・買い物の便利が良いまち、快適に暮らせるまち等、生活の利便性の向上を望んでいます。

20年後の吉川市への意向としては、豊かな自然と調和し、生活の利便性の向上したまちを望む傾向が全体的にみられます。

その他、中学生・高校生は、ゴミやフンなどのないきれいなまち、平和な安全なまち等の要望が多くなっています。

市民は、高齢者等が安心して暮らせるまち、医療・福祉施設が充実したまち等の要望が多く、福祉サービスの充実が望まれています。

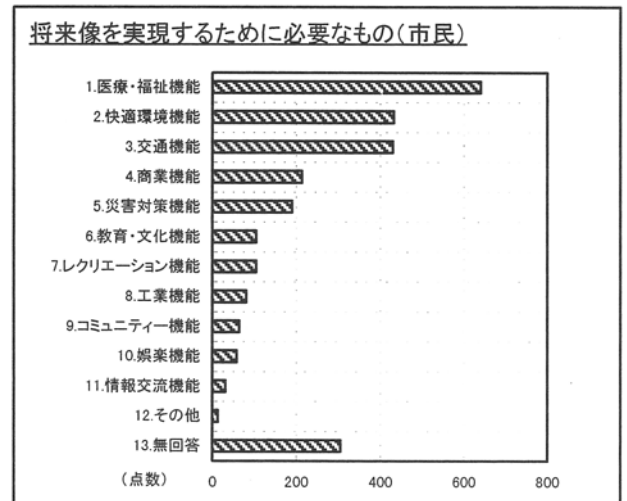


自由回答上位10位までを抽出

(6) 将来像を実現するために必要なもの

緑に囲まれ快適な生活を営むことができる快適環境機能が、中学生・市民の上位を占め、また、買い物に便利でにぎわいのある商業機能、映画館やゲームなど様々な遊びができる娯楽機能が中学生・高校生の上位を占めています。

市民は、安心して暮らせる医療・福祉機能を1位にあげています。

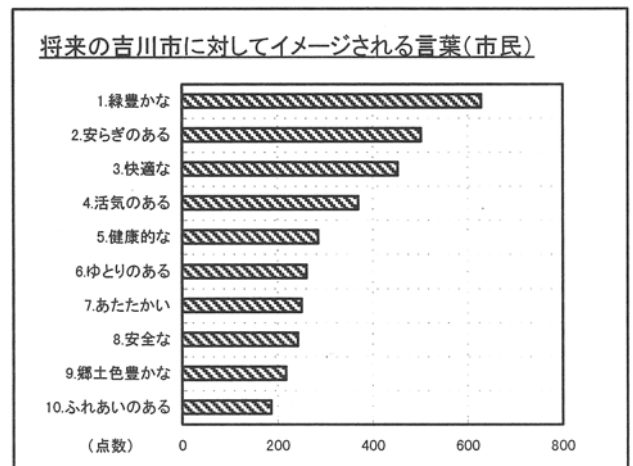


自由回答上位10位までを抽出

(7) 将来の吉川市に対してイメージされる言葉

全体に共通して、緑や水など自然が豊かなまちが望まれているなか、緑豊かなが、上位を占め、将来の吉川市に対してイメージされる言葉となっています。

中学生、市民が、安らぎのあるを上位にあげていますが、高校生は、商業施設等が充実したイメージを持つ、にぎやかな、活気のあるを上位にあげています。



自由回答上位10位までを抽出

2-2 見直し時の市民意識調査

2-2-1 調査概要

[調査目的]

市政に対する市民ニーズが多様化している中で、市民が市の現状に対してどのように感じ、評価しているのか、またこれから市の発展方向をどのように認識しているかなどを把握し、市政運営の基礎資料とするためにアンケート調査を実施しました。

[主な調査内容]

都市計画マスタープランの内容に該当する項目を記載します。

秩序ある土地利用

道路整備への取り組み

防災体制の充実への取り組み

[調査概要]

調査対象等は以下の通りです。

調査地域	吉川市全域
調査対象	満20歳以上の市民 1,500人
抽出方法	市民：住民基本台帳からの層化等間隔無作為抽出
調査方法	調査票郵送配布 - 郵送回収法
調査期間	平成22年10月5日～平成22年10月20日

[回収結果]

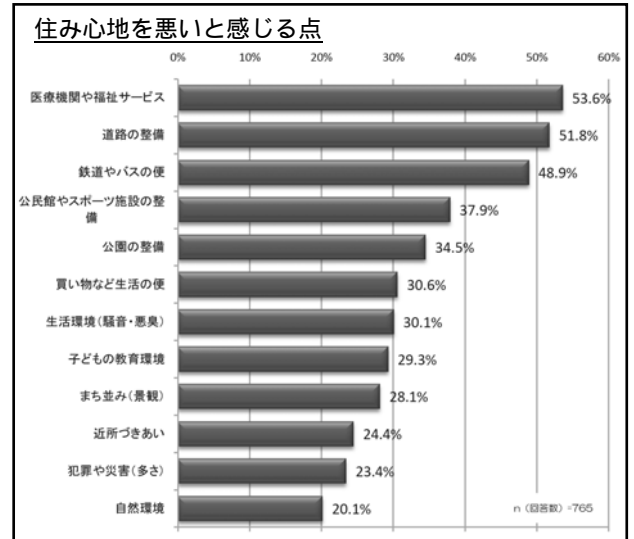
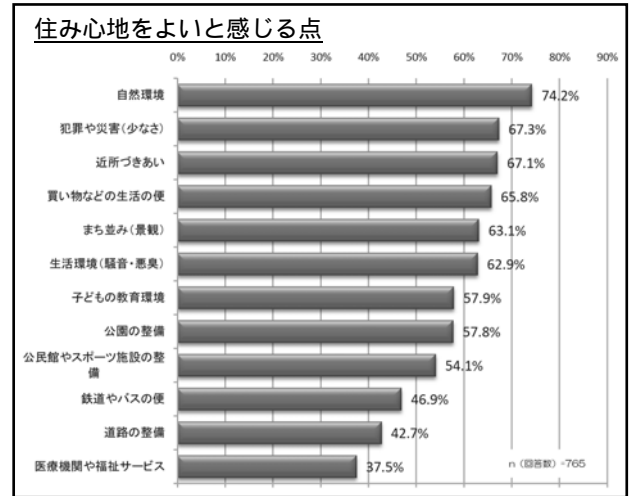
有効回答数(率) 765人(51.0%)

2-2-2 調査結果

(1) 住み心地をよいと感じる点・悪いと感じる点

住み心地をよいと感じる理由として「自然環境(多さ)」が最も多く、次いで「犯罪や災害の少なさ」となっています。

一方、住み心地を悪いと感じる理由として「医療機関や福祉サービス」が最も多く、次いで「道路の整備」となっています。



(2) 吉川市の取り組みについての満足度・重要度

重要度が高く、満足度が低い取り組みは、「防犯体制の充実」、「防災体制の充実」、「浸水被害の軽減」、「福祉環境」、「道路交通環境の整備」、「道路の整備」、「仕事と子育て」、「雇用の安定」となっています。



2-3 市民意向のまとめ

吉川市民のまちづくり意向をまとめると、以下の内容について望まれているといえます。

自然が豊かな都市の形成

買い物に便利で娯楽等が充実し、にぎやかさのあるまちづくり

緑や水などの自然を活用したまちづくり

道路の整備、および街灯の充実などによる道路環境の向上

憩いの場となる公園の増設や規模が大きく遊具などが充実した公園

体育館等のスポーツ施設の充実

下水道の整備による生活環境の向上

若者の遊び場となる娯楽施設の充実

河川や水路の浄化など、水辺環境の改善

医療・福祉機能の充実

安全・安心に暮らすための防犯・防災体制の充実



『人と自然との共生、安全・安心で暮らしやすい

生活重視のまちづくり』

- ・ 緑や水など自然が豊かなまち
- ・ 商業施設等が充実し、交通の便が良く、買い物に便利なまち
- ・ 都市と自然が調和し、快適に暮らせるまち
- ・ 防災・防犯に配慮した安心して暮らせるまち

第 3 章 吉川市の課題

第3章 吉川市の課題

3-1 都市づくりに関する課題

本市の現況と市民意向を踏まえ、持続可能な都市づくりに配慮しながら、「土地利用」「都市施設」「都市環境」「都市防災」「都市景観」の都市計画に関する5つの視点から都市づくりに関する課題を整理します。

3-1-1 土地利用

既存市街地における適正な土地利用の誘導と環境の改善を図るとともに、周辺都市の開発の動向等を踏まえた、新たな市街地整備の推進について検討する必要があります。

[既存市街地]

- 基盤整備済地区における住環境の向上
- 良好な市街地の維持管理
- 木造住宅が密集している平沼周辺地区における、火災や震災時の防災等、安全面に配慮した市街地の整備
- 吉川駅周辺地区における商業集積の誘導
- 生活利便機能の立地誘導
- 住宅と工場が混在する地区における適正な土地利用の誘導
- 既存工業地における就業環境の改善

[新市街地]

- 都市化の進展や人口増加に対応した新たな住宅市街地の形成
- 武蔵野操車場跡地及び吉川美南駅周辺地域や、東埼玉道路のランプ周辺地区、三輪野江地区における新たな土地利用
- 都市の発展を支援する新たな工業団地の整備と立地誘導
- 豊かな自然資源を活かし、自然と共生した市街地環境の創出

[農地・集落地]

- 集落地域における生活環境の改善
- 無秩序な宅地化の防止
- 集団優良農地の保全

土地利用の検討が必要な吉川美南駅周辺地域



3-1-2 都市施設

(1) 道路・交通体系

道路交通の円滑化を図るため、周辺都市における開発の動向等を踏まえた周辺都市及び都市内を連絡する幹線道路及び、子どもや高齢者、障がい者に対する安全性、快適性に配慮するとともに、環境負荷の低減にも配慮した交通施設の整備について検討する必要があります。

[道 路]

周辺都市の道路交通計画とも連携した広域交通体系の確立

市内の主要施設や地域間を連絡する都市内交通網の形成

交通量を円滑に処理できる東西方向を連絡する道路・橋の整備

人口増加に対応した新市街地整備における、新たな幹線道路の整備

市街地・集落地における狭い幅員の道路の拡幅

[歩行者・自転車用道路]

交通量の多い道路における歩道整備等、市民が安全かつ安心して歩行できる歩行空間の確保
社寺・文化財及び生活関連施設等への歩行者、自転車道による利便性の向上

通学路等における街路灯の設置

[公共交通]

鉄道の利便性向上と輸送力の増強、および誰もが利用しやすい駅施設の整備

新市街地整備における公共交通の充実による交通利便性の確保

生活関連施設の利用を容易にする公共交通の確保

歩道の整備が必要な道路



近隣市町を結び、交通渋滞解消が必要な橋



(2) 公園・緑地

今後予想される人口増加や市民ニーズに対応した、公園・緑地の整備を推進する必要があります。

今後の人口増加と誘致圏等を踏まえ、市民のニーズに対応した公園の整備

市内の優れた資源の有効活用による市民が身近に利用でき、憩いの場となる緑地の整備

歴史や自然を活用した公園・緑地の整備

平沼周辺地区や保地区及び集落地における防災性能の向上に対応し、避難場所としても機能する公園の整備

バリアフリー・ユニバーサルデザインに配慮し、誰もが利用しやすい公園・緑地の整備

河川敷の利用価値を高める公園・緑地の整備

市街化調整区域の既存資源を活用した、積極的な緑地の確保

既存の公園における施設・環境の改善

公園・緑地の適切な維持管理

市内の優れた資源を有効に活用した公園



利用価値を高める必要のある河川敷



3-1-3 都市環境

(1) 自然環境

本市の良好な自然要素である河川・水路及び農地等については、その維持・保全について検討する必要があります。

良好な水辺環境を創出する、河川・水路の水質浄化等への取り組み

環境や生態系を支える緑地として重要な役割を果たす農地の維持・保全

整備が望まれる水辺環境



(2) 生活環境

市街地における良好な水環境の形成や緑化の推進、防犯対策について検討する必要があります。

公共下水道の整備及び水洗化の取り組み

市街化調整区域における合併処理浄化槽の普及・維持管理及び農業集落排水施設への接続
市街地の良好な生活環境を形成する、民有地におけるまちなみ緑化及び周辺環境に配慮した工場地の緑化

犯罪が起きにくいまちにするため、見通しの悪い道路の改善や、周囲から見通しの良い建物の建築等による、多くの住民の目が自然と届く環境づくり

防犯に対する市民活動の充実

水質浄化の必要がある河川



(3) 地球環境

地球規模での環境問題に対応して、環境負荷の軽減について検討する必要があります。

省資源、省エネルギーに配慮したまちづくりの推進

分別収集やリサイクル化など、環境負荷を軽減するゴミの収集処理システムの確立

ゴミの減量や分別への協力に対する市民意識の高揚

雨水の地下浸透等による自然に近い水循環システムの確立

3-1-4 都市防災

(1) 市街地

火災や震災時における二次災害の防止や災害時や緊急時における避難や救済活動の円滑化等、安全面に配慮した環境整備の推進について検討する必要があります。

古くから市街地が形成され、建築物が密集し、災害時の危険性が高い地区における防災性の向上

緊急車両等の進入が困難な狭い幅員の道路が多い市街地における防災性の向上

指定された避難場所への避難路が身近にない地域における、円滑な救済活動が行える避難路ネットワークの整備拡充

延焼防止や避難場所の機能を担う公園及び公共空地等の防災空間の確保

水道施設や隣接市町を結ぶ連絡管等、非常時における安全で安定した水供給の確保

地震対策の更なる強化

防災面に配慮した整備が必要な市街地



(2) 河川・水路

大雨等による浸水被害の軽減を図るため、治水対策をさらに充実する必要があります。

河川、水路等の治水施設の整備

保水・遊水機能を確保するための貯留・浸透施設や調整池等、雨水流抑制施設の整備

治水対策として整備が必要な河川



3-1-5 都市景観

吉川らしさを継承する原風景の保全や住宅地、工業地及び公共施設等における良好な景観の創出について検討する必要があります。

(1) 自然景観

吉川市の郷土を知る原風景の一つである農地、屋敷林・社寺林や水路が一体となった田園風景の保全

吉川市周辺及び市内を流れる河川・水路を活用した、吉川市らしい水辺環境の保全・創出

吉川らしい水辺環境の創出が必要な河川敷及び橋



(2) 市街地景観

良好な景観を創出している住宅地の保全と、その他の市街地における都市の魅力を生み出すまちなみの誘導

大規模建築物のデザイン化や敷地内の緑化等による、周辺との調和に配慮した景観の形成
周辺環境との調和に配慮し、敷地内の緑化促進等による小松川工業専用地域における良好な工業地景観の創出

東埼玉テクノポリスにおける良好な景観の維持

良好な景観を創出している住宅地



(3) 公共施設景観

歩道部における植栽や街灯、ベンチ等の付随施設のデザイン化や電線の地中化による、幹線道路等における魅力ある景観の形成

周辺環境との調和と、魅力ある河川景観の創出に配慮した橋等のデザイン化

眺望に配慮した視点場の確保



第 4 章 吉川市の将来のすがた

第4章 吉川市の将来のすがた

4-1 目標年次

本計画における目標年次は概ね20年後の

平成33年度(2021年度)

とします。

なお、見直しについては社会経済情勢の変化を踏まえて柔軟に対応します。

4-2 まちづくりの基本方向

4-2-1 まちづくりの目標

総合振興計画の将来像、市民意向、現況の特性を踏まえ、都市計画マスタープランの目標を設定します。

総合振興計画における都市の将来像

「人とまちが輝く 快適都市 よしかわ」

市民意向

「人と自然との共生、安全・安心で暮らしやすい生活重視のまちづくり」

現況の特性

「良好な住宅地の整備が進む首都圏における住宅都市」

「江戸川・中川や水路等の水辺空間と

屋敷林や田園等の緑により構成される田園都市」

まちづくりの目標

人と自然をはぐくみ

ゆとりとやすらぎのある住みよいまちづくり

4-2-2 まちづくりの方向

まちづくりの基本的な方向を以下に示します。

人と自然をはぐくみ

ゆとりとやすらぎのある住みよいまちづくり

【土地利用】 **人と自然が共生する環境に配慮したまちづくり**
市の発展に合わせ、多様なニーズに対応した市街地の形成
活気に満ちたまちにするための産業の振興
人と自然の共生を図るまちづくり
集団的な優良農地の保全

【都市施設】 **豊かな生活空間を創出するための都市の骨格づくり**
都市内及び都市間移動の利便性を高める道路・交通網の形成
公共施設等へのアクセスを強化するネットワークづくり
維持管理などによる既存ストックの有効活用
自然環境を活用した余暇空間の創出
高齢者や子供たちがふれあえる場の創出

【都市環境】 **人にやさしい快適な都市環境の形成**
水と緑を活かした住環境の形成
快適な暮らしの実現と低炭素社会への貢献
防犯に配慮した安心して暮らせるまちづくり

【都市防災】 **災害に強いまちづくり**
避難路、避難所ネットワークの強化
住宅密集の解消による安全・安心なまちづくり
治水対策による水害に強いまちづくり

【都市景観】 **水と緑に出会える都市空間の創出**
江戸川・中川などを活かした水辺景観の形成と保全
農地と屋敷林や集落の織りなす一体的な景観の保全
まちなみに配慮した質の高い市街地景観の形成

4-3 吉川市の将来都市構造

4-3-1 まちづくり展開の視点

吉川市の都市構造を空間の構成要素である、面、点（拠点）、線（軸）という3つの視点でとらえるとともに、現在を踏まえ将来における都市の骨格形成の在り方を整理します。

ここで導きだされる、将来あるべき都市構造をもとに全体構想を展開します。

（1）面

人口増加やゆとりある住環境の形成に対する計画的な受け皿づくり
多面的な機能を有する都市の後背地としての農地の保全
レクリエーション機能をもたせた農地の複合的な利用

（2）拠点

面の拡大に対応するため、機能別の拠点を分散した都市の形成
（拠点分散型の都市の形成）

（3）軸

都市間軸と都市内軸とによる軸の機能的な分担
都市間及び都市内の移動を円滑化する軸形成道路網の整備

4-3-2 将来の都市構造

上記の、3つの視点に基づき、吉川市が目指すべき将来都市構造の構成と将来都市構造図を次に示します。

（1）面の構成

面は、既存の市街地部を中心に将来的に拡大する市街地ゾーンと、その後背地である農地とレクリエーションの場を含めた田園・レクリエーションゾーンによって構成されます。

市街地ゾーン

既存市街地の整備と新たな市街地の開発により、快適な生活を支える、良好な都市環境の形成を図るべきゾーンとします。

田園・レクリエーションゾーン

農地と集落地を中心とし、現在の営農環境や生活環境を保全しつつ、市民に憩いとやすらぎを与える空間形成を図るべきゾーンとします。

(2) 拠点の構成

都市全体に対しバランス良く都市サービスを提供するため、以下に示す拠点形成を図り、多様な都市機能の充実をめざします。

商業拠点

吉川、吉川美南の両駅を中心とする地域、旧来から商店の立地する平沼周辺地域を商業拠点とします。

複合新拠点

吉川美南駅を中心とした武蔵野操車場跡地と吉川美南駅周辺地域を、各種都市機能を備えた複合新拠点とします。

産業拠点

東埼玉テクノポリスとその周辺地域を、流通や生産機能を中心とした産業拠点とします。

コミュニティ交流拠点

市民に開かれた新市役所と市民参加における情報発信源としての市民交流センターおあしす周辺を、コミュニティ交流拠点とします。

レクリエーション拠点

自然とふれあうことのできる豊かな市民生活を送る余暇空間として、県営吉川公園を中心とする江戸川周辺地域を広域的なレクリエーション拠点に、総合体育館と市民プール付近を市民スポーツのレクリエーション拠点とします。

防災拠点

江戸川沿いの八子新田、鍋小路地区に整備される吉川市河川防災ステーションを防災拠点とします。

地域拠点

上記各拠点の機能を補完するため、よりきめ細かい住民サービスの向上を目指し、地域別構想において地域拠点を設定します。

地域拠点は既存施設の有効活用を図り、その周辺整備とあわせ、福祉面や防災面、行政サービス面等、地域レベルの生活支援機能を高めていく拠点とします。

(3) 軸の構成

広域的な都市間の移動を支える都市間軸と、市内拠点への移動の連絡機能をもつ都市内軸の形成により、交通利便性の向上をめざします。

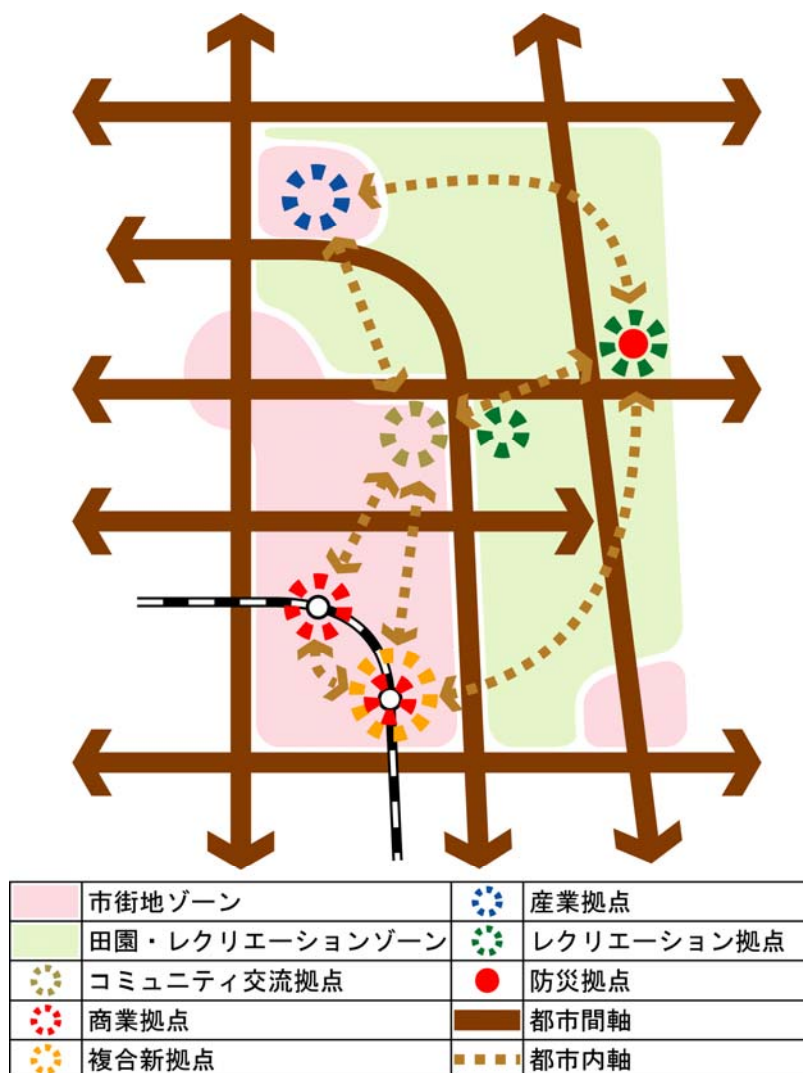
都市間軸

広域幹線道路である東埼玉道路と、本市を東西南北に縦・横断し、隣接市町へも連絡する主要幹線道路網により、都市間軸の形成を図ります。

都市内軸

都市内における円滑な交通を支えるため、上記の都市間軸と連携しつつ、市内各拠点を結びつける幹線道路網により、都市内軸の形成を図ります。

図 将来都市構造図



4-3-3 水と緑のネットワーク

前記の将来都市構造に加え、吉川市の特徴的な自然環境であり、都市生活の良好な環境要素である河川・水路をはじめとした「水と緑」を、都市の骨格を形成するもう一つの要素と考え、これらを活用した「水と緑のネットワーク」の在り方を整理します。

(1) 水と緑のネットワークの構成

江戸川、中川といった「吉川のシンボル」である2つの河川を「水と緑の骨格」とし、それらを水と緑の要素で結ぶことにより、市内の回遊ルートとしての「水と緑のネットワーク」を形成します。

水と緑の中心軸

江戸川、中川の水辺空間を活用した南北方向の軸

水と緑の補完軸

市内を流れる河川・水路や緑道・歩道等により市全域を網の目のように結ぶ軸

水と緑のネットワークの拠点

公園、ポケットパーク、学校、その他の公共公益施設等による水と緑を基調にした拠点

また、新たに整備する公園、緑道等についてはこの考え方に基づき、ネットワークを強化する構成要素のひとつとして整備し、ネットワーク全体の質の向上に努めます。

(2) 水と緑のネットワーク形成の意義

まちの魅力向上

身近な生活の場に水と緑とのふれあい空間が生まれ、うるおいあるまちを形成するとともに水と緑により構成される都市としての印象的な風景を創出することができます。

安全で快適な歩行空間や自転車道の充実

ゆとりある歩道や緑道を整備することで、子どもから高齢者までが安全に歩くことができる歩行系ネットワークを整備することができます。

また、安心して通行できる自転車道もあわせて確保が可能となります。

公共公益施設の利便性の向上

歩行者及び自転車利用者が公共公益施設を利用する際に自動車交通等を気にせず安心して、訪れることができます。

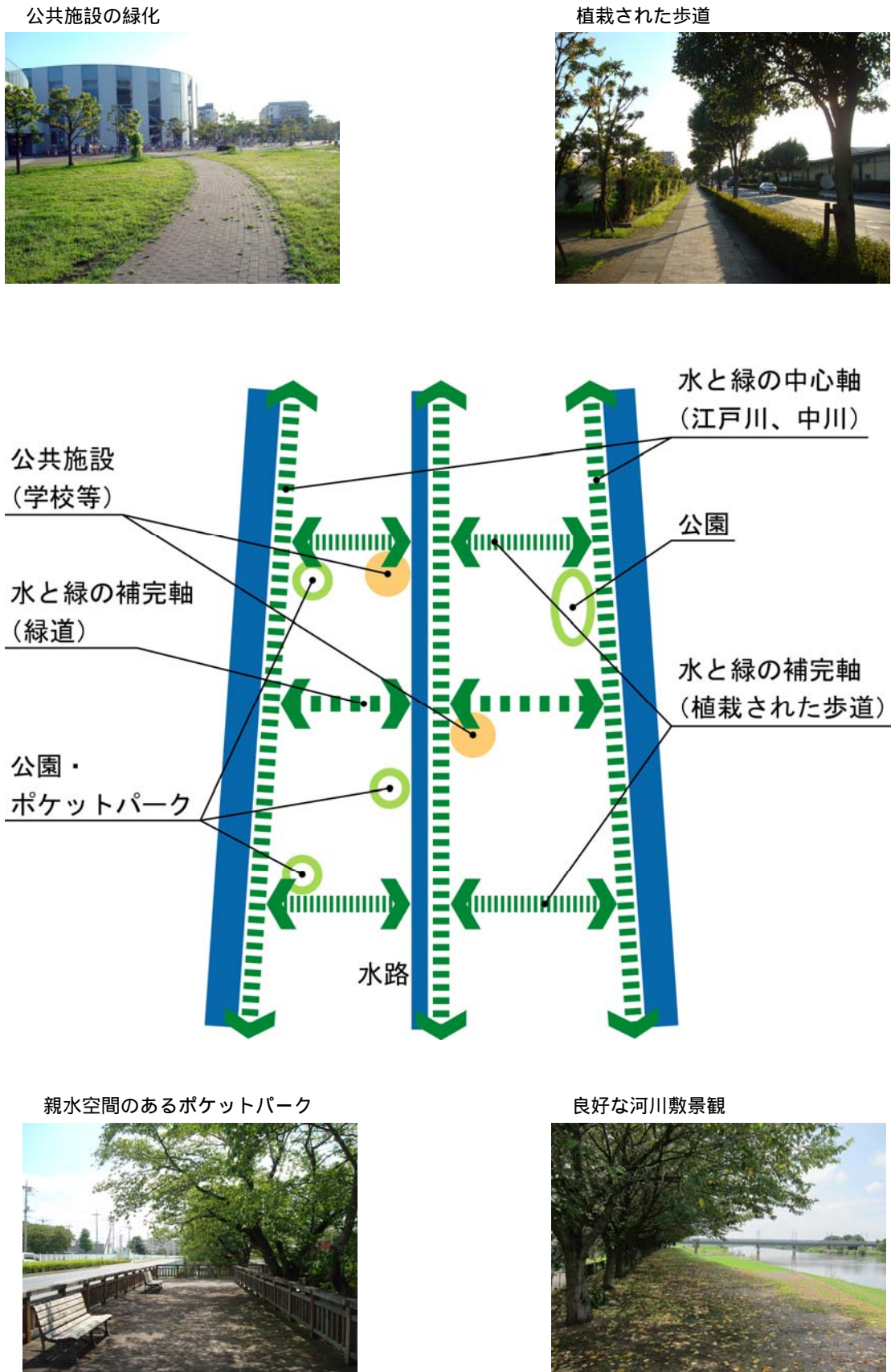
災害に強いまちづくり

市街地における火災の延焼防止帯や避難路として防災機能の向上を図ることができます。

生態系の保全

動植物の生息空間ともなる水辺や緑の空間が確保され、都市化の中で失われつつある生態系の保全を図ることができます。

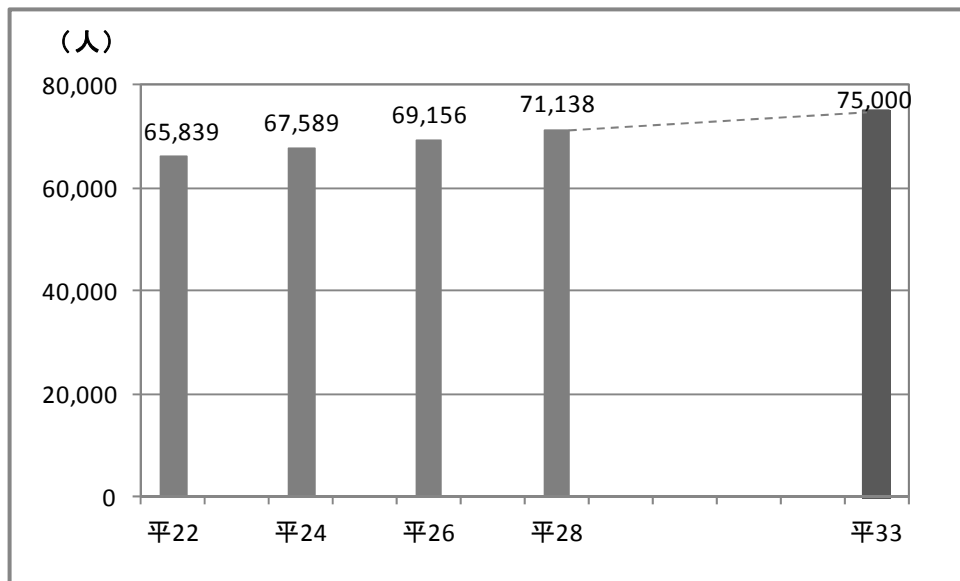
図 ネットワーク概念図



4-4 将来人口の設定

将来人口は、第5次吉川市総合振興計画に沿うものとし、平成33年までの間においては、本市の立地条件からも進行中の土地区画整理事業地内への人口定着が見込まれることから、人口は引き続き増加する予測となっています。

本計画では、平成33年(2021年)における吉川市の将来人口を概ね75,000人と見込みます。



第 5 章 全体構想

第5章 全体構想

5-1 土地利用

人と自然が共生する環境に配慮したまちづくり

- ・市の発展に合わせ、多様なニーズに対応した市街地の形成
- ・活気に満ちたまちにするための産業の振興
- ・人と自然の共生を図るまちづくり
- ・集団的な優良農地の保全

徒歩や公共交通で暮らせるコンパクトな集約型都市構造を基本とし、土地利用の目標を達成するために、以下の土地利用地域を設定し、それぞれの土地利用の方針を定めます。

5-1-1 住宅系地域

基本方針

既存の住宅系市街地における都市基盤施設の整備充実による住環境の改善を図るとともに、計画的な開発を実施した地区については住環境の維持増進を図ります。

また、人口増加に対応した宅地供給を進めつつ、地区状況に応じた適正かつきめ細かな土地利用を誘導し、地域に根差した個店や商業施設などとの調和を図り、良好な住環境を有する市街地形成に努めます。

(1) 住環境改善ゾーン

古くから市街地が形成され、建築物が密集している地区については、地区計画制度等の活用、道路の拡幅整備や公園等の公共空間を確保し、防災面や安全面にも配慮した住環境の改善を図ります。

《対象区域》

平沼周辺地区



(2) 住環境向上ゾーン

土地区画整理事業等による面整備が既に行われた地区については、既存住環境の維持を図り、さらに地区計画制度やまちなみ緑化等による質の高いまちづくりを目指します。

《対象区域》

吉川団地、新栄地区、きよみ野地区、保・中野・栄町の一部地区、中川台、吉川第一地区、保地区、吉川駅南地区



(3) 住環境形成ゾーン

現在、面整備中の地区については、都市基盤施設の整備に合わせたまちなみのデザイン化を進めるとともに、グレードの高い住宅地形成を図ります。

《対象区域》

吉川中央地区、武蔵野操車場跡地地区



(4) 住工共存ゾーン

既に住宅と工場が混在する地区については、工場敷地内の緑化や工場の低公害化等を促進し、住宅と工場が共存しうる環境形成を図ります。

《対象区域》

保・中野・栄町・小松川の一部地区



(5) 沿道サービスゾーン

交通量が多い主要幹線道路の沿道については、地域住民や自動車による利用者を対象とした、日常生活を支える生活利便機能などの沿道サービス施設の立地誘導を図ります。

《対象区域》

吉川小学校入口交差点から吉川中央地区までの越谷吉川線沿道、吉川中央地区から吉川駅南地区までの三郷吉川線沿道



5-1-2 複合系地域

基本方針

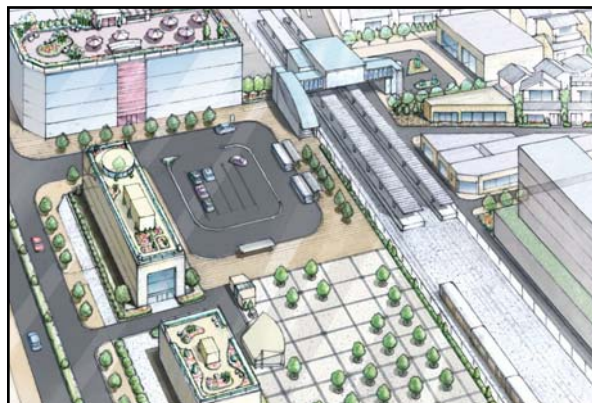
吉川美南駅の設置と市街地拡大にともない、市民生活を支える各種都市機能の集積や住宅地整備により、多機能型の新たな市街地形成を図ります。

(1) 複合多機能ゾーン

複合新拠点の形成にあたっては、吉川美南駅の設置や新市街地形成による優れた立地条件を活かし、商業機能に加え、娯楽・文化・教育・住宅等、多様な機能を合わせ持つ複合的な市街地の形成を図ります。

《対象区域》

吉川美南駅周辺地域



5-1-3 工業系地域

基本方針

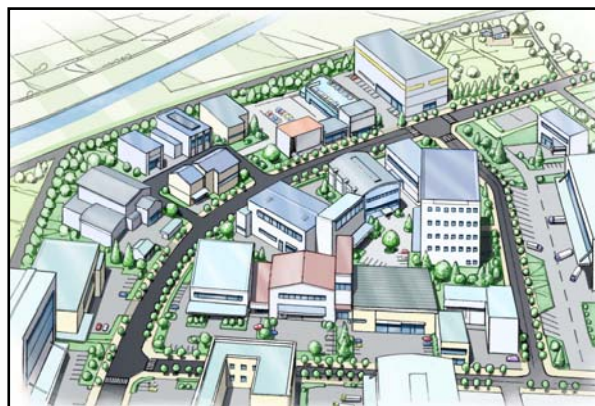
既存の工業系市街地における生産・就業環境の維持・改善を図るとともに、新たな工業地では周辺環境に配慮した工場立地を推進し、さらなる産業の振興と地域経済に貢献する就業の場の確保をめざします。

(1) 工業専用ゾーン

既存の工業地については、敷地内緑化の促進に努めながら、周辺環境に配慮した産業拠点の創出を図るとともに、東埼玉テクノポリスの拡張を推進します。

《対象区域》

東埼玉テクノポリス、小松川地区



5-1-4 農地及び集落地域

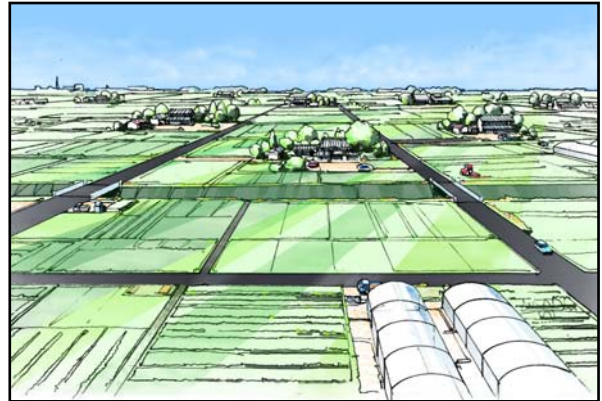
基本方針

農地及び集落地について、現況の土地利用を基本的に継承しつつ、営農環境や生活環境の維持保全を図ります。

(1) 農地及び集落地ゾーン

集団優良農地については、生産機能だけでなく保水・遊水機能や都市における緑地機能、レクリエーション機能等を評価し、その保全を図るとともに、都市と農村との交流による新たな農業のあり方を検討します。

集落地については、屋敷林等の集落景観を維持しながら、狭い道路の拡幅等、生活環境の改善を図ります。



5-1-5 産業まちづくり地域

基本方針

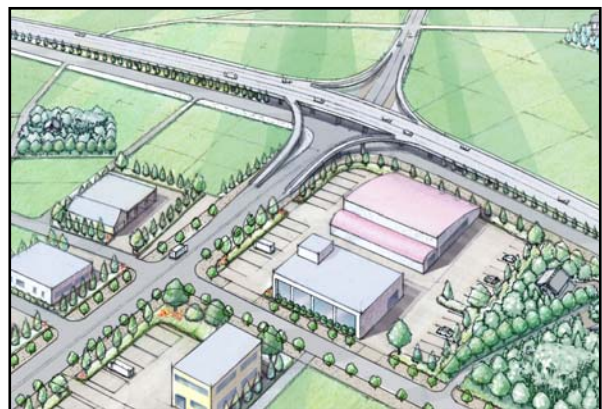
既存の集落地環境の維持向上とともに、新たな道路の整備による交通利便性の高まりを見据えて、周辺環境との調和を図りながら、工場や流通業務施設などの立地を誘導します。

(1) 産業まちづくりゾーン

東埼玉道路の整備や三郷松伏線バイパスによる立地条件を最大限に活用できる地区においては、既存の集落地環境に配慮した都市基盤の整備を推進し、工場や流通関連業務施設などの立地を誘導します。

《対象区域》

三輪野江地区、西部地域



5-1-6 その他の地域

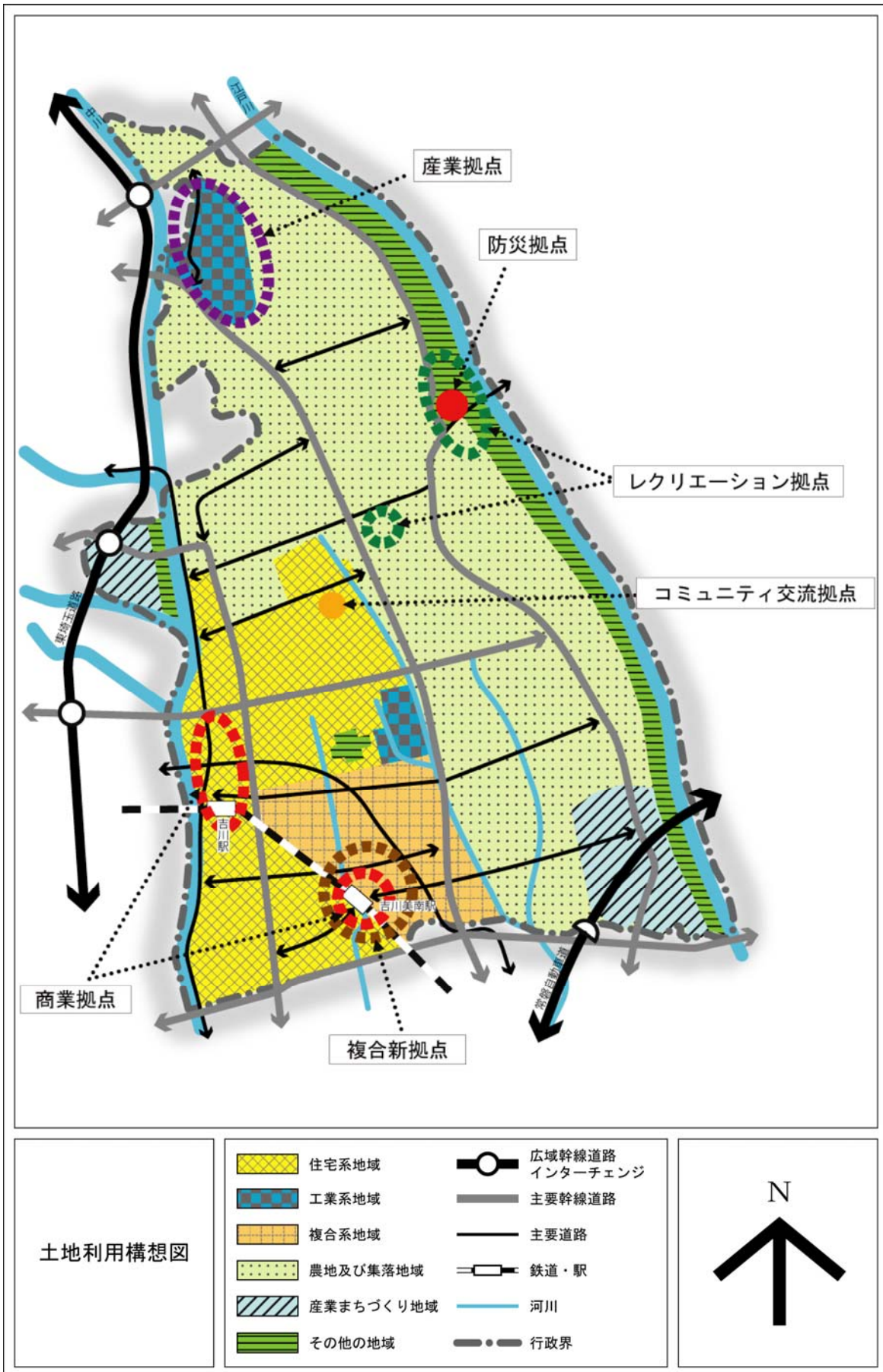
基本方針

将来都市構造に位置づけられた「レクリエーション拠点」および「防災拠点」の形成に対応し、公園や緑地における機能の充実を図るとともに、市街地内の環境保全に資する空間確保を図ります。

(1) 緑空間ゾーン

県営吉川公園を中心とするレクリエーション拠点や防災拠点を含む江戸川河川敷及び、中川河川敷などは、市民のみならず広域からの利用にも対応した、交流の場、憩いの場となるゾーン形成を図ります。





5-2 都市施設

豊かな生活空間を創出するための都市の骨格づくり

- ・都市内及び都市間移動の利便性を高める道路・交通網の形成
- ・公共施設等へのアクセスを強化するネットワークづくり
- ・維持管理などによる既存ストックの有効活用
- ・自然環境を活用した余暇空間の創出
- ・高齢者や子供たちがふれあえる場の創出

都市施設の整備にあたっては、上記の目標を達成するとともに、バリアフリー・ユニバーサルデザインの視点から、埼玉県福祉のまちづくり条例に基づき、子どもや高齢者、障がい者をはじめ、すべての人にやさしいまちづくりの推進を図ります。

5-2-1 道路・交通体系

基本方針

都市間を結ぶ広域幹線道路とも連携した都市内道路網の形成と、良好な歩行空間の形成、市内全体を結ぶ公共交通網の構築を図り、円滑な交通流動と市民の安全性、利便性を確保するとともに、環境負荷の低減を図ります。また、計画的な維持管理を市民との協働により進めます。

(1) 道路

吉川市の道路網については、東埼玉道路及び常磐自動車道を広域幹線道路と位置づけ、これらとの連絡を考慮しつつ、前述の都市構造における軸形成に対応し、橋の架け替えや道路の拡幅・新設により都市内の円滑な交通流動を支える道路網の構築を図ります。また、長寿命化計画を策定し、予防保全的な橋梁の管理を推進します。

道路網構想については、段階構成別に4つに区分し、それぞれの整備方針を次のとおり定めます。

広域幹線道路（自動車専用道路）

吉川市から埼玉県内各都市及び東京都心、さらには全国規模の高速道路網に連絡する道路として、東埼玉道路を設定します。

なお、市内の南東部には、常磐自動車道三郷料金所スマートインターチェンジが開設されています。

主要幹線道路

吉川市の骨格を形成し、隣接都市とも連絡する道路として、市域中央部を東西方向及び南北方向に縦横断する路線、市域東部を南北方向に縦貫する路線、市域西部の市街地内における南北方向の路線、さらに市域北端と南端に主に隣接都市との連絡を担う東西方向の路線の、計6路線を設定します。

幹線道路

主要幹線道路を補完する形で、市内の各拠点や地域を結ぶよう市域全体をくまなく連携する道路として、12路線を設定します。なお、土地利用構想図及び全体構想図では、第5次吉川市総合振興計画に合わせ、幹線道路を主要道路と位置づけています。

補助幹線道路

これまで述べた幹線道路に加え、各地域において日常的に利用する主要な生活道路である補助幹線道路を、地域別構想において、それぞれの土地利用等に応じて適宜配置することにより、吉川市における段階的な道路網を構成し、地域レベルにおいても円滑な交通流動の確保を図ります。

項 目	名 称	役 割
広域幹線道路	東埼玉道路	広域的な移動軸となる自動車専用道路
	常磐自動車道	
主要幹線道路	浦和野田線	北端に位置し、主にさいたま市方面に連絡する道路
	越谷吉川線	中央部を東西に横断し、越谷市方面へ連絡する道路
	三郷流山線	南端に位置し、今後形成される新市街地からの交通を支える東西方向の道路
	三郷吉川線～越谷総合公園川藤線	越谷市及び三郷市方面へ連絡する、市街地において骨格となる南北方向の道路
	(仮)新和吉川線～中井松伏線	中央部を南北に縦貫し、松伏町及び三郷市方面へ連絡する道路
	三郷松伏線バイパス～三郷松伏線	東部を南北方向に結び、集落地及びレクリエーション拠点への主要な連絡道路
幹線道路	市道1-316号線	北部において、浦和野田線と中井松伏線を結ぶ南北方向の道路
	(仮)南広島下内川線	北部において、中井松伏線と三郷松伏線を結ぶ東西方向の道路
	市道1-118・119号線	三郷吉川線と中井松伏線を結ぶ連絡道路
	川藤野田線	中央部における東西方向の連絡と隣接する千葉県方面への連絡道路
	関会野谷線	中央部における東西方向の連絡とコミュニティ交流拠点への連絡を担う道路
	葛飾吉川松伏線	西端に展開する古くから形成された市街地を通る、南北方向の連絡道路
	越谷流山線	中央部において、越谷市及び三郷市へ連絡する道路
	木売線	武蔵野操車場跡地及びその周辺地域における新たな市街地形成を支える東西方向の連絡道路
	(仮)中島加藤線	東部の集落地と吉川駅方面を結ぶ東西方向の連絡道路
	(仮)バイパス吉川駅線	武蔵野操車場跡地及びその周辺地域における新たな市街地形成を支える東西方向の連絡道路
	中曽根線	三郷吉川線から吉川美南駅を結ぶ東西方向の連絡道路
	(仮)中曽根三輪野江線	吉川美南駅周辺地域における新たな市街地形成を支え、吉川美南駅と三郷松伏線バイパスを結ぶ東西方向の連絡道路
補助幹線道路	補助幹線道路については、地域別構想において設定する。	各地域において日常的に利用する主要な生活道路

(2) 歩行者・自転車用道路

歩行者及び自転車の安全性と利便性を確保するため、以下のとおり歩行者・自転車が利用する道路の整備を図ります。また、自転車利用の促進にあたっては、ルールの啓発等、交通安全意識の高揚を図ります。

さらに、水と緑のネットワークと連続させ、環境負荷をかけない施設としても位置づけ、充実させます。

幹線道路等の自転車・歩行者道

前述の幹線道路等については、日常生活における買物や通勤・通学等の利用にも配慮した歩車分離による安全性の確保を図ります。

また、歩行者や自転車が安心して通行できる十分な幅員を確保するとともに、維持管理に努め、歩行者、自転車の利便性の向上を図ります。



歩行者専用道路

幹線道路等の歩道とも連携した、歩行者専用道路の整備を推進し、都市全体の歩行系道路網の構築を図ります。

歩行者専用道路については、日常生活における通勤・通学に利用するだけでなく、散策やジョギング等の利用を勘案し、水路等の水辺空間の活用、街路樹の植樹により快適な歩行空間の形成を図ります。



サイクリングロード

日常生活における利用にも配慮しながら、主に余暇時間の充実に対応したレクリエーション系の動線となるサイクリングロードの維持管理に努めます。

(3) 公共交通

吉川市における公共交通については、JR武蔵野線の鉄道駅を中心に、市域全体をネットワークするバス交通網の構築を図り、通勤・通学、買い物等における利便性の向上だけでなく、子どもや高齢者・障がい者等に配慮したサービスの充実も目指します。

鉄 道

JR武蔵野線の吉川駅と吉川美南駅を都市間移動と市内移動の結節点と位置づけ、鉄道利用の利便性向上を図ります。

バ ス

市内移動の機会を確保するため、路線バス網の充実を図ります。

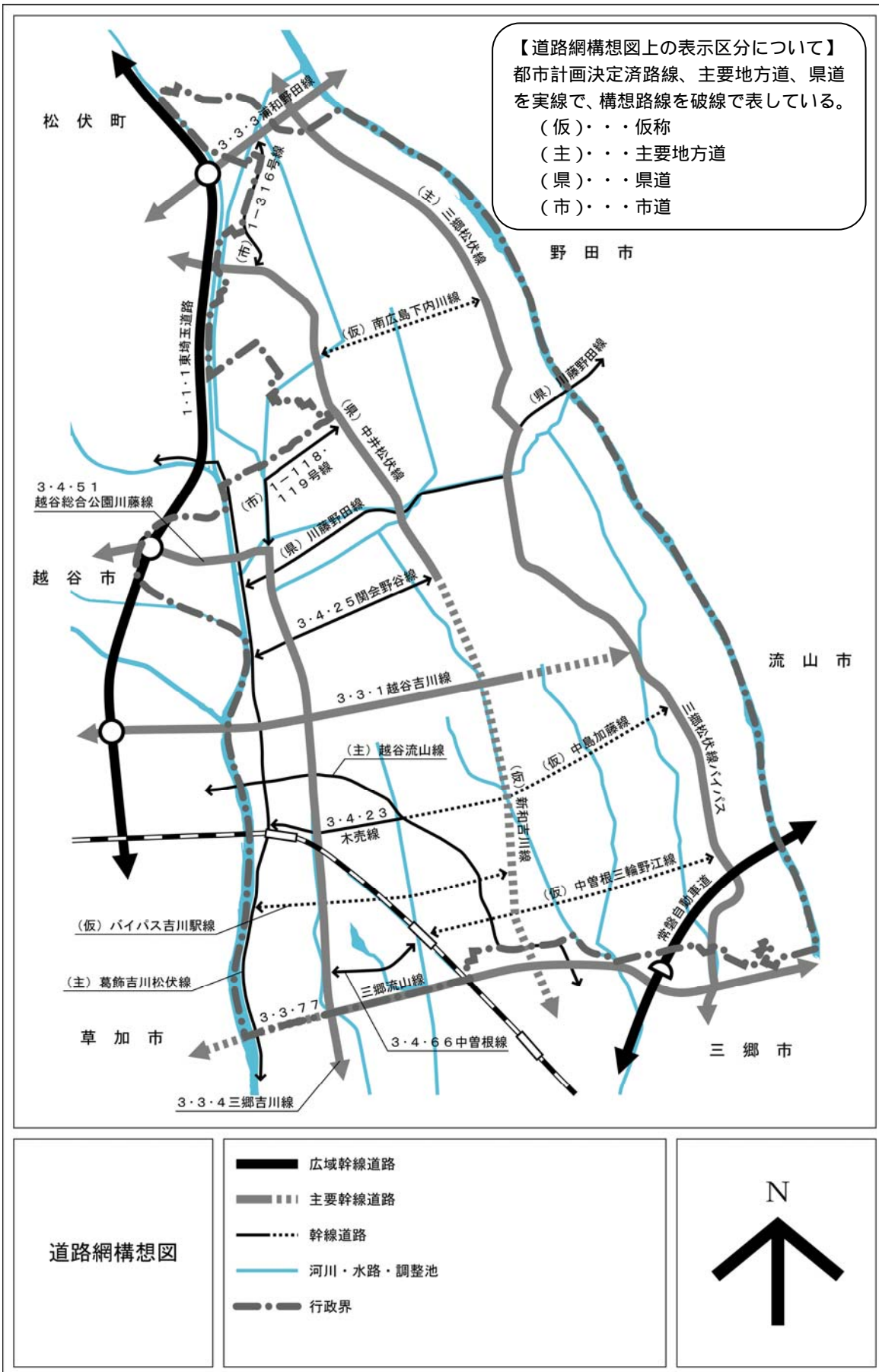
新たな公共交通

高速鉄道東京8号線の八潮 - 野田市間の先行整備に向けた活動を行います。

交通利便性の向上

鉄道、バス車両の機能向上や駅舎やバス停留所の利用環境の向上を図ります。





5-2-2 公園・緑地

基本方針

幼児から高齢者まで誰もが気軽に利用でき、人や自然とふれあうことのできる公園・緑地については、市民の憩いの場、交流の場、健康づくりの場として利用者のニーズに合った整備、計画的な点検・修繕などの維持管理を市民との協働により進めます。

(1) 都市公園

吉川市の都市公園については、「吉川市緑の基本計画（平成13年4月改訂）」において平成10年3月現在の都市公園の面積26.1haの3倍増を目標にしており、緑豊かで安全な都市環境を形成するため、市街地における市民に身近な公園（近隣公園、街区公園）の不足地域の解消を図るとともにすべての人にやさしい公園づくりに努めます。また、長寿命化計画を策定し、予防保全的な公園施設の管理を推進します。

県営吉川公園

県営吉川公園を都市公園の核施設として位置づけ、江戸川河川敷とその周辺については、自然観察や週末のレクリエーション施設として市民だけでなく近隣市町の住民においてもスポーツ・レクリエーションの交流の場として、早期の整備拡大を要請します。



住区基幹公園（身近な公園）

市民が日常生活のなかで身近に利用する公園（近隣公園・街区公園等）については、地域の特色を活かし、地域に密着した公園として整備するために、市民の意向や利用形態を把握し、整備します。

また、日常における地域住民のコミュニケーションの場を確保するため、ポケットパークや辻広場、ベンチ等の休憩施設の整備に努めます。



(2) その他の公園・緑地

農地・集落地においては、歴史的・文化的資源や吉川市の原風景である景観を保全・活用するための公園等の整備に努めます。

また、市民農園等の整備を図り、生産者と消費者との交流や農業とのふれあいの場として活用します。

集団優良農地については、生産機能だけではなく都市における緑地空間としての維持、保全に努めます。



(3) 水と緑のネットワーク

吉川市における公園、ポケットパーク、その他の公共公益施設等、水、緑などにふれて親しむことができる市民の憩いの場について質の向上を図り、それらをつなぐ歩道、緑道等の整備によるネットワークの強化により、歩行者、自転車等を優先に考えた水と緑のネットワークを形成します。



主な構成要素の整備を計画的に進める

市内に分布する学校や市民サービスセンター等の公共公益施設や市民の憩いの場である公園等を、河川・水路沿いの緑道、植樹帯を持つ歩道等の構成要素でネットワークを形成します。

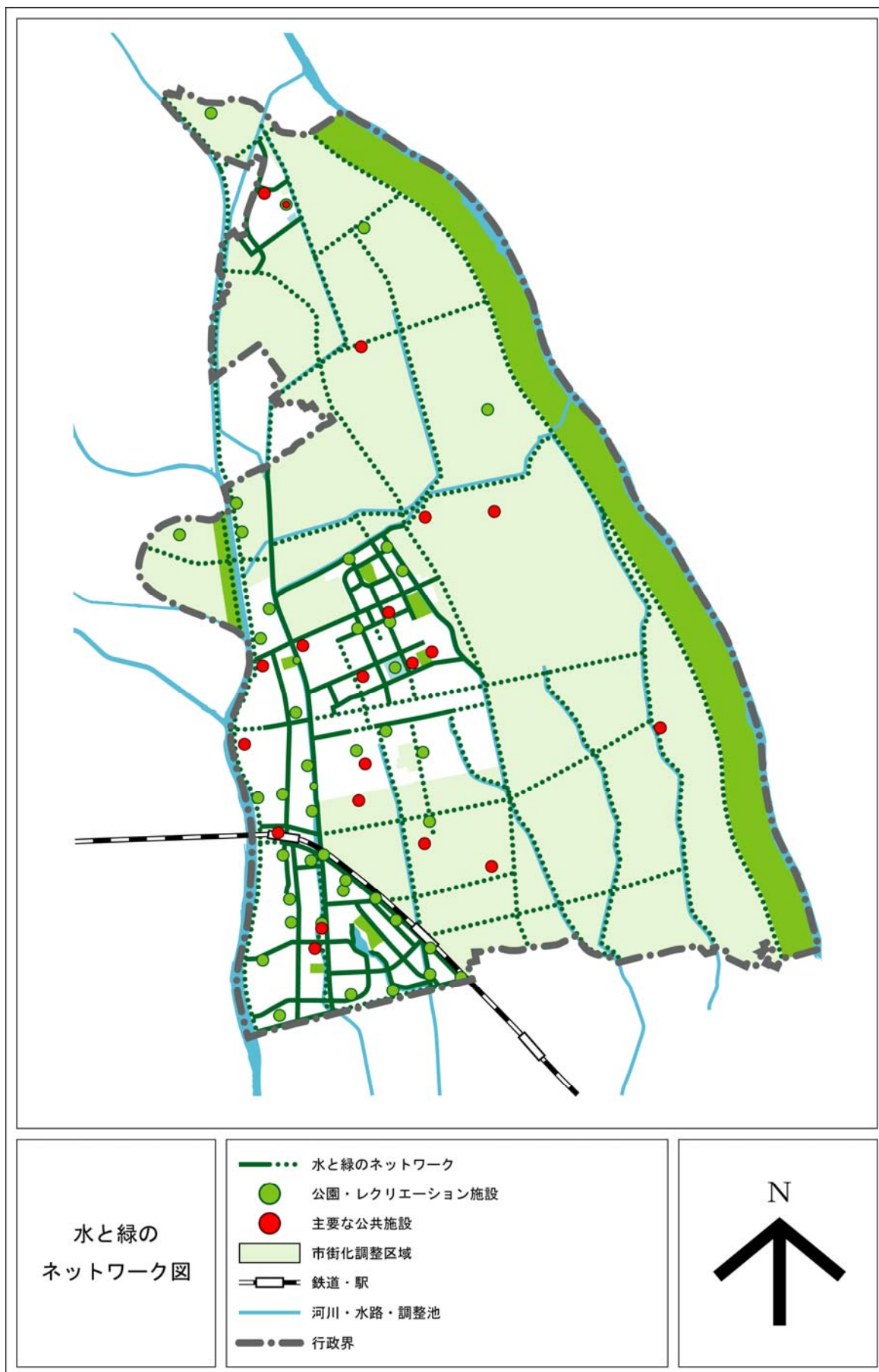
特に中川については、散歩道の整備を検討し、水と緑のネットワークの骨格として位置づけるとともに、河川敷を活用した親水性の高い空間として整備に努めます。



ネットワークを回遊する手段の構築を目指す

回遊の手段としては散歩やジョギングといった歩行者優先の考えを基本とし、幹線道路等におけるネットワーク利用については自転車やバス等、各種交通手段への対応を促進することにより、高齢者・障がい者をはじめとした子どもから大人まですべての人にやさしい回遊手段を整備します。





未整備の水と緑のネットワークについては破線表示

5-3 都市環境

人にやさしい快適な都市環境の形成

- ・水と緑を活かした住環境の形成
- ・快適な暮らしの実現と低炭素社会への貢献
- ・防犯に配慮した安心して暮らせるまちづくり

5-3-1 自然環境の保全

基本方針

良好な自然環境である河川・水路等の水辺空間や、集団優良農地や樹林地等の緑地空間を積極的に保全・活用することにより、自然環境の中で豊かな生活が営める環境形成を図ります。

(1) 河川・水路

本市の良好な自然環境要素である江戸川、中川等の河川・水路については、良好な水辺環境の保全・再生を図るとともに、河川改修等により自然環境や動植物の保全に配慮した整備に努めます。



(2) 農地

「吉川の原風景」といえる農地と屋敷林・社寺林や水路が一体となった田園風景は吉川市らしさを形成する要素であるとともに、環境の基盤や生態系を支える重要な役割を果たしています。今後もこれらを維持していくと同時に積極的な保全・活用に努めていきます。



5-3-2 生活環境の向上

基本方針

市街地内における緑化を積極的に推進するとともに、水質浄化と衛生的な生活を支える下水道等の整備を推進し、快適な生活環境の形成を図ります。

(1) 市街地の緑化

市街地の良好な生活環境を形成するために、都市公園の整備を進めるほか、「吉川市みどりの条例」等に沿った緑化の推進として「街路樹等による道路緑化、工場緑化、公共施設の緑化」や「民有地の緑化」を進めるとともに緑の保全に努めます。

特に、水と緑のネットワーク形成に位置づけられた公共施設等については、緑化を義務づけます。



(2) 生活排水対策

公共下水道事業は市街化区域全体の整備を推進し、既整備区域においては水洗化の向上に努めます。既存の下水道施設については、長寿命化計画を策定し、計画に沿って予防保全的な管理を推進します。また、市街化調整区域では合併処理浄化槽の普及・維持管理の充実に努めるほか、農業集落排水事業区域においては、施設への接続を促進します。これらにより、河川・水路の水質浄化を図り、水環境の良好な都市環境を形成します。

(3) 総合的な防犯環境の形成

道路や公園等を見通しの良い構造・配置にするとともに、防犯灯の計画的な設置を行うなどの防犯環境設計により、犯罪が起こりにくいまちづくりに努めます。

また、市民等との協働による防犯活動により防犯体制の充実に努めます。

5-3-3 環境負荷の軽減

基本方針

地球規模での環境問題に対応し、資源の有効活用を目指した3R(リデュース、リユース、リサイクル)や省エネルギーの推進を図るとともに、水や大気環境の保全に努め、環境負荷の軽減による地球にやさしいまちづくりを進めます。

(1) 3R(リデュース、リユース、リサイクル)運動の推進

ゴミの減量化・再資源化

市民、事業者の協力のもとに、ゴミ減量化と、再資源化を図るための分別収集の徹底や、地域による資源回収を促進し、日常の生活における環境負荷の軽減に積極的に取り組みます。

再生品の活用

市街地整備や都市基盤施設整備においては再生品等の活用を積極的に推進し、環境への負荷の少ないまちづくりを目指します。



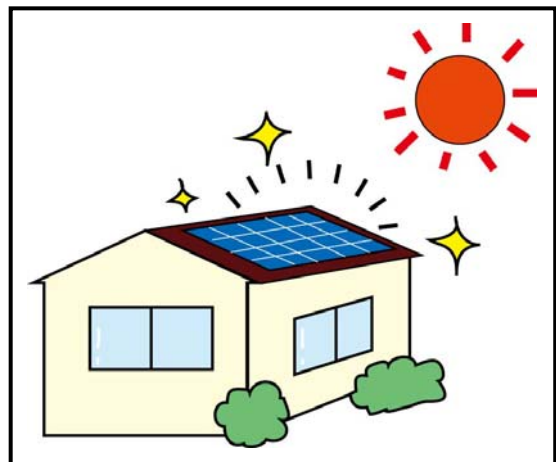
(2) 省エネルギーの推進

エネルギーの消費削減

公共交通機関の充実や歩行者・自転車道の整備による自家用車利用の軽減、省エネ型家電製品の普及による節電等、省エネ型ライフスタイルの実践によるエネルギーの消費削減と有効活用を図ります。

自然エネルギーの活用

太陽光などの再生可能な自然エネルギーの導入を促進するとともに、未利用エネルギーの有効活用を検討し、石油、ガス等の化石燃料の消費削減を図ります。



(3) 水及び大気環境の保全

河川・水路の水質保全

下水道等の整備による生活雑排水の流入軽減を図るとともに、工場、事業所からの排水についても水質汚濁防止法等の法令に基づく規制基準の遵守を図ることにより、河川・水路の水質浄化・保全に努めます。

また、水質に関する監視体制と水質異常時へ対応する体制を整えます。

水循環の改善

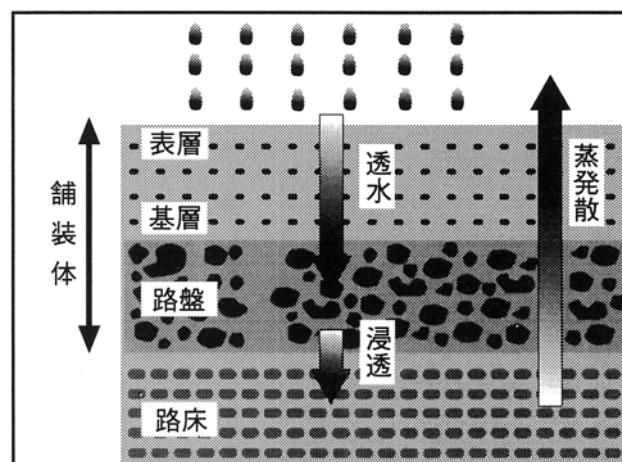
地下水の涵養と水資源の有効活用を図るため、道路、公園等における透水性舗装や雨水貯留浸透施設の整備を行うとともに、住宅等においても雨水貯留浸透施設の整備を促進し、雨水の再利用等、水循環の改善に努めます。

また、農地や緑地についても、その保水・遊水機能の保全を図ります。

大気環境の保全

工場施設や設備の整備・改善を促進し、排煙・排ガスや悪臭、粉じんの法令に基づく規制基準の遵守を図ります。

また、電気自動車等の低・無公害車の普及を促進するとともに、公共交通の利用を呼びかけ、自動車による排出ガスの排出抑制を促進し、大気汚染物質の発生抑制による大気環境の保全に努めます。



5-4 都市防災

災害に強いまちづくり

- ・ 避難路、避難所ネットワークの強化
- ・ 住宅密集の解消による安全・安心なまちづくり
- ・ 治水対策による水害に強いまちづくり

5-4-1 市街地の防災性の向上

基本方針

火災や地震時における二次災害の防止や、災害時や緊急時の円滑な避難や救済活動を支えるための避難路等の整備など、関係機関との調整を密にしながら、防災性の高い市街地整備を行い、安心して生活できる災害に強いまちづくりを推進します。

(1) 都市基盤の整備

防災拠点となる吉川市河川防災ステーションの整備促進を図ります。

避難路等の道路整備を推進するとともに、災害時の拠点となる施設や避難所の整備を充実して、災害時に安全に避難できる市街地形成を図ります。

市街地における延焼遮断帯となる幹線道路の整備と一時避難場所として、公園等のオープンスペースの確保に努めます。

上下水道、電気、ガス等、ライフラインの安全性の確保に努めます。また、貯水槽設置、隣接市町との連絡管の整備等、消防水利の充実や飲料水の確保を図ります。

(2) 建物が密集した既成市街地の整備

建物が密集した既成市街地等の防災上危険な市街地は、狭い道路の拡幅整備や空地整備、不燃化の促進等により延焼防止に努めます。

(3) 建築物の不燃化・耐震化

災害時の防災拠点ともなる市庁舎や避難所となる公共施設の耐震化を推進します。

民間建築物における耐震性・不燃性の向上を促進します。特に延焼拡大の危険性のある地区については、防火地域及び準防火地域の指定を検討します。道路に面した塀は、倒壊しにくい生け垣等の設置に努めます。

(4) 地域コミュニティの育成

災害時に備えて、市民の防災意識の高揚と防災知識の普及に努めることにより、地域、事業所等の自主防災組織の育成・強化を図ります。

救援・救護活動に重要な役割を担うボランティアとの連携協力が、円滑に行われるよう環境整備を図ります。

5-4-2 治水対策の推進

基本方針

農地の保水・遊水機能を評価しその保全に努めつつ、都市化の進展に伴い失われた保水・遊水機能を調整池、雨水貯留浸透施設等の設置により回復増進させ、降雨時の流出抑制を図るとともに、河川改修や調節池等の治水施設の整備を進め、総合的な治水対策を推進することにより、浸水被害の軽減を図ります。

(1) 河川・水路の整備

一級河川、江戸川・中川・大場川・第二大場川の河川改修を促進します。

準用河川、上第二大場川・西大場川の河川改修を推進します。

都市排水路や農業用排水路等の主要な水路の整備を推進します。

(2) 調整池・調節池の整備

整備済の調整池等については、治水機能が十分発揮されるよう維持管理に努めるとともに、吉川市総合治水計画に基づき、調整池等の整備を図ります。

(3) 雨水貯留浸透施設の整備

歩道や公共公益施設の駐車場等を透水性舗装等の浸透施設で整備を図ります。

校庭や木売落等を貯留施設として整備を図ります。

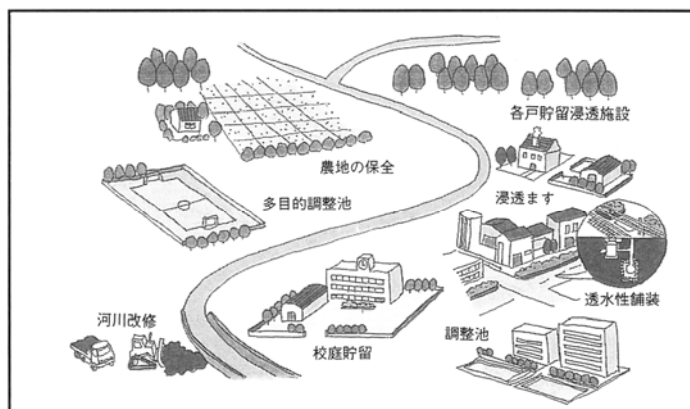
民間の宅地等の開発に伴う雨水対策として、浸透ます等の設置や駐車場等を貯留施設として整備を努めるよう、治水に関するPRや意識向上のための啓発活動を行います。

(4) その他の治水対策

局部的な浸水被害を早期に解消するための排水施設等の機能強化や維持管理に努めます。

雨水を一時的に地中に浸透し、また、貯留するという保水・遊水機能を有する農地については、治水対策としても重要な役割を果たすため、保全を図ります。

総合的な治水対策の概念図



5-5 都市景観

水と緑に出会える都市空間の創出

- ・江戸川・中川などを活かした水辺景観の形成と保全
- ・農地と屋敷林や集落の織りなす一体的な景観の保全
- ・まちなみに配慮した質の高い市街地景観の形成

5-5-1 都市景観形成

基本方針

吉川市の特色である水辺や田園を活かしつつ、市街地における個性的なまちなみ形成やうるおいある空間形成を図り、吉川市のイメージをアピールする景観づくりを推進します。

(1) 水と緑を活かした景観の形成

市の水辺景観の骨格をなす江戸川、中川や市内を流れる多くの水路において、身近に親しめる憩いの空間を創出するとともに、河川沿いの市街地のまちなみや、田園風景と調和した吉川市の風土特性に合った景観づくりを目指します。

(2) 田園風景を保全する景観の形成

集団的な優良農地の中にある屋敷林を有する農地・集落地は、吉川市の原風景であり、この田園風景を保全した景観づくりを目指します。

(3) 市の玄関口としての景観の形成

商業・業務・文化施設が集積する吉川駅及び各種都市機能の集積を図る吉川美南駅周辺においては、地区計画制度等や屋外広告物の規制・誘導などにより市の玄関口にふさわしい、にぎわいの中にも落ち着きのあるまちなみの景観形成を目指します。

(4) 周辺環境と調和した工業地景観の形成

工業地は、敷地内の緑化等により、周辺環境と調和した景観形成に努めます。

(5) 質の高い市街地景観の形成

計画的基盤整備が実施された地区については、地区計画制度や景観協定等の活用により、緑あふれる美しいまちなみ景観の形成を目指します。

その他の住宅系市街地については、地区計画制度等の活用により、周辺との調和に配慮した景観の形成を目指します。また、地域ごとの歴史・文化資源と調和のとれた建築形態・意匠を誘導するなど、歴史が薫るまちなみづくりについて検討します。

(6) 公共施設の景観の形成

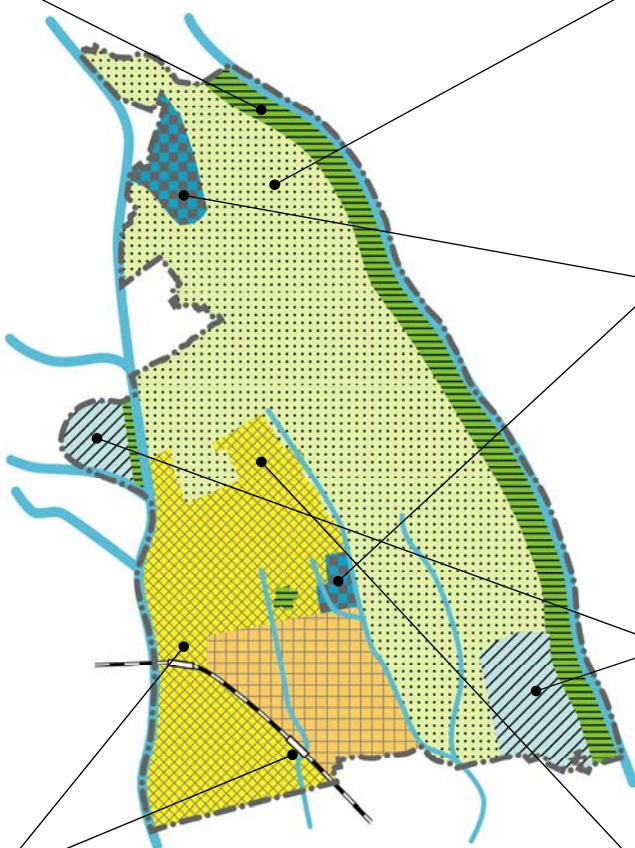
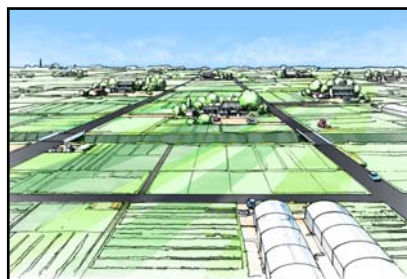
周辺環境との調和に配慮した公共施設の景観の形成を図るとともに、公共施設の整備においては、眺望にも配慮した視点場の確保に努めます。

5-5-2 景観づくりの方針

水と緑を活かした景観づくり
吉川市を流れる河川・水路や豊かな緑が織りなす、四季折々移り変わる自然景観



田園風景を保全する景観づくり
広大な農地、屋敷林、社寺林が一体となった、吉川らしい田園風景による景観



周辺環境と調和した工業地としての景観づくり

周辺の自然及び住宅地と共存しつつ、工業地としての大規模な敷地特性を活かした景観



工場や流通業務施設などが、周辺の農業集落地と調和した景観

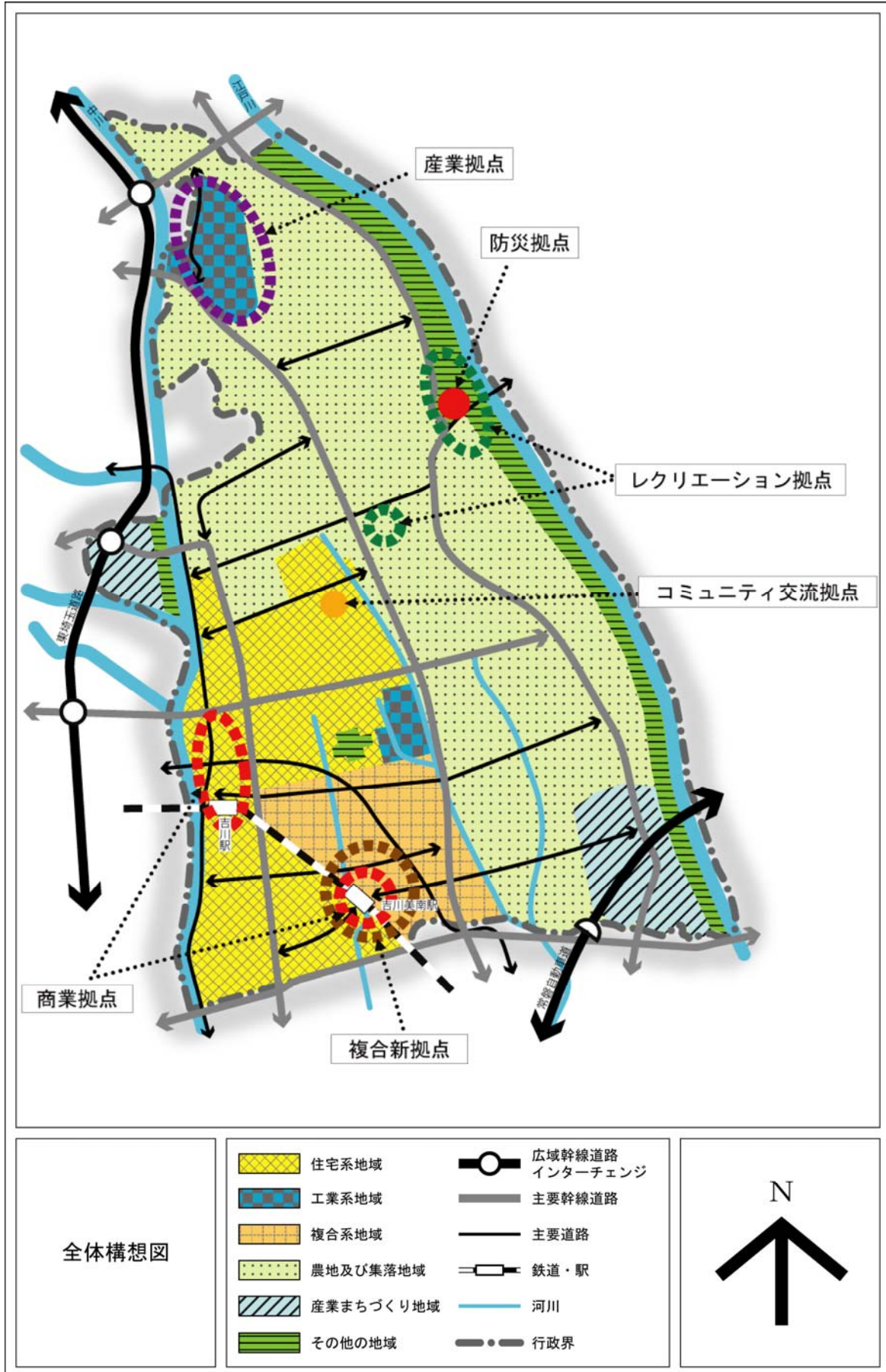


市の玄関口としての景観づくり
市の玄関口となる吉川駅、吉川美南駅及び周辺施設による、にぎわいの中にも落ち着きのある景観



質の高い市街地としての景観づくり
周辺との調和に配慮した緑あふれる美しいまちなみ景観





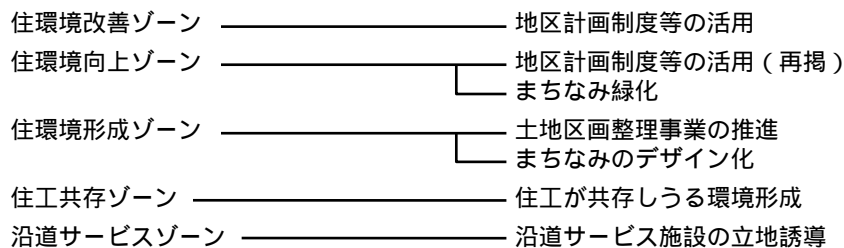
5-6 施策の体系

人と自然をはぐくみ

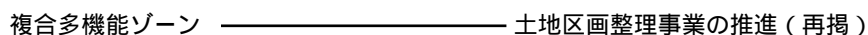
ゆとりとやすらぎのある住みよいまちづくり

土地利用 : 人と自然が共生する環境に配慮したまちづくり

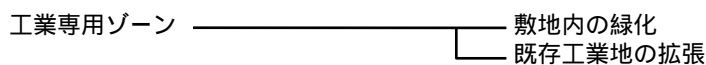
住宅系地域



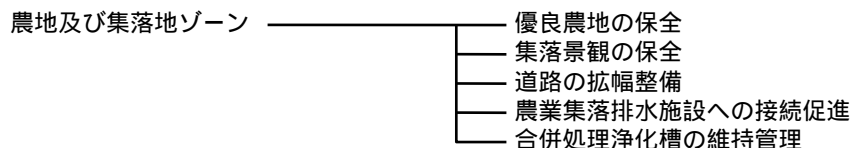
複合系地域



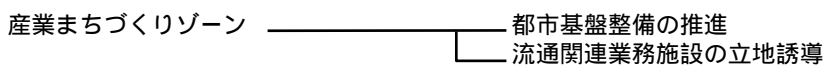
工業系地域



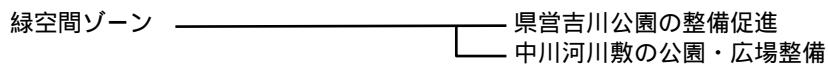
農地及び集落地域



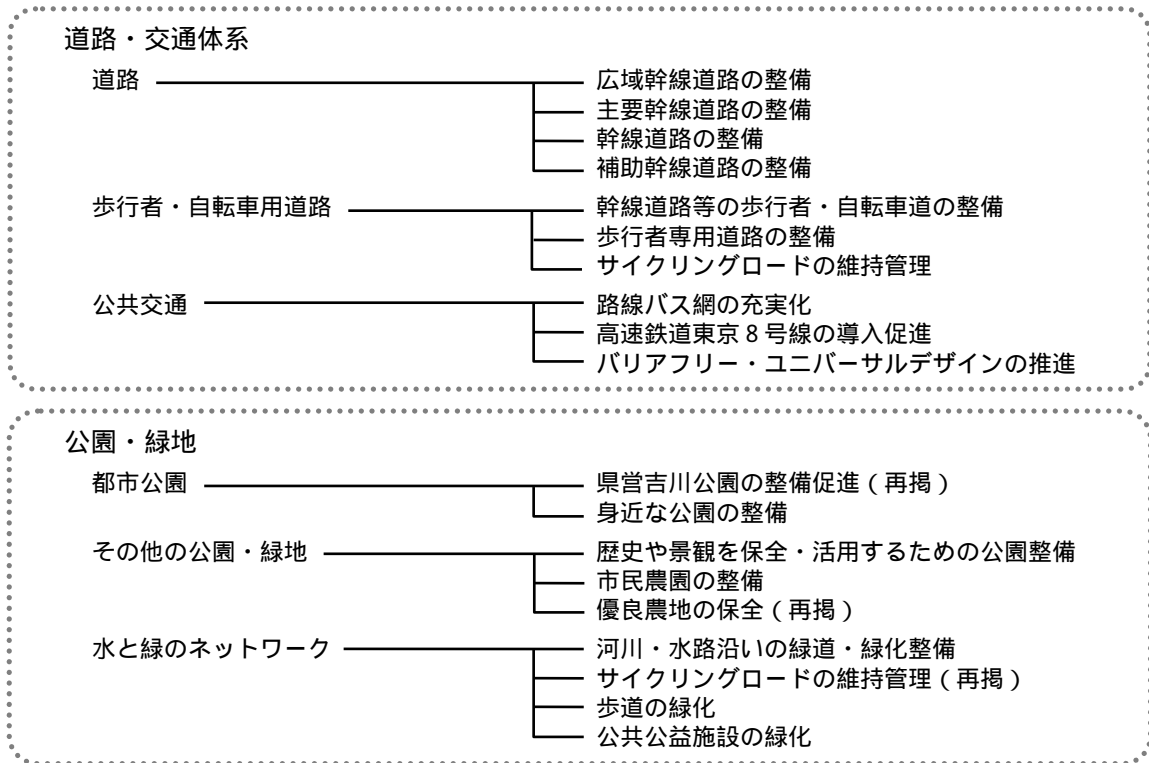
産業まちづくり地域



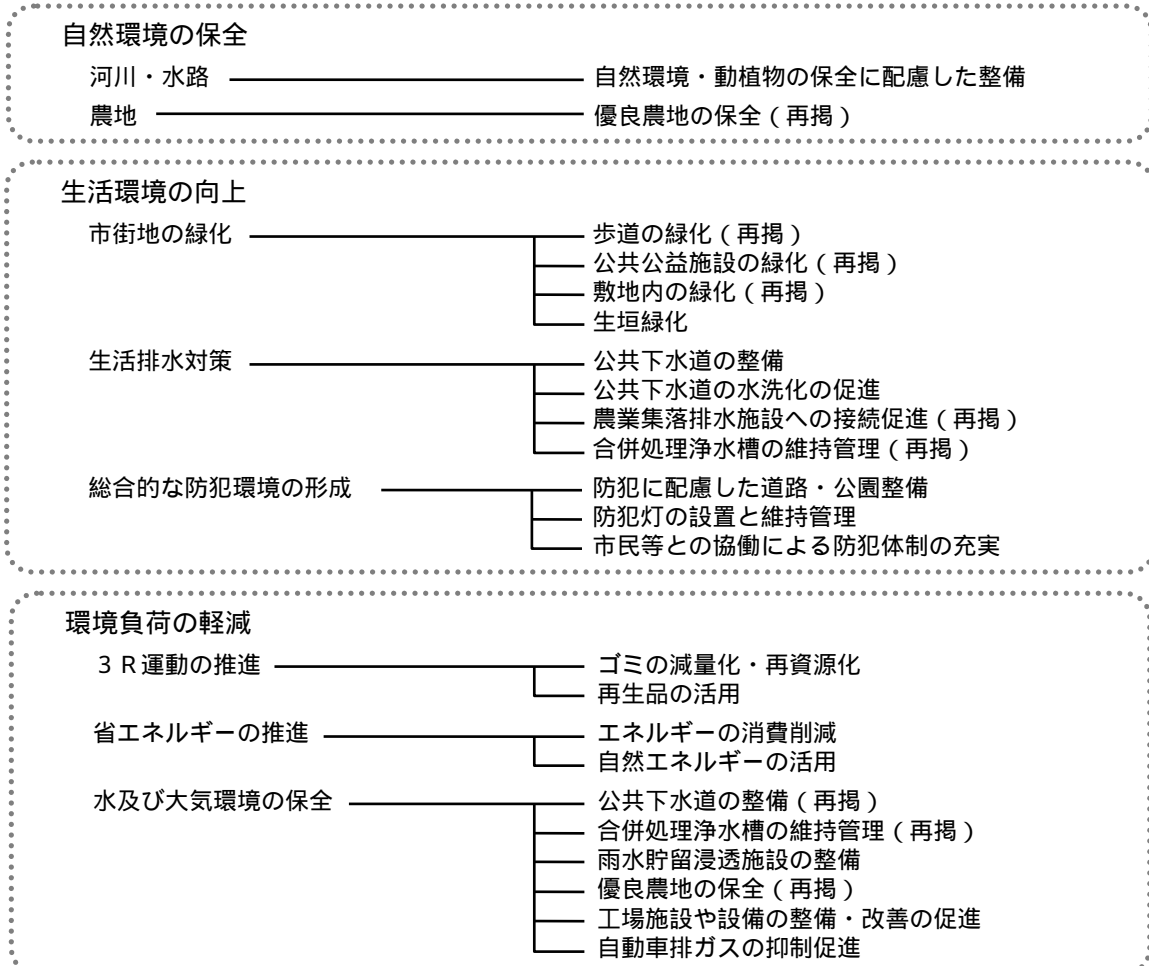
その他の地域



都市施設 : 豊かな生活空間を創出するための都市の骨格づくり

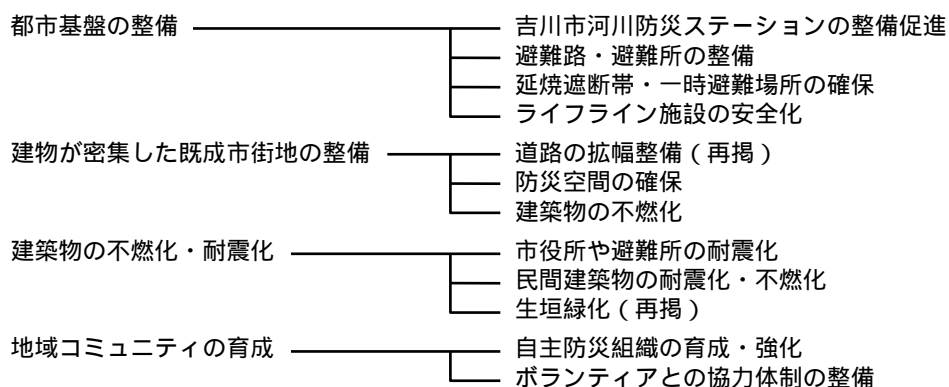


都市環境 : 人にやさしい快適な都市環境の形成

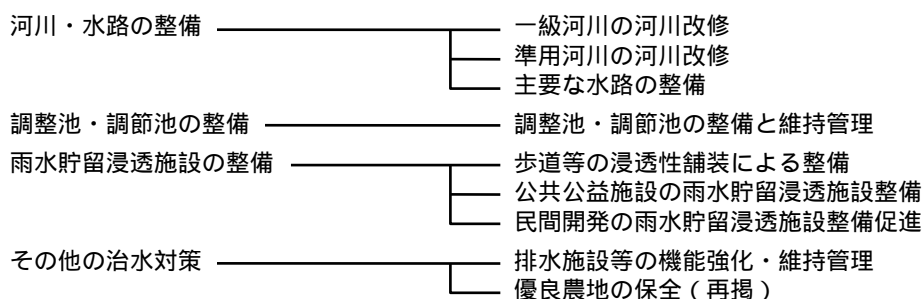


都市防災 : 災害に強いまちづくり

市街地の防災性の向上

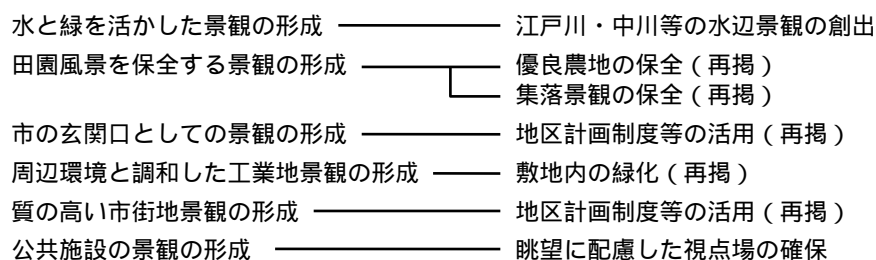


治水対策の推進



都市景観 : 水と緑に出会える都市空間の創出

都市景観の形成

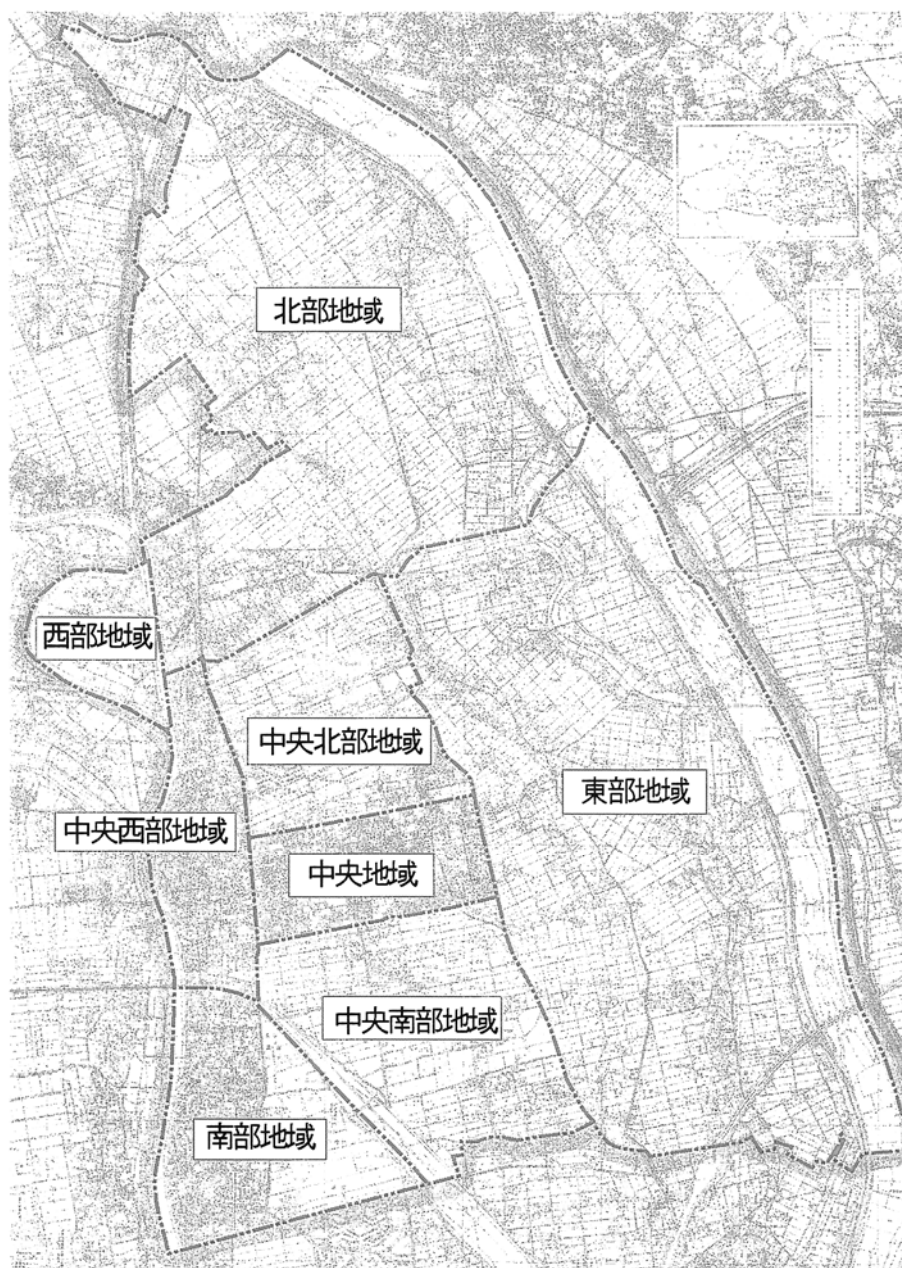


第 6 章 地域別構想

第6章 地域別構想

地域別構想については、地域のコミュニティ等を勘案して、市内を8地域に区分し、それぞれの地域におけるまちづくりの方針を示します。

なお、地域区分は下図に示す通りとします。



6-1 北部地域整備構想

6-1-1 地域現況

地域特性

- ・東埼玉テクノポリスを除き、地域の大部分が市街化調整区域であり、水田などの集団優良農地が多く、良好な屋敷林を有した農家集落が点在しています。
- ・人口は約5,090人であり、減少傾向となっています。
- ・市の産業を支える東埼玉テクノポリスが立地しています。
- ・一部の地域では工場、作業場、資材置き場などが点在しており、土地利用が混在しています。
- ・広大な江戸川河川敷は、公園やゴルフ場として利用されています。
- ・集落地では狭幅員道路や行き止まり道路が多く見られます。
- ・骨格となる道路は県道中井松伏線、三郷松伏線、越谷野田線、川藤野田線の4路線です。
- ・農業のふれあいの場として、市民農園が整備されています。
- ・江戸川、中川、二郷半領用水路、木売落など豊かな水辺空間に恵まれていますが、一部の河川・水路で水質の汚濁が見られます。
- ・避難路等は県道中井松伏線、三郷松伏線、越谷野田線、川藤野田線の4路線です。
- ・水田や屋敷林が多く、市の原風景となる景観を創出しています。

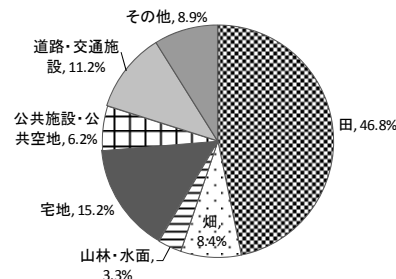
地域データ

[位置]



[土地利用]

- ・田畑が約6割を占めており、農村地域となっている。



[公園]

- ・公園は県営吉川公園、江戸川広域運動公園、よこまちの杜等が整備されている。

区分	面積 (ha)
街区公園	0.04
都市計画緑地	22.46
緩衝緑地	1.77
緑道	0.36
合計	24.63

[避難所]

- ・避難所は2箇所整備されている。

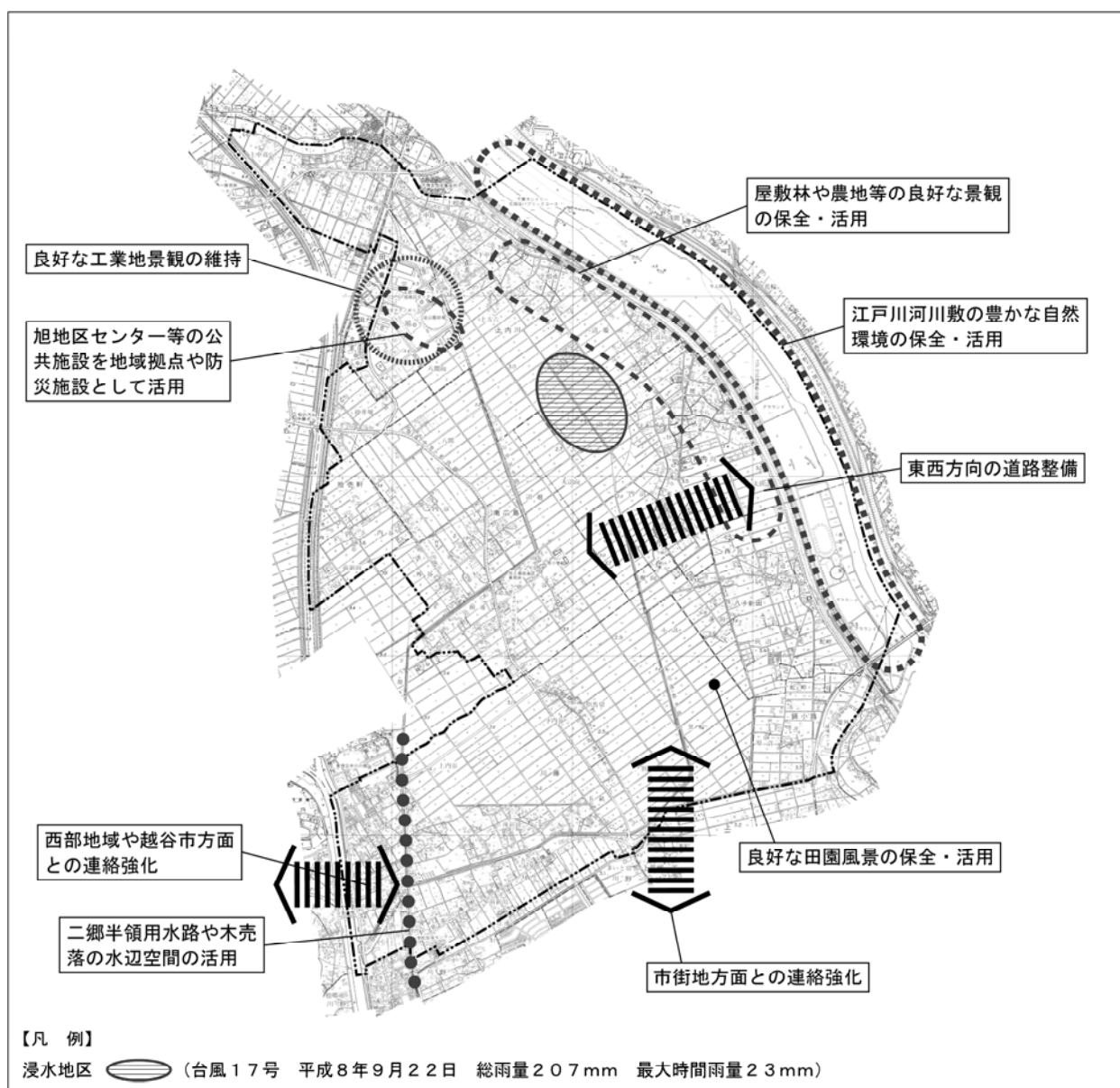
名称	収容人員 (人)	備考
旭小学校	205	防災地区拠点
旭地区センター	227	

6-1-2 まちづくり懇談会における主な意見

都市施設について

- ・工業団地方面への大型車が多く、また交通量が増加していることから地域の骨格となる道路が必要
- ・集落地における身近に利用できる公園が必要
- その他
- ・後継者不足や農業従事者の高齢化等、農業経営の継続が困難

6-1-3 課題図



その他の課題について

- ・ 公共下水道の整備や農業集落排水施設への接続による生活環境の向上
- ・ 安全かつ安心して歩行できる歩行空間の確保
- ・ 新たな公園整備に合わせた避難場所の確保

6-1-4 北部地域のまちづくりの目標

江戸川・中川の水辺と緑豊かな田園風景を守りつつ、生活環境の向上を図り、吉川市における産業の発展を支える、あさひかがやくまちづくりを目指します。

地域づくりのテーマ

清流と田園風景を大切にした、あさひかがやく緑のまち

6-1-5 北部地域の整備方針

(1) 土地利用

工業専用ゾーン

東埼玉テクノポリスについては、吉川市の産業を支える場として、既存環境の維持を図るとともに、さらに敷地内緑化を促進し、周辺環境にもやさしい工業団地としての操業環境の向上に努めるとともに、拡張を推進します。

農地及び集落地ゾーン

集落地におけるミニ開発等による無秩序な宅地化を防止しつつ、狭い道路の拡幅等により住環境の維持改善を図ります。

集团的な優良農地については、農業生産の場のみならず都市における緑地空間としても必要であり、今後も現状のまま維持、保全に努めます。

緑空間ゾーン

江戸川河川敷については、レクリエーション拠点に位置づけられた県営吉川公園を中心に、都市緑地として整備し、憩いの場の形成を図ります。

(2) 都市施設

道 路

主要幹線道路(浦和野田線、三郷吉川線～越谷総合公園川藤線、中井松伏線、) 幹線道路((仮)南広島下内川線、川藤野田線)の整備を図ります。

補助幹線道路については、幅員の狭い区間の拡幅整備を行う他、必要に応じて新規路線として整備します。

旭小学校、旭地区センター周辺等への歩道整備を図ります。

公園・緑地

県営吉川公園の整備促進を図ります。

中川沿いの散歩道の整備や、二郷半領用水路沿いの緑道の整備を図るとともに、江戸川沿いのサイクリングロード等を活用し、市民レクリエーションの中心である県営吉川公園や、市民農園、地域のコミュニティの中心である旭地区センター等の公共公益施設を結ぶ、水と緑のネットワークの形成を図ります。

農業とのふれあいの場としての市民農園の整備や集落地においても歴史的・文化的資源や吉川市の原風景である景観を保全・活用するための公園の整備に努めます。

(3) 都市環境

中川については、水質浄化と自然環境の保全を行うとともに、河川改修に合わせ、生態系に配慮した良好な水辺環境の創出を図ります。

合併処理浄化槽の普及・維持管理の充実や、農業集落排水施設への接続を促進することにより、良好な生活環境の形成を図ります。

(4) 都市防災

防災拠点となる吉川市河川防災ステーションの整備促進を図ります。

避難路等の沿道及び避難所周辺における建築物の不燃化、耐震化を促進します。

新たな道路・公園整備に合わせた、避難路等や避難所の見直しを行い、防災機能の向上を図ります。

浸水被害の軽減を図るため、既存の農業用排水路等の機能保全を図るとともに、市街地拡大に合わせた調整池等の整備を図ります。

(5) 都市景観

江戸川、中川については、周辺の田園風景と調和した自然環境の保全・創出を図ります。

農地と屋敷林・社寺林や水路が一体となった田園風景の保全を図ります。

東埼玉テクノポリスについては、敷地内緑化を促進し、良好な景観の維持増進を図ります。

(6) 地域拠点の形成

旭地区センター、旭公園球場を中心とした地区を、北部地域における地域拠点として位置づけ、行政サービスや市民の交流、レクリエーションの場、避難所等の防災施設としての利用を図ります。



北部地域構想図

	工業専用ゾーン		水と緑のネットワーク
	農地及び集落地ゾーン		広域幹線道路
	緑空間ゾーン		主要幹線道路
	学校		幹線道路
	公共施設		補助幹線道路
	公園等		河川・水路・調整池
	地域拠点		地区界

構想路線については破線表示

6-2 東部地域整備構想

6-2-1 地域現況

地域特性

- ・全域が市街化調整区域であり、水田などの集団優良農地が多く、主要な道路の沿道に良好な屋敷林を有した農家集落が点在しています。
- ・人口は約5,910人であり、減少傾向となっています。
- ・常磐自動車道や吉川市総合体育館付近において資材置き場や産廃の不法投棄が見られます。
- ・一部の地域で農地、住宅と工場が混在しています。
- ・広大な江戸川河川敷は、ゴルフ場として利用されています。
- ・骨格となる道路は、県道中井松伏線、三郷松伏線、加藤平沼線、三郷松伏線バイパスの4路線です。
- ・市街地とを結ぶ東西の道路が少なくなっています。
- ・農地や草地等良好な緑地に恵まれています。
- ・江戸川、大場川、東大場川など豊かな水辺空間に恵まれています。一部の河川・水路で水質の汚濁が見られます。
- ・避難路等は県道中井松伏線、三郷松伏線、加藤平沼線、三郷松伏線バイパスの4路線です。

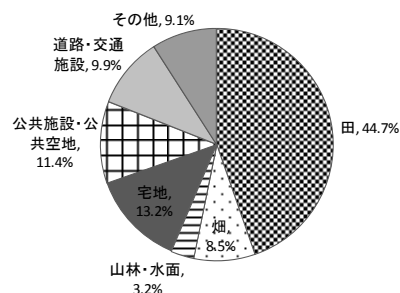
地域データ

[位置]



[土地利用]

- ・田畑が約5割を占めており、農村地域となっている。



[公園]

- ・公園は整備されていないが、農地など良好な緑地に恵まれている。

[避難所]

- ・避難所は3箇所が整備されている。

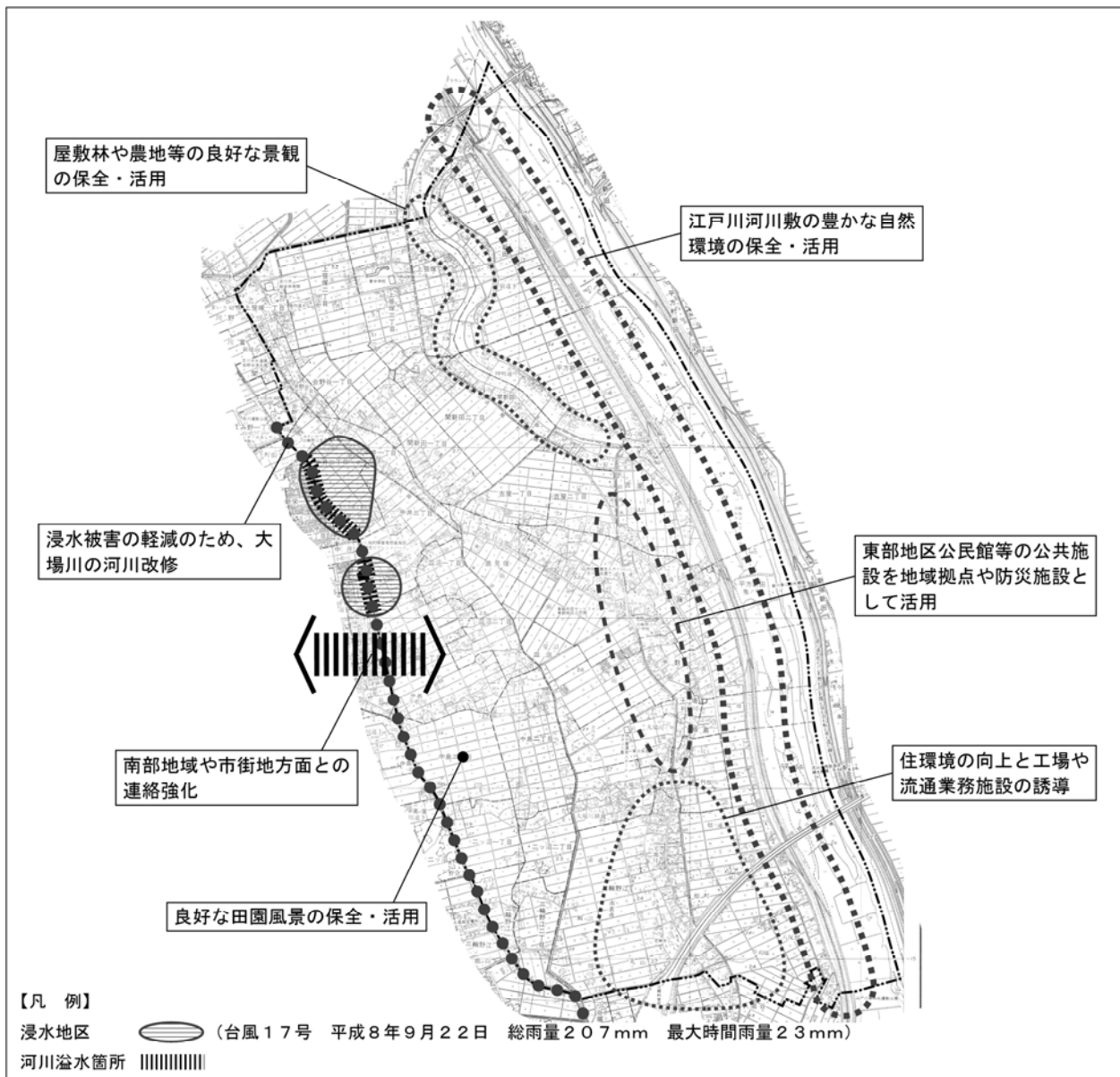
名称	収容人員(人)	備考
三輪野江小学校	201	防災地区拠点
東中学校	378	
総合体育館	878	

6-2-2 まちづくり懇談会における主な意見

土地利用について

- ・三輪野江地区の無秩序な宅地化の問題
- 都市施設について
- ・吉川駅方面への道路整備
- ・幅員の狭い道路の拡幅
- ・三郷松伏線バイパスの整備、延伸
- 都市防災について
- ・他地域の市街化による治水に関する不安

6-2-3 課題図



その他の課題について

- ・ 集落内における狭い幅員の道路の拡幅
- ・ 集落内における通過交通の排除
- ・ 公共下水道の整備や合併処理浄化槽の普及による生活環境の向上
- ・ 浸水被害の軽減のため、農業用排水路等の機能保全

6-2-4 東部地域のまちづくりの目標

江戸川の水辺空間と、県営吉川公園や田園の緑の活用により、全市民に対して、安らぎやふれあいの場を提供し、豊かな心と明日への希望をはぐくむまちづくりを目指します。

地域づくりのテーマ

川とみどりにかこまれた、こころ豊かな希望はぐくむまち

6-2-5 東部地域の整備方針

(1) 土地利用

農地及び集落地ゾーン

集落地におけるミニ開発等による無秩序な宅地化を防止しつつ、狭い道路の拡幅等により住環境の維持改善を図ります。

団团的な優良農地については、農業生産の場のみならず都市における緑地空間としても必要であり、今後も現状のまま維持、保全に努めます。

産業まちづくりゾーン

三輪野江地区については、既存の集落地環境の維持向上を図るとともに、周辺環境に配慮しながら、工場や流通業務施設などの立地を誘導します。

緑空間ゾーン

江戸川河川敷及び周辺部については、レクリエーション拠点に位置づけられた県営吉川公園を中心に、都市緑地として整備し、憩いの場の形成を図ります。

(2) 都市施設

道路

主要幹線道路（越谷吉川線、（仮）新和吉川線～中井松伏線、三郷松伏線）、幹線道路（川藤野田線、（仮）中島加藤線、（仮）中曽根三輪野江線）の整備を図ります。

補助幹線道路については、幅員の狭い区間の拡幅整備を行います。

三輪野江小学校、東部地区公民館周辺等への歩道整備を図ります。

公園・緑地

県営吉川公園については、本市でもっとも自然性の高い場所であることから、河川本来の生態系に配慮し、身近な自然とのふれあいの場として「ビオトープ空間」や「自然や生き物を観察する広場」等多目的な公園としての整備促進を図ります。

三輪野江地区については、工場や流通業務施設の立地誘導に合わせ、身近に利用できる公園の整備を図ります。

鍋小路用水路沿いの緑道の延伸を図るとともに、大場川沿いや、江戸川沿いのサイクリングロード等を活用し、市民レクリエーションの中心である県営吉川公園や、三輪野江小学校、地区のコミュニティの中心である東部地区公民館等の公共公益施設を結ぶ、水と緑のネットワークの形成を図ります。

集落地においても歴史的・文化的資源や吉川市の原風景である景観を保全・活用するための公園の整備を図ります。

(3) 都市環境

大場川や水路における水質浄化を行い、良好な水辺環境の創出を図ります。

将来を見据えた浄化施設の整備、及び合併処理浄化槽の普及・維持管理の充実により、良好な生活環境の形成を図ります。

(4) 都市防災

避難路等の沿道及び避難所周辺における建築物の不燃化、耐震化を促進します。

新たな道路・公園整備に合わせた、避難路等や避難所の見直しを行い、防災機能の向上を図ります。

浸水被害の軽減を図るため、大場川の河川改修事業を促進し、既存の農業用排水路等の機能保全を図ります。

(5) 都市景観

江戸川、大場川、東大場川等の水辺景観の保全・創出を図ります。

農地と屋敷林・社寺林や水路が一体となった田園風景の保全を図ります。

三輪野江地区については、工場や流通業務施設が周辺の農業集落地と調和した景観形成を図ります。

(6) 地域拠点の形成

東部地区公民館、三輪野江小学校を中心とした地区を、東部地域における地域拠点として位置づけ、行政サービスや市民の交流、レクリエーションの場、避難所等の防災施設としての利用を図ります。

また、吉川市総合体育館、市民プール、屋内温水プール、東中学校を含む地区についても、地域拠点として位置づけ、レクリエーションの場、避難所等の防災施設としての利用を図ります。



構想路線については破線表示

6-3 西部地域整備構想

6-3-1 地域現況

地域特性

- ・全域が市街化調整区域であり、良好な屋敷林を有した農家集落が点在しています。
- ・人口は約610人であり、減少傾向となっています。
- ・中川により分断された地域です。
- ・農地はすべて畑です。
- ・東埼玉道路のランプが計画されています。
- ・市街地と連絡する橋は新川橋のみであり、市街地部との結びつきが弱くなっています。
- ・中川の河川改修が実施されています。
- ・中川などが流れており、一部の河川・水路で水質の汚濁が見られます。
- ・避難路等や、避難場所は指定されておらず、中川により分断されていることから、災害時には避難・救助活動に支障を来す可能性があります。
- ・大雨時に浸水被害が発生しています。
- ・集落地は屋敷林やまとまった樹林地が多く、中川等の水辺と調和した良好な景観が形成されています。

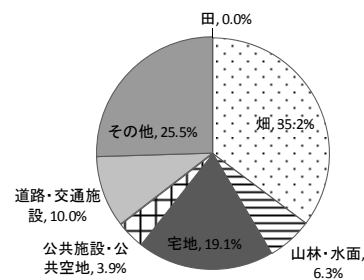
地域データ

[位置]



[土地利用]

- ・畑が35%となっており最も多い。



[公園]

- ・公園は整備されていない。

[避難所]

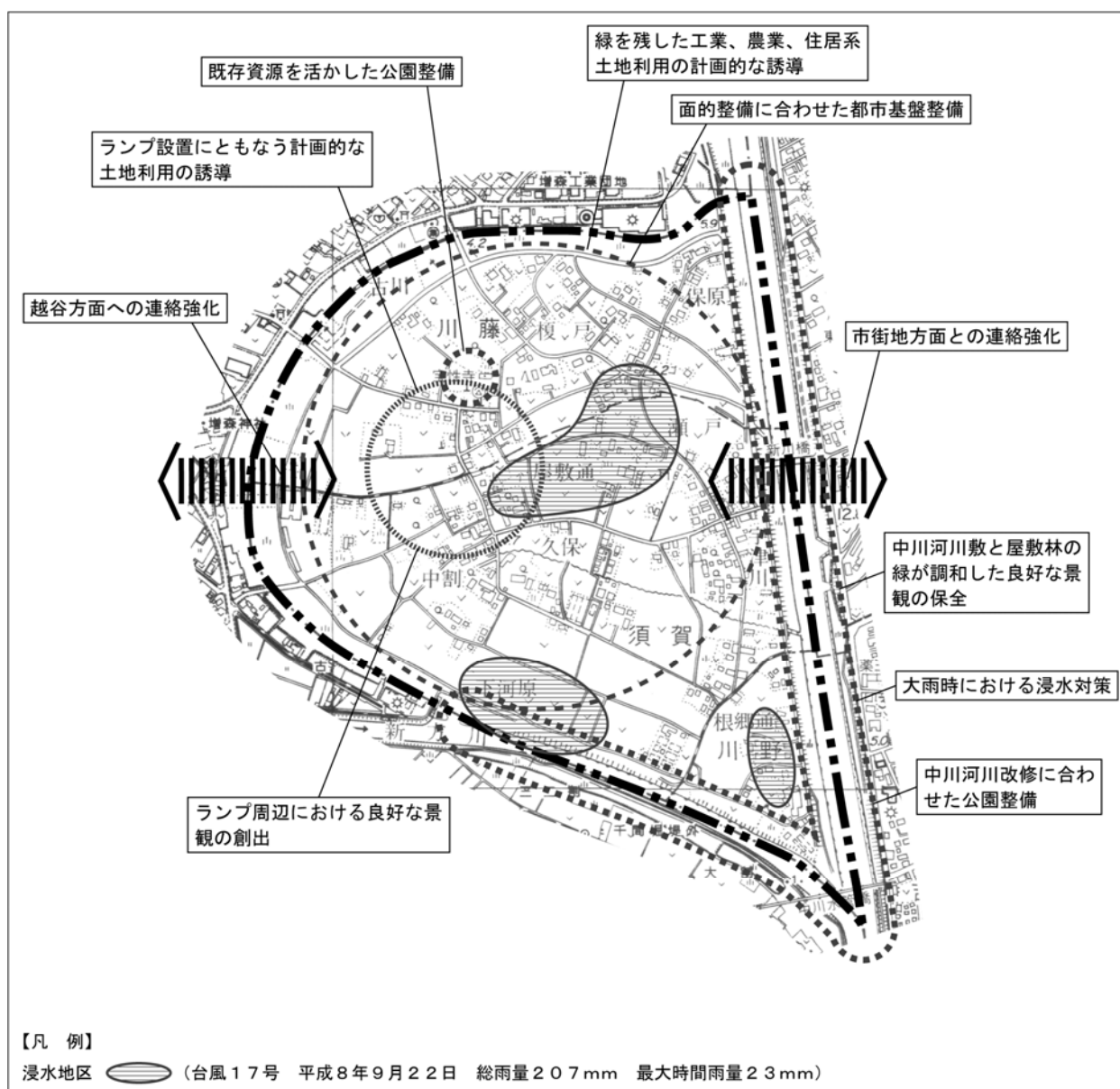
- ・避難所は整備されていない。

6-3-2 まちづくり懇談会における主な意見

土地利用について

- ・工業、農業、住居系が明確に区分された土地利用
- 都市施設について
- ・中川河川敷の公園・緑地としての活用
- ・コミュニティセンター等の地域の拠点となる施設の設置
- ・自然を活かした公園の整備
- 都市環境について
- ・緑を残し、自然と共存、調和したまちづくりの推進
- ・自然とふれあえ、働けるまちとして川や緑等の豊かな環境を保全
- 都市防災について
- ・治水対策の推進

6-3-3 課題図



その他の課題について

- ・ バリアフリーの考えに基づいた安全かつ安心して歩行できる歩行空間の確保
- ・ 西部地域の整備に合わせた新たな地域拠点となる施設整備
- ・ 西部地域の整備に合わせた避難路等や避難所の整備

6-3-4 西部地域のまちづくりの目標

中川の河川改修による水辺空間の活用と、東埼玉道路の吉川ランプ開設による有利な立地条件を活かし、良好な環境と活力に満ちたまちづくりを目指します。

地域づくりのテーマ

水と緑とパワーあるまち

6-3-5 西部地域の整備方針

(1) 土地利用

産業まちづくりゾーン

西部地域は、既存の集落地環境の維持向上を図るとともに、周辺環境に配慮しながら、工場や流通業務施設などの立地を誘導します。

緑空間ゾーン

中川の河川改修に合わせ、河川敷緑地の水辺空間を活かした、市民の交流の場、憩いの場となるゾーン形成を図ります。

(2) 都市施設

道路

広域幹線道路（東埼玉道路）、主要幹線道路（越谷総合公園川藤線）の整備を図ります。

工業系交通が住居系エリア内に混入しないよう、既存の集落地環境や工場等の操業環境に配慮した道路網の形成を図ります。

公園・緑地

工場や流通業務施設の立地誘導に合わせ、貴重な自然景観を活かしつつ、地域住民及び就業者が身近に利用できる公園の整備を図ります。

中川の河川改修に合わせ、市民の健康増進、子どもから高齢者までの交流の場となるスポーツ・レクリエーション施設・広場等の整備を図ります。

(3) 都市環境

中川については、水質浄化と自然環境の保全を行うとともに、河川改修に合わせ、生態系に配慮した良好な水辺環境の創出を図ります。

将来を見据えた浄化施設の整備と、工業系施設における公害防止に努め、良好な生活環境の形成を図ります。

(4) 都市防災

面的整備による新たな道路・公園整備に合わせた、避難路等や避難所の検討、防災機能の向上を図ります。

浸水被害の軽減を図るため、中川の河川改修事業の促進を図ります。

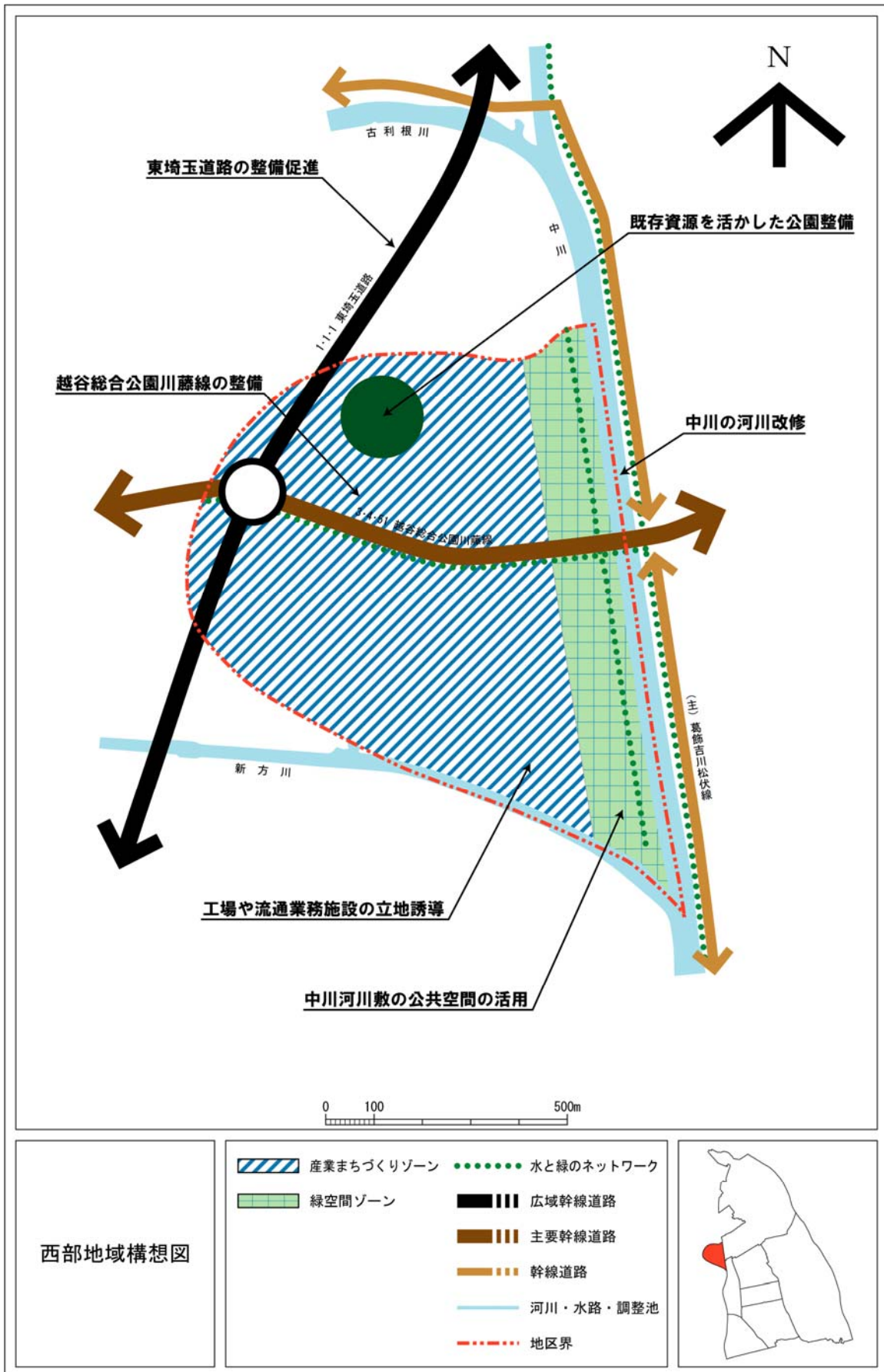
(5) 都市景観

中川については、草花等による緑化を中心に、市民の憩いの場となる水辺景観の保全・創出を図ります。

工場や流通業務施設が周辺の農業集落地と調和した景観形成を図ります。

(6) 地域拠点の形成

西部地域の整備に合わせて、地域拠点を設定し、新たな施設整備を行うことにより、市民の交流、レクリエーションの場、避難所等の防災施設としての利用を図ります。



6-4 中央北部地域整備構想

6-4-1 地域現況

地域特性

- ・北側の一部の地域を除き、市街化区域です。
- ・人口は約17,120人と市の全人口の約26%が居住しており、宅地化の進行により増加しています。
- ・土地区画整理事業が2地区で実施されており、地区計画制度の活用により良好な住宅地が形成されています。
- ・市街化調整区域では住宅と農地が混在しています。
- ・大場川、木売落などが流れており、一部の河川・水路で水質の汚濁が見られます。
- ・避難路等の都市計画道路は一部の区間が未整備となっています。
- ・きよみ野や新栄地区などでは緑豊かなまちなみが形成されています。

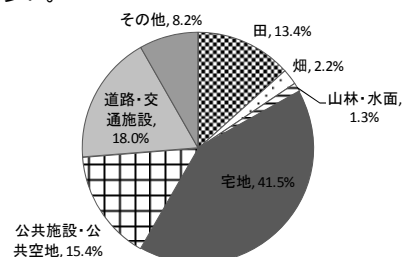
地域データ

[位置]



[土地利用]

- ・区画整理による造成が進められていることから、宅地が約4割と最も多い。



[公園]

- ・近隣公園3箇所、街区公園36箇所が整備されており、緑道も多く整備されている。

区分	面積 (ha)
近隣公園	6.55
街区公園	3.47
都市計画緑地	0.33
緑道	0.96
合計	11.31

[避難所]

- ・避難所は5箇所が整備されている。

名称	収容人員 (人)	備考
関小学校	206	
栄小学校	205	
中央中学校	426	防災地区拠点 自衛隊拠点
老人福祉センター	96	
市民交流センター おあしす	236	

6-4-2 まちづくり懇談会における主な意見

都市施設について

- ・安全で快適な自転車道及び歩道の整備、バリアフリーに配慮した道路整備

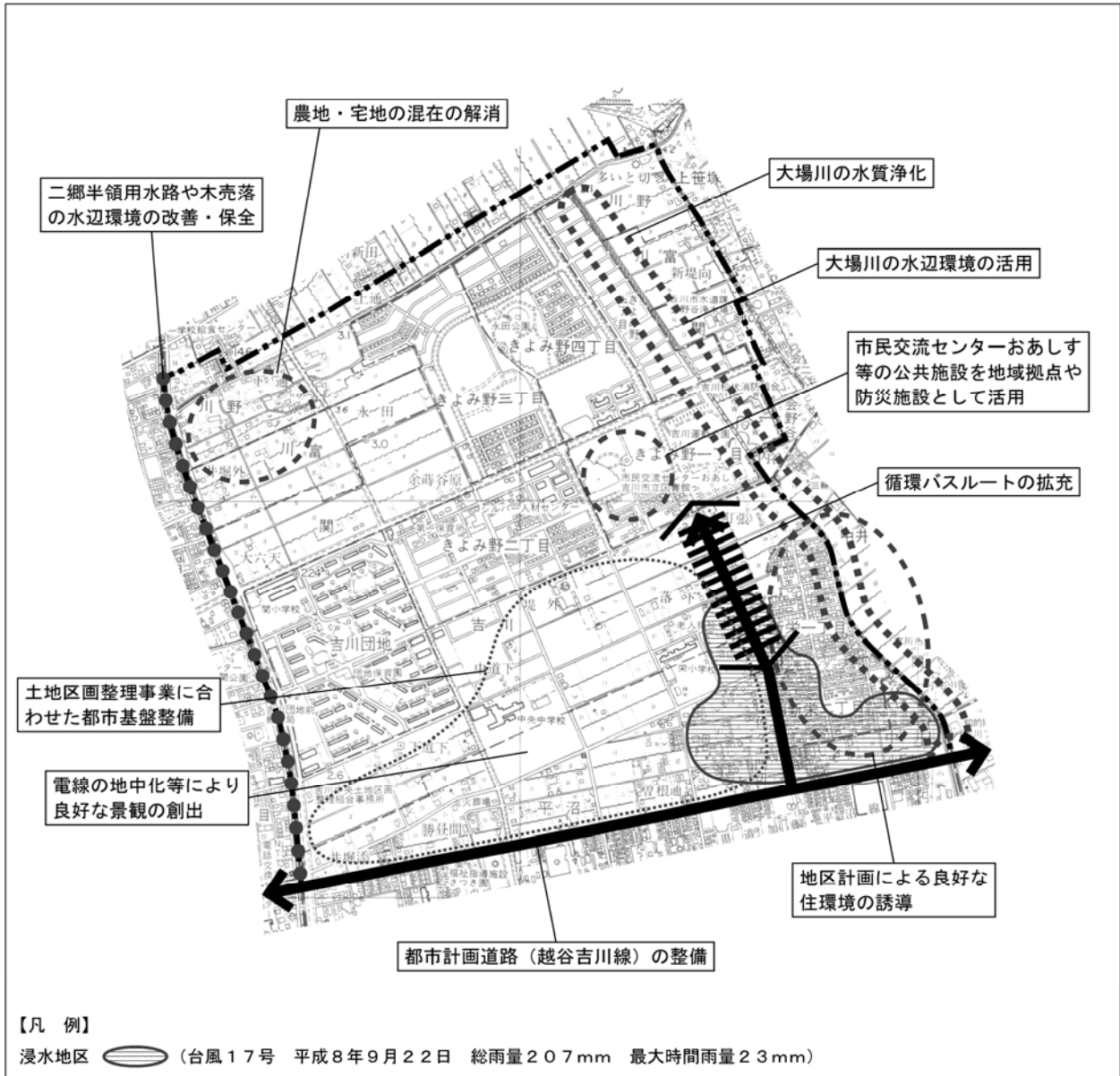
都市環境について

- ・大場川、木売落の親水化、美化、水質浄化

都市景観について

- ・電線の地中化による良好な道路景観の創出
- ・きよみ野の良好な住環境、景観の維持
- ・吉川中央土地区画整理地内の良好な都市景観の創出

6-4-3 課題図



その他の課題について

- ・住宅地内における通過交通の排除
- ・街路灯の設置
- ・地域内緑化の推進による景観の向上
- ・既存の公園や公共施設を活用した水と緑のネットワークの形成
- ・面的整備に合わせた避難路等や避難所の整備

6-4-4 中央北部地域のまちづくりの目標

吉川特定地区及び吉川中央地区の土地区画整理事業により、良好な住宅地が形成されつつある本地域は、ハイセンスな街並みと人にやさしいまちづくりを目指します。

地域づくりのテーマ

ちょっとオシャレでやさしいまち

6-4-5 中央北部地域の整備方針

(1) 土地利用

住環境向上ゾーン

吉川団地及び新栄地区については、地区計画制度等を活用し、敷地内も含めたまちなみ緑化等を図り、住宅地としての質の向上を目指します。

吉川特定土地区画整理事業が完了した、きよみ野地区については、水と緑と街並みが調和した定住性の高い住環境の維持向上を図ります。

住環境形成ゾーン

吉川中央土地区画整理事業の推進により、引き続き、緑豊かなゆとりとuringおいのある住宅地の整備を図ります。

沿道サービスゾーン

主要幹線道路である越谷吉川線及び三郷吉川線の沿道については、地域住民や自動車による利用者を対象とした、日常生活を支える生活利便機能などの沿道サービス施設の立地誘導を図ります。

農地及び集落地ゾーン

集落地におけるミニ開発等による無秩序な宅地化を防止しつつ、狭い道路の拡幅等により住環境の維持改善を図ります。

集団的な優良農地については、農業生産の場のみならず都市における緑地空間としても必要であり、今後も現状のまま維持、保全に努めます。

(2) 都市施設

道路

主要幹線道路（越谷吉川線、三郷吉川線）の整備を図ります。

地域レベルにおいて日常的に利用される生活道路として、補助幹線道路を設定し、面的整備の推進に合わせた整備を行います。

関小学校、栄小学校、市民交流センターおあしす周辺等への歩道整備を図ります。

公園・緑地

吉川沿辺公園、吉川運動公園、親水的な吉川中央緑地の施設の充実を図るとともに、面的整備に合わせて身近に利用できる公園の整備を図ります。

鍋小路用水路沿いの緑道整備を推進するとともに、ネオポリス緑道、きよみ野内のコミュニティ道路、大場川の水辺等の活用により、よしかわ富士のある永田公園、吉川運動公園等の公園や、コミュニティ交流拠点に立地する公共公益施設を結ぶ水と緑のネットワークを形成します。

(3) 都市環境

大場川、木売落の水質浄化を行い、良好な水辺環境の創出を図ります。

吉川中央地区の公共下水道の整備推進により、良好な生活環境の形成を図ります。

水辺を活用した吉川中央緑地、中井沼公園の花菖蒲や動植物の生息できる吉川調節池の水辺空間の維持、保全を図ります。

(4) 都市防災

避難路等の沿道及び避難所周辺における建築物の不燃化、耐震化を促進します。

面的整備に合わせた、避難路等や避難所の見直しを行い、防災機能の向上を図ります。

浸水被害の軽減を図るため、大場川の河川改修事業の促進、調整池等の適切な維持管理を行います。

(5) 都市景観

大場川、二郷半領用水路については、水辺景観の保全・創出を図ります。

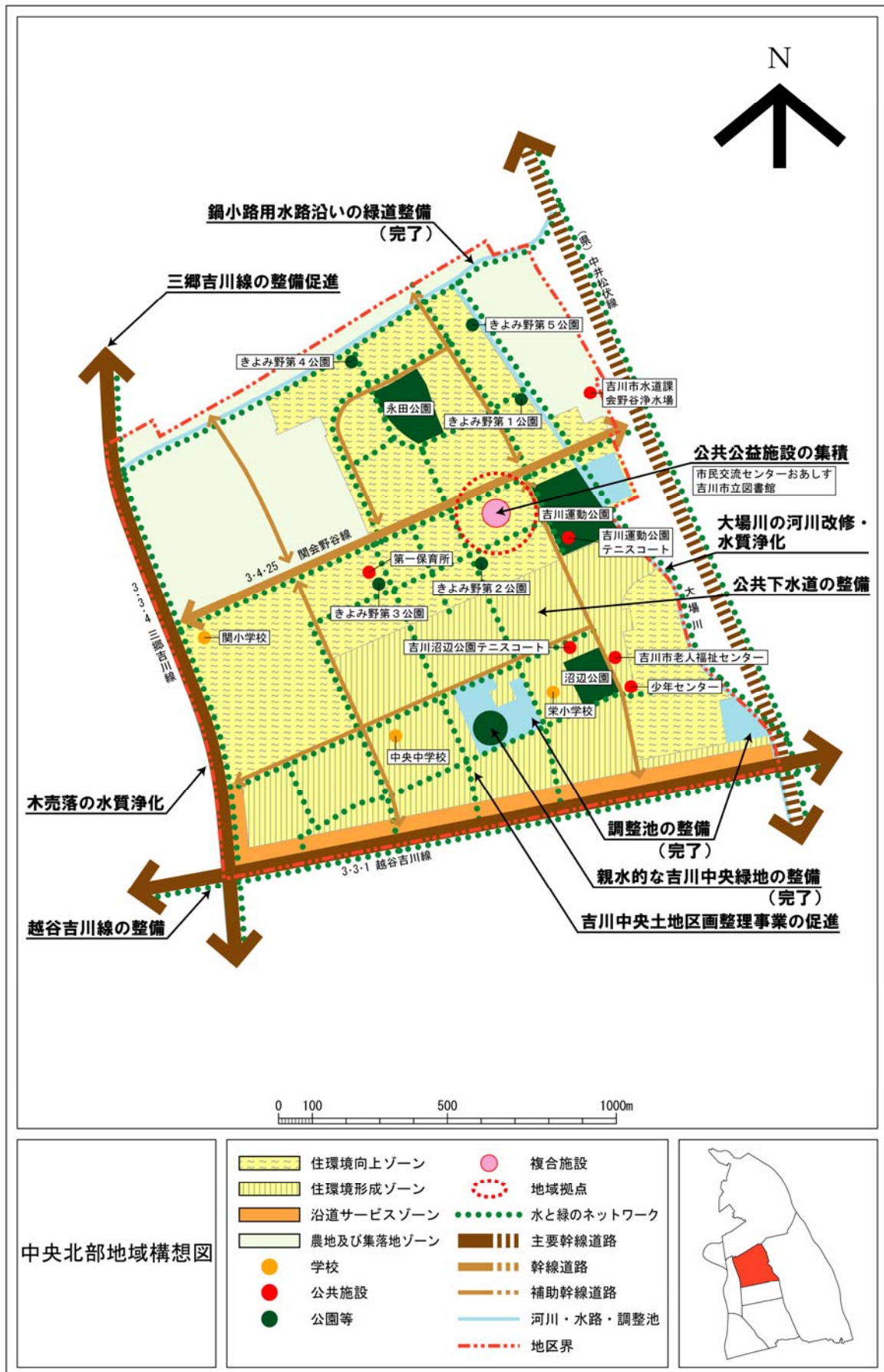
きよみ野地区、吉川中央地区については、地区計画制度や景観協定等により緑豊かで新しい住宅地として特に優れた景観の形成を積極的に推進します。

既に整備されている新栄地区については、地区計画制度等により良好なまちなみ景観の形成を図ります。

周辺環境との調和に配慮した公共施設の景観形成を図ります。

(6) 地域拠点の形成

きよみ野の市民交流センターおあしすを中心としたコミュニティ交流拠点については、中央北部地域における地域拠点としての役割を担うものとし、行政サービスや市民の交流、レクリエーションの場等の公共公益機能、避難所等の防災施設としての利用を図ります。



構想路線については破線表示

6-5 中央地域整備構想

6-5-1 地域現況

地域特性

- ・中央部の一部の地域を除き市街化区域です。
- ・人口は約12,460人と市の全人口の約19%が居住しており、横ばいとなっています。
- ・地域の7割で工業系用途地域が指定されています。
- ・狭幅員道路や行き止まり道路が見られます。
- ・中野、栄町では、住宅と工場が混在しています。
- ・工業専用地域とその周辺では、煙や騒音などによる生活環境への影響が懸念されます。
- ・一部の建物が密集した既成市街地では災害時に避難救助活動に支障を来す可能性があります。
- ・避難路等の都市計画道路は一部未整備ですが、防災機能を有した公園が整備されるなど、防災対策が進められています。
- ・大場川、西大場川などが流れており、一部の河川・水路で、水質の汚濁が見られます。

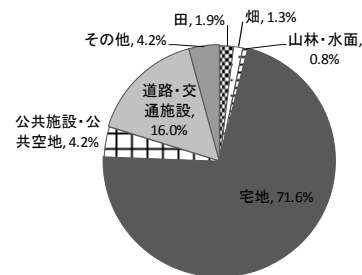
地域データ

[位置]



[土地利用]

- ・約7割が宅地であり、建築物が密集している。



[公園]

- ・街区公園が3箇所整備されているが、公園が不足している。

名称	面積 (ha)
街区公園	1.05
合計	1.05

[避難所]

- ・避難所は南中学校の1箇所が整備されている。

名称	収容人員 (人)	備考
南中学校	419	防災地区拠点

6-5-2 まちづくり懇談会における主な意見

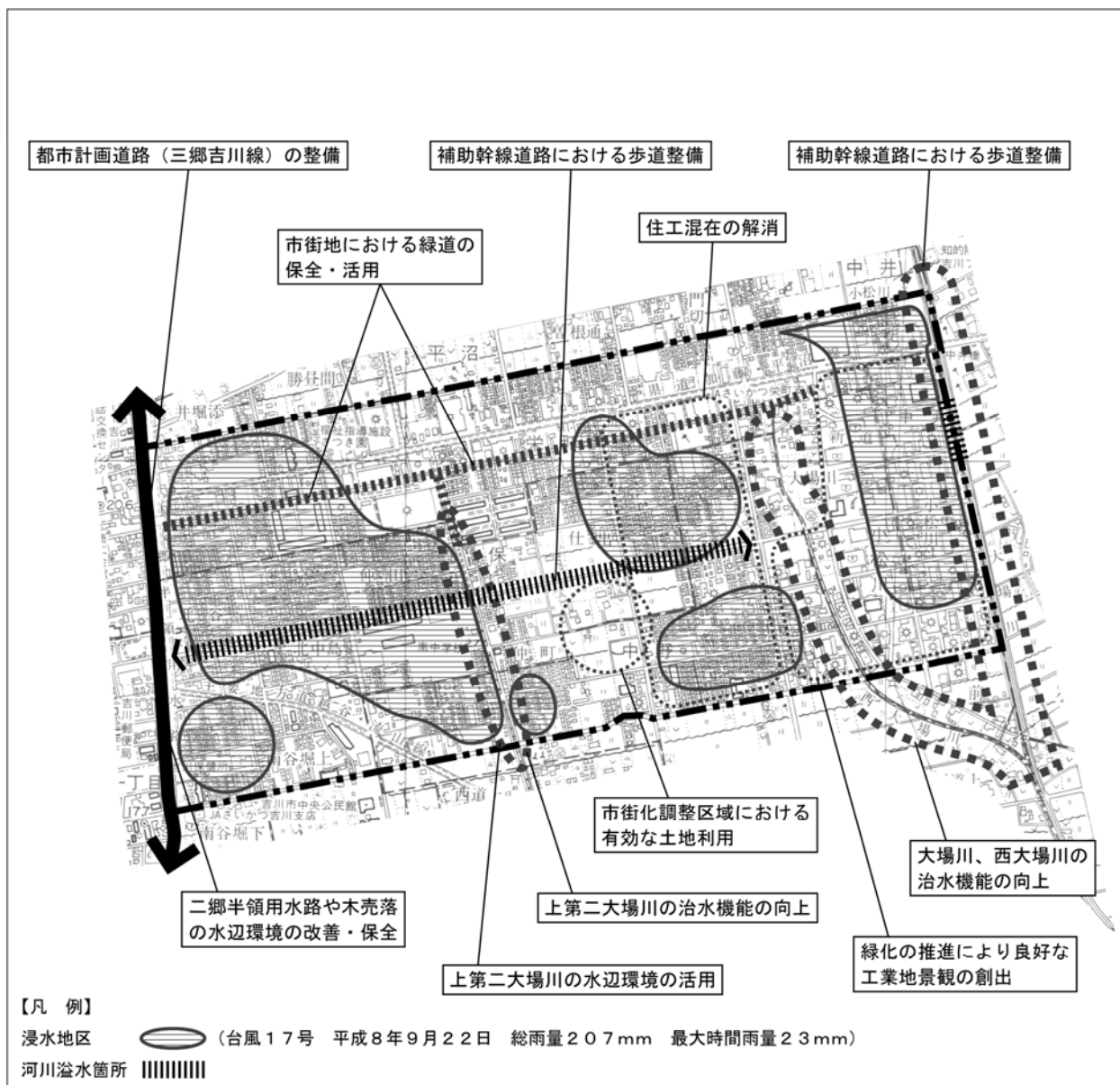
都市施設について

- ・中央部の市街化調整区域等における公園の整備
- ・水辺や田園が多いが、緑が不足

都市環境について

- ・工場からの煤煙の防止等、住環境の改善
- ・工場と住宅が共存できるよう既存工業施設の環境改善
- ・河川の治水対策、親水化の推進

6-5-3 課題図



その他の課題について

- ・ 地域内における狭い道路の拡幅
- ・ 街路灯の設置
- ・ 道路の拡幅等に合わせた避難路等や避難場所の確保
- ・ 浸水被害の軽減

6-5-4 中央地域のまちづくりの目標

古くから形成された工業地と住宅地の共存を図りながら、産業の活性化と生活環境の向上を図り、さらにやすらぎの空間を創出することにより、安心して暮らせるまちづくりを目指します。

地域づくりのテーマ

活力とやすらぎのある安全なまち

6-5-5 中央地域の整備方針

(1) 土地利用

住環境向上ゾーン

比較的街区構成の整った住宅市街地部については、用途地域の見直しを検討するとともに、地区計画制度等を活用し、敷地内も含めたまちなみ緑化等を図り、住宅地としての質の向上を目指します。

住工共存ゾーン

工業地と住宅地の混在する地区においては、既存土地利用を尊重しつつ、住環境に配慮した工場施設や設備の整備または改善を促進するとともに、操業環境の改善を図り、双方が共存しうる市街地環境の形成を図ります。

沿道サービスゾーン

主要幹線道路である三郷吉川線の沿道については、地域住民や自動車による利用者を対象とした、日常生活を支える生活利便機能などの沿道サービス施設の立地誘導を図ります。

工業専用ゾーン

小松川地区の工業地は、引き続き工業系の土地利用を展開し、今後は緑化等の環境整備を行うことにより、周辺環境に配慮した工業地としての環境の向上を図ります。

緑空間ゾーン

農地の有する保水・遊水機能を保持するため、引き続き農地の保全に努めます。

(2) 都市施設

道 路

主要幹線道路（三郷吉川線）の整備を図ります。

補助幹線道路については幅員の狭い区間の拡幅整備を図ります。

南中学校、なまずの里公園、ほのぼの公園周辺等への歩道整備を図ります。

公園・緑地

農地や空閑地の有効活用により整備された、地域住民の憩いの場となる、なまずの里公園、ほのぼの公園の維持管理を図ります。

保緑道、平沼緑道、大場川等の活用により、南中学校や、なまずの里公園、ほのぼの公園を結ぶ水と緑のネットワークの形成を図ります。

緑地空間を確保するため生産緑地地区の保全を図るとともに、買い取り請求の申出の際には、公園・緑地としての活用を検討します。

(3) 都市環境

大場川、西大場川、上第二大場川、木売落等の河川や水路における水質浄化を行い、良好な水辺環境の創出を図ります。

公共下水道による水洗化の促進により、良好な生活環境の形成を図ります。

工場施設や設備の整備・改善を促進するとともに、煤煙発生施設等から排出される大気汚染物質に対し、法令に基づく規制基準の遵守を図り、大気環境の保全に努めます。

(4) 都市防災

幅員の狭い道路の拡幅や新規公園の整備に合わせた、避難路等や避難所の見直しを行い、防災機能の向上を図ります。

浸水被害の軽減を図るため、大場川の河川改修事業の促進及び、上第二大場川の河川改修事業の推進を図ります。

(5) 都市景観

大場川、西大場川、二郷半領用水路における水辺景観の保全・創出を図ります。

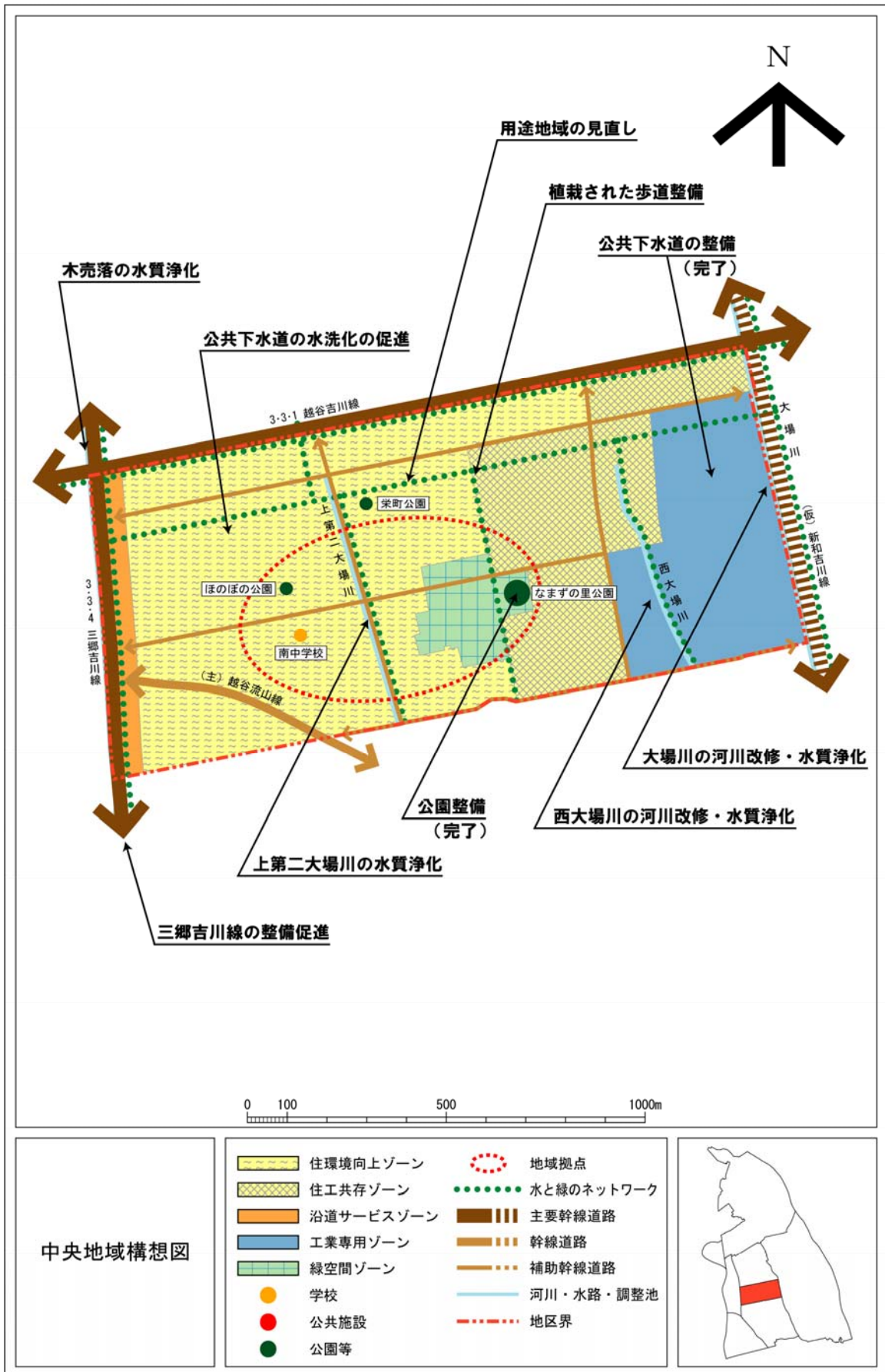
三郷吉川線については沿道緑化等による良好な道路景観の創出を図ります。

小松川工業専用地域の敷地内緑化推進による良好な工業地景観の創出を図ります。

住工混在によって生じる景観阻害の改善による秩序ある市街地景観の創出を図ります。

(6) 地域拠点の形成

南中学校、なまずの里公園、ほのぼの公園を中心とした地区を、中央地域における地域拠点として位置づけ、市民の交流、レクリエーションの場、避難所等の防災施設としての利用を図ります。



構想路線については破線表示

6-6 中央南部地域整備構想

6-6-1 地域現況

地域特性

- ・武蔵野操車場跡地地区を除き、地域の大部分が市街化調整区域であり、主要地方道越谷流山線沿道に農家集落が形成されています。
- ・人口は約1,150人であり、減少傾向となっています。
- ・一部の地域で工場の立地が見られます。
- ・武蔵野操車場跡地が立地しており、その周辺を含めた整備が計画されています。
- ・主要地方道越谷流山線は中央地域と三郷市を結ぶ骨格道路となっているが、沿道利用は一部に見られる程度です。
- ・全域が公共下水道排水計画区域に指定されており、一部が整備されています。
- ・大場川や上第二大場川などにより、水辺空間に恵まれています。一部の河川・水路で水質の汚濁が見られます。

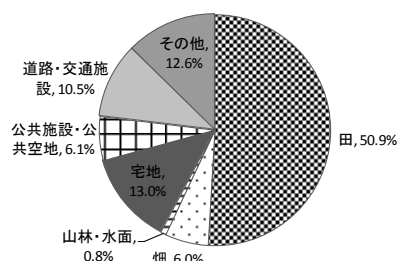
地域データ

[位置]



[土地利用]

- ・田畑が約6割を占めており、農村地域となっている。



[公園]

- ・街区公園は木売新田幼児公園のみであるが、農地や草地等良好な緑地に恵まれている。

名称	面積 (ha)
街区公園	0.01
合計	0.01

[避難所]

- ・避難所は3箇所が整備されている。

名称	収容人員 (人)	備考
北谷小学校	206	
県立吉川高等学校	760	
中央公民館	202	

6-6-2 まちづくり懇談会における主な意見

土地利用について

- ・吉川美南駅周辺地域の面整備の早期事業着手
- ・バリアフリーのまちづくり

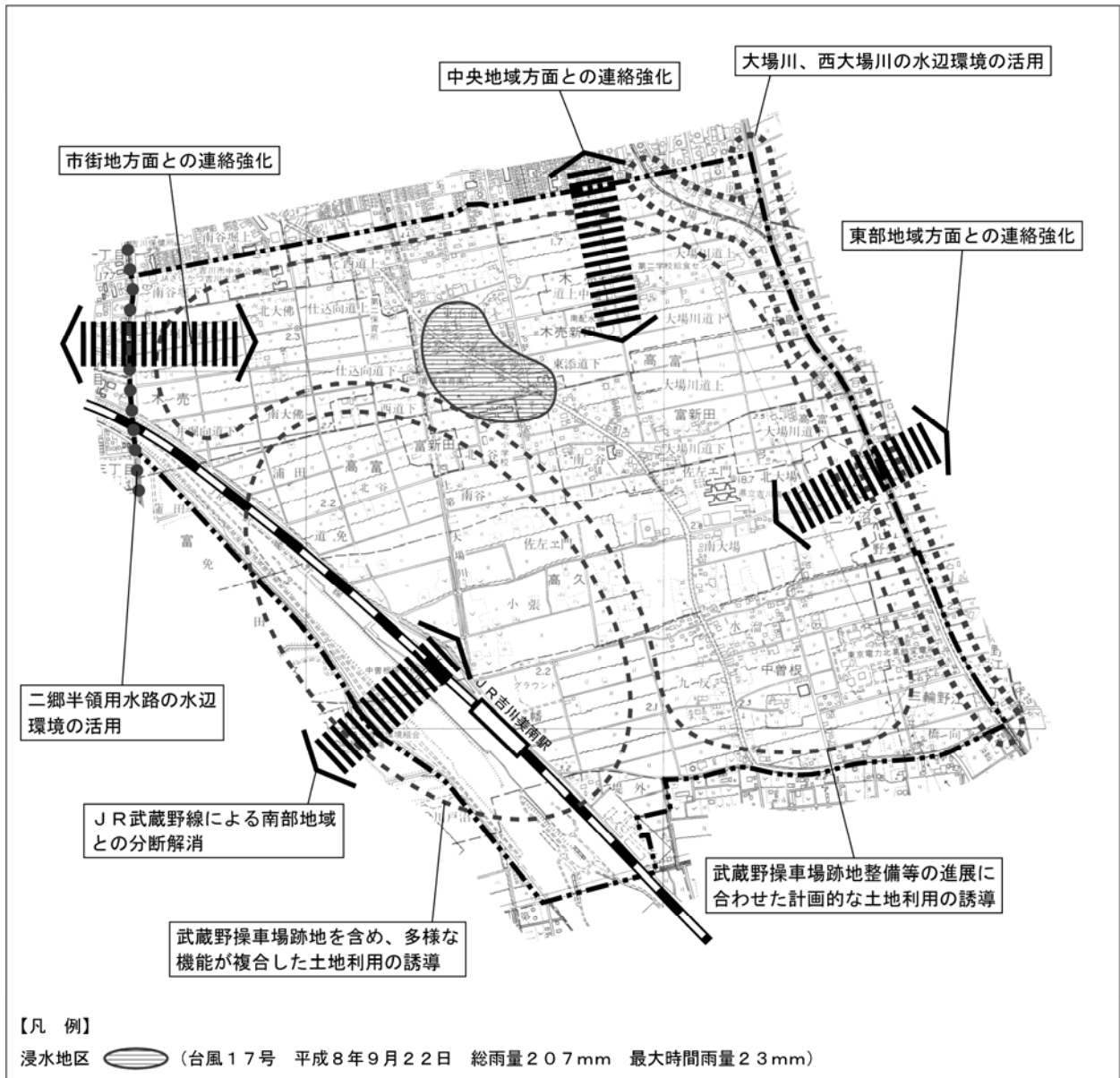
都市施設について

- ・JR武蔵野線の吉川美南駅の設置

都市環境について

- ・大場川、上第二大場川の水辺空間の活用

6-6-3 課題図



その他の課題について

- ・ バリアフリーの考えに基づいた安全かつ安心して歩行できる歩行空間や公共施設の確保
- ・ 公共下水道の早期整備
- ・ 浸水被害の軽減のため、面的整備に合わせた調整池の整備や河川改修

6-6-4 中央南部地域のまちづくりの目標

武蔵野操車場跡地の活用と吉川美南駅の設置による立地条件を最大限に活かし、各種多様な都市機能を備えた拠点形成を図ることにより、市民に夢を与える21世紀にふさわしいまちづくりを目指します。

地域づくりのテーマ

夢・未来にはばたくまち

6-6-5 中央南部地域の整備方針

(1) 土地利用

住環境形成ゾーン

武蔵野操車場跡地地区土地区画整理事業の促進により、水と緑のうるおいを備えた周辺環境と共生・調和し、商業・業務や住民サービスなどの都市機能を備えた良好な住宅地の形成を図ります。

沿道サービスゾーン

主要幹線道路である三郷吉川線の沿道については、地域住民や自動車による利用者を対象とした、日常生活を支える生活利便機能などの沿道サービス施設の立地誘導を図ります。

複合多機能ゾーン

吉川美南駅設置とともに、大型店舗等の新たな商業地の形成を図るとともに、市民の余暇時間の充実に対応した都市型の娯楽・文化・教育施設、さらには行政サービスや福祉施設等も兼ね備えた、複合多機能都市の形成を図ります。

吉川美南駅周辺地域については、無秩序な市街地の拡大による環境悪化の防止、計画的な公共施設整備による良好な市街地の形成を図るため、順次、計画的な都市基盤整備を行います。

(2) 都市施設

道路

主要幹線道路(三郷流山線、(仮)新和吉川線)、幹線道路(木売線、(仮)バイパス吉川駅線、(仮)中曽根三輪野江線)の整備を図ります。

複合新拠点の形成や市街地拡大に対応し、地域レベルにおいて日常的に利用される生活道路となる補助幹線道路を、必要に応じて新規路線として整備します。

面的整備に合わせ、地域内の主要施設周辺の歩道整備を図ります。

公園・緑地

面的整備による新市街地の形成に合わせ、調整池と近隣公園を一体的に整備し、水を活かした憩いの場をつくり、緑の景観と水辺による快適な空間の形成を図ります。

大場川、西大場川、上第二大場川等の水辺を活用し、複合新市街地内の公園、避難所である吉川高校、北谷小学校、市民コミュニティの中心となる中央公民館や吉川美南駅等の公共公益施設を結ぶ、水と緑のネットワークの形成を図ります。

(3) 都市環境

大場川、西大場川、上第二大場川の水質浄化を行い、良好な水辺環境の創出を図ります。
新市街地の形成に合わせた公共下水道の整備により、良好な生活環境の形成を図ります。

(4) 都市防災

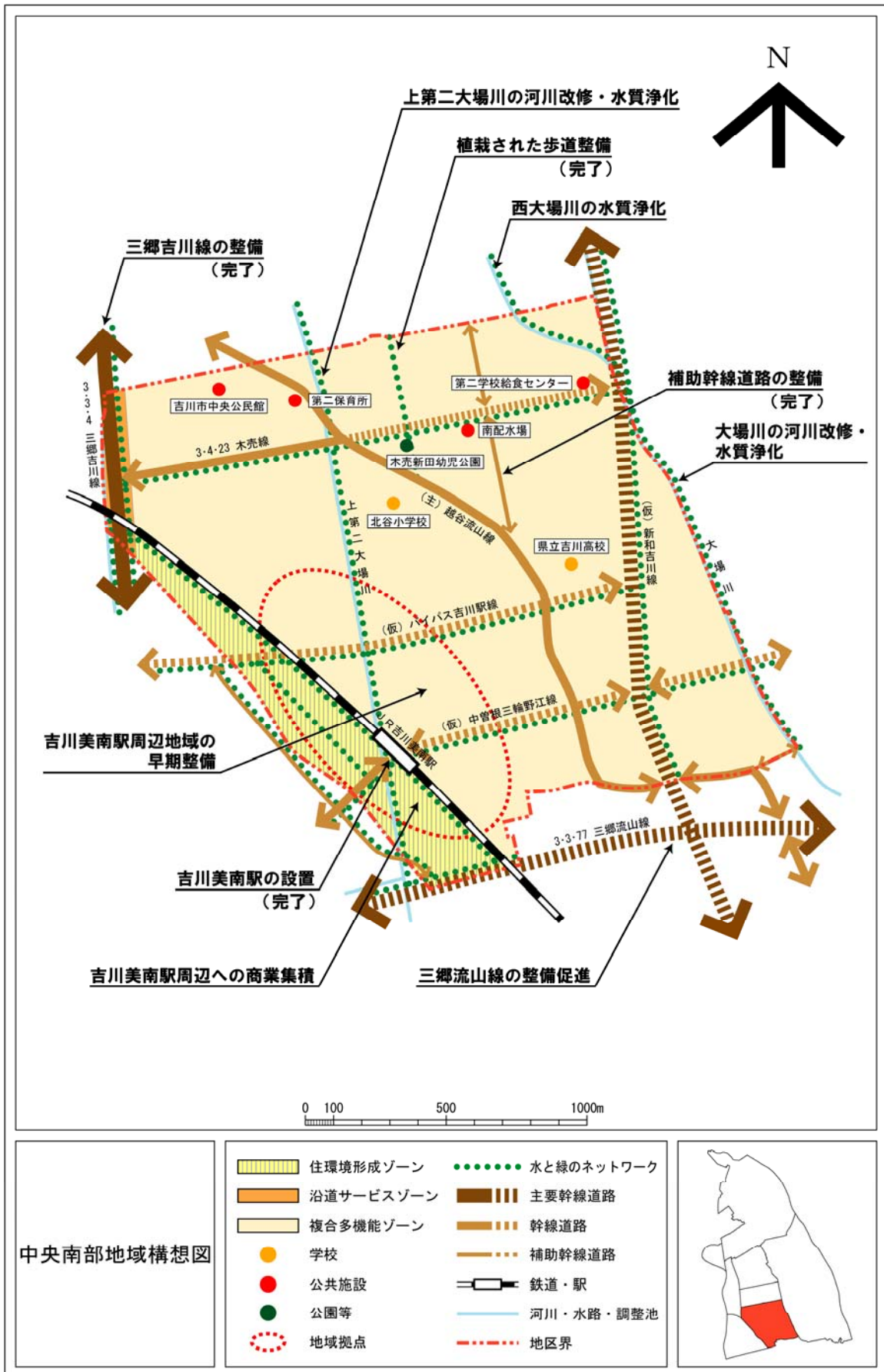
面的整備に合わせた、避難路等や避難所の見直しを行い、防災機能の向上を図ります。
浸水被害の軽減を図るため、大場川の河川改修事業の促進、上第二大場川の河川改修事業の推進を図るとともに、面的整備に合わせた調整池等の整備を図ります。

(5) 都市景観

大場川、西大場川、上第二大場川、二郷半領用水路における水辺景観の創出を図ります。
三郷吉川線については沿道緑化等による良好な道路景観の創出を図ります。
新市街地の形成にあたっては、公共施設及び、建築物のデザイン化により、吉川市の発展を象徴する都市景観の創出を図ります。

(6) 地域拠点の形成

吉川美南駅を中心とする複合新拠点は、中央南部地域における地域拠点としての役割を担うものとし、行政サービスや市民の交流、レクリエーションの場、避難所等の防災施設としての利用を図ります。



6-7 中央西部地域整備構想

6-7-1 地域現況

地域特性

- ・全域が市街化区域です。
- ・人口は約11,020人と市の全人口の約17%が居住しており、増加傾向となっています。
- ・吉川駅があり市の玄関口となっています。
- ・市役所、社会福祉協議会、保健センター等が立地しています。
- ・いちょう通り周辺は土地区画整理事業により良好な住宅地が形成されています。
- ・平沼周辺地区は建物が密集した既成市街地となっています。
- ・都市計画道路越谷吉川線と主要地方道葛飾吉川松伏線では沿道利用が見られますが、駐車スペースが確保されていません。
- ・吉川橋、吉越橋周辺では朝夕に交通渋滞が発生しています。
- ・地域の南東部で大雨時に浸水被害が発生しています。
- ・中川などが流れており、一部の河川・水路で水質の汚濁が見られます。
- ・避難路等の都市計画道路が一部未整備になっています。
- ・中川周辺、都市計画道路木売関線沿道(いちょう通り)では水辺空間、街路樹などにより、良好な景観が形成されています。

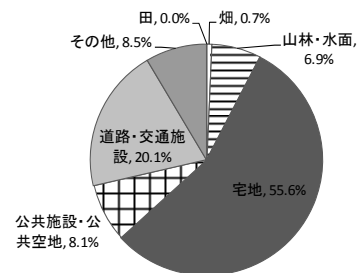
地域データ

[位置]



[土地利用]

- ・宅地が約6割を占めている。



[公園]

- ・近隣公園1箇所、街区公園9箇所が整備されているが、平沼周辺地区には整備されていない。

名称	面積 (ha)
近隣公園	1.35
街区公園	1.60
合計	2.95

[避難所]

- ・避難所は吉川小学校の1箇所が整備されている。

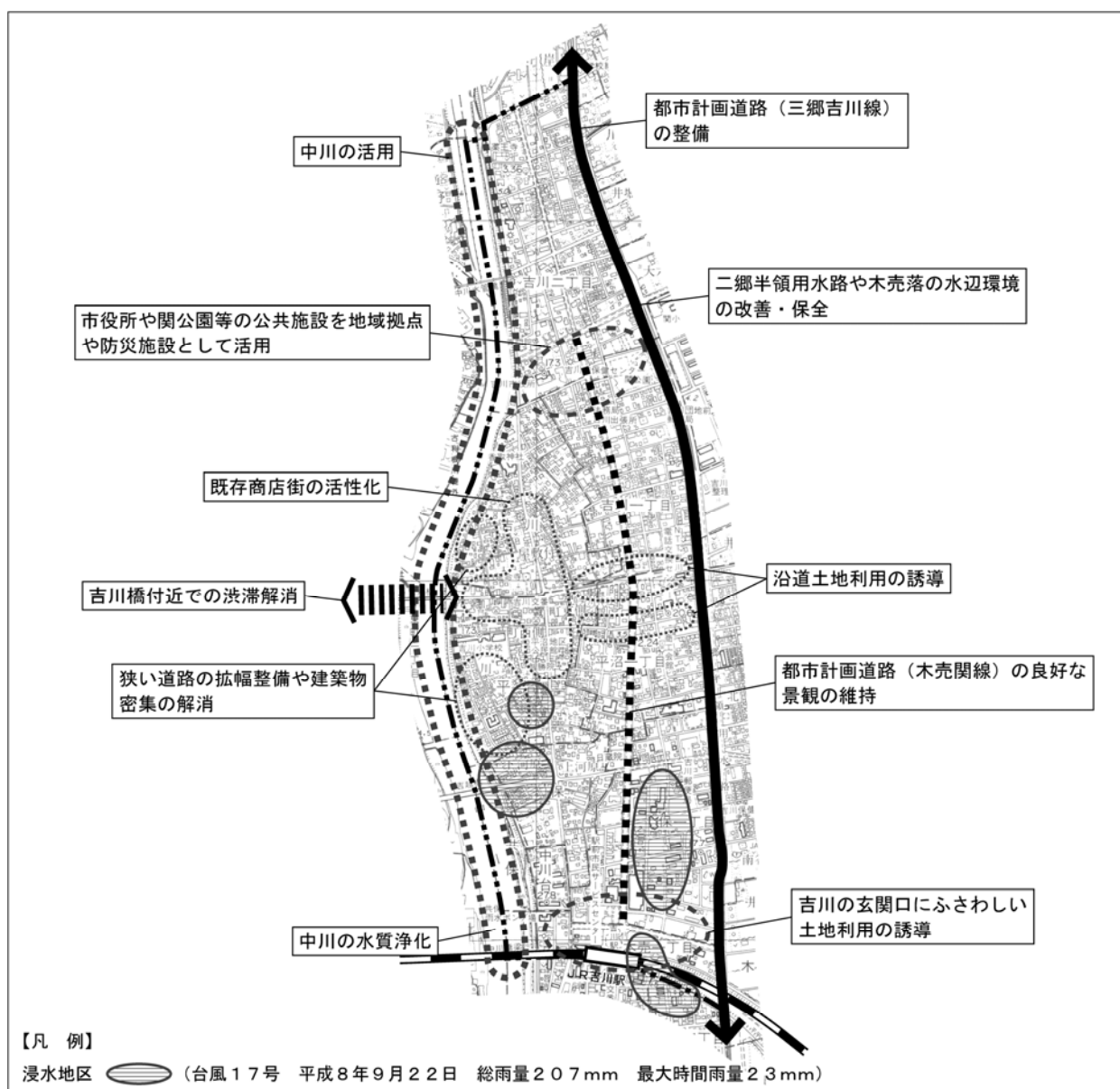
名称	収容人員 (人)	備考
吉川小学校	195	飲料水兼用耐震性貯水槽

6-7-2 まちづくり懇談会における主な意見

都市施設について

- ・バリアフリーに配慮する等、道路環境の改善
- ・交通渋滞の解消と安全で快適な道路整備
- ・道路が狭く、消火栓も少ない等、防災問題の解消
- ・平沼地区における公園、緑地の積極的な整備

6-7-3 課題図



その他の課題について

- ・ バリアフリーの考えに基づいた安全かつ安心して歩行できる歩行空間や公共施設の確保
- ・ 平沼周辺地区における狭い道路の拡幅
- ・ 街路灯の設置
- ・ 緑化の推進や地域に密着した公園整備
- ・ 道路の拡幅や公園の整備に合わせた避難路等や避難場所の確保

6-7-4 中央西部地域のまちづくりの目標

個店の魅力を高め、安全性・快適性の向上を図りつつ、吉川駅を中心とした玄関口としての都市空間を創出することにより、吉川市の中心市街地にふさわしいまちづくりを目指します。

地域づくりのテーマ

安全・快適に暮らし、にぎわいと活気あふれるまち

6-7-5 中央西部地域の整備方針

(1) 土地利用

住環境改善ゾーン

古くから住宅地が形成され、建築物が密集している平沼周辺地区については地区計画制度等の活用により、幅員の狭い道路の拡幅や公園等の公共空間の確保に努め、住環境の改善を図ります。

住環境向上ゾーン

中川台地区及び土地区画整理事業が完了した吉川第一地区や保地区については、地区計画制度等を活用し敷地内も含めたまちなみ緑化等を図り、住宅地としての質の向上を目指します。なお、吉川第一地区は、安全で良好な住環境の形成を図るため、市民の合意を得たうえで、地区計画を変更します。

沿道サービスゾーン

主要幹線道路である越谷吉川線の沿道については、地域住民や自動車による利用者を対象とした、日常生活を支える生活利便機能などの沿道サービス施設の立地誘導を図ります。

(2) 都市施設

道 路

保交差点の渋滞解消等のため、主要幹線道路である越谷吉川線は、吉川橋の架け替えを含めた整備を推進するとともに、幹線道路（葛飾吉川松伏線、越谷流山線）の整備を図ります。公共施設周辺の歩道整備を図ります。

平沼周辺地区においては、狭い道路の拡幅整備を推進します。

保地区においては、交差点における渋滞解消のための拡幅整備を推進します。

公園・緑地

平沼周辺地区における公園や緑地空間の確保を図ります。

中川については、散歩道の整備を行い、広域的な水と緑のネットワークの形成を図ります。

いちょう通りや二郷半領用水路沿いの桜並木等で、関公園、ポケットパーク、避難所である吉川小学校、地域のコミュニティの核となる駅前市民サービスセンター、吉川駅等の公共公益施設を結び、水と緑のネットワークの形成を図ります。

(3) 都市環境

中川については、水質浄化と自然環境の保全を行うとともに、河川改修に合わせ、生態系に配慮した良好な水辺環境の創出を図ります。

木売落の水質浄化を行い、良好な水辺環境の創出を図ります。

公共下水道による水洗化の促進により、良好な生活環境の形成を図ります。

(4) 都市防災

建物が密集した既成市街地における建築物の不燃化を促進するとともに、幅員の狭い道路の拡幅や新たな道路・公園整備に合わせた、避難路等や避難所の見直しを行い、防災機能の向上を図ります。

浸水被害の軽減を図るため、中川の河川改修事業の促進を図るとともに、排水施設等の機能強化や維持管理に努めます。

(5) 都市景観

中川については、草花等による緑化を中心に、市民の憩いの場となる水辺景観の保全・創出を図ります。

駅前道路である木売線及び木売関線(いちょう通り)の良好な道路景観の維持増進を図ります。

吉川駅北口周辺においては、周辺との調和に配慮した市の玄関口にふさわしい景観形成を図ります。

吉川第一地区については、地区計画制度等による緑化推進等により良好な都市景観の創出に努めます。

(6) 地域拠点の形成

市の玄関口である吉川駅を含む吉川駅前及び平沼周辺の商業拠点を、中央西部地域における地域拠点として位置づけ、駅前市民サービスセンターや平沼地区公民館、吉川小学校とともに、行政サービスや市民の交流の場、避難所等の防災施設としての利用を図ります。

また市役所及び関公園を含む地区についても、地域拠点として位置づけ、行政サービスや市民の交流、レクリエーションの場、避難所等の防災施設としての利用を図ります。



構想路線については破線表示

6-8 南部地域整備構想

6-8-1 地域現況

地域特性

- ・全域が市街化区域です。
- ・人口は約12,470人と市の全人口の約19%が居住しており、宅地化の進行により、増加しています。
- ・吉川駅があり市の玄関口となっています。
- ・中央に二郷半領用水路が流れ、地域が分断されています。
- ・土地区画整理事業により整備された良好な市街地が形成されています。
- ・主要地方道葛飾吉川松伏線周辺では、一部で住宅と工場が混在しています。
- ・中川、二郷半領用水路などが流れており、一部の河川・水路で水質の汚濁が見られます。
- ・避難路等の都市計画道路が一部の区間で未整備です。
- ・都市計画道路共保道庭線は植栽が施され、けやき通りとして良好な景観を創出しています。
- ・JR武蔵野線により、他地域と分断されています。

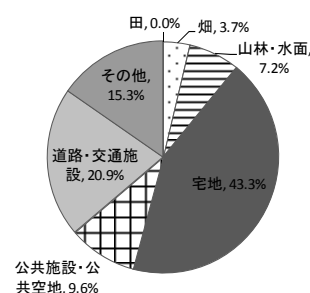
地域データ

[位置]



[土地利用]

- ・宅地が約4割と最も多い。



[公園]

- ・近隣公園2箇所、街区公園10箇所が整備されており、緑道も多く整備されている。

名称	面積 (ha)
近隣公園	4.70
街区公園	2.73
緑道	0.76
合計	8.19

[避難所]

- ・避難所は2箇所が整備されている。

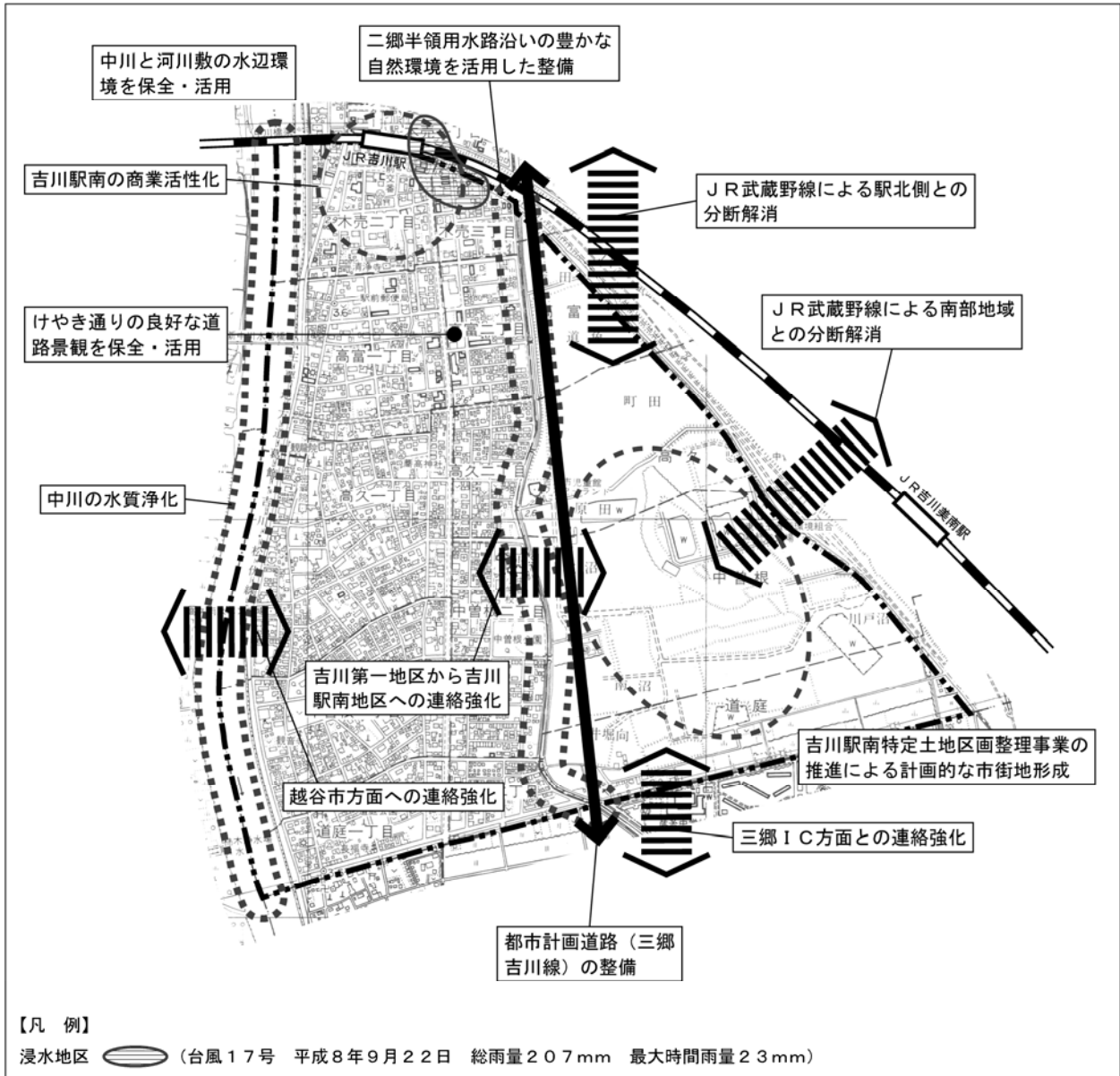
名称	収容人員(人)	備考
中曽根小学校	215	飲料水兼用耐震性貯水槽・防災地区拠点
児童館ワンダーランド	109	

6-8-2 まちづくり懇談会における主な意見

土地利用について

- ・駅南口周辺、けやき通り沿道の商業活性化及び違法駐車対策
- #### 都市施設について
- ・越谷方面、中央西部地域、中央南部地域への連絡強化
- #### 都市施設について
- ・低層の建物を主とし、生け垣化による良好なまちなみの形成
 - ・二郷半領用水路の水辺空間の活用

6-8-3 課題図



その他の課題について

- ・ 中川沿いの市街地における住工混在の解消及び秩序ある居住環境の創出
- ・ 吉川第一地区の地区計画制度等による住環境の向上

6-8-4 南部地域のまちづくりの目標

地域に残された貴重な自然を守りつつ、吉川駅を中心とした市の玄関口形成と、快適な住環境を有する新市街地の形成により、活力とうるおいのあるまちづくりを目指します。

地域づくりのテーマ

自然と調和し、活力とうるおいのあるまち

6-8-5 南部地域の整備方針

(1) 土地利用

住環境向上ゾーン

土地区画整理事業が完了した吉川第一地区については、地区計画制度等を活用し、敷地内も含めたまちなみ緑化等を図り、住宅地としての質の向上を目指します。なお、安全で良好な住環境の形成を図るため、市民の合意を得たうえで、地区計画を変更します。

また、土地区画整理事業が完了した吉川駅南地区については、景観協定による良好な景観の創出が進められており、今後も地区計画制度や景観協定等の活用により、緑豊かなゆとりとうるおいのある良好で快適な住宅地の維持を図ります。

沿道サービスゾーン

主要幹線道路である三郷吉川線の沿道については、地域住民や自動車による利用者を対象とした、日常生活を支える生活利便機能などの沿道サービス施設の立地誘導を図ります。

(2) 都市施設

道路

主要幹線道路（三郷流山線）幹線道路（(仮)バイパス吉川駅線）の整備を図ります。

公園・緑地

美南中央公園は、調節池と一体となった水と緑を感じられる空間であり、子どもから高齢者までが憩える場として機能の維持管理を図ります。

中川沿いの散歩道の整備と、二郷半領用水路沿い緑道整備事業の推進を図るとともに、中曽根公園や木売公園、避難所である中曽根小学校、児童館ワンダーランド、調節池を結ぶ、水と緑のネットワークを形成します。

(3) 都市環境

中川については、水質浄化と自然環境の保全を行うとともに、河川改修に合わせ、生態系に配慮した良好な水辺環境の創出を図ります。

第二大場川の水質浄化、二郷半領用水路の環境改善を行い、良好な水辺環境の創出を図ります。土地区画整理事業が完了した吉川駅南地区の公共下水道による水洗化の促進により、良好な生活環境の形成を図ります。

(4) 都市防災

既存の避難路等の沿道及び避難所周辺における建築物の不燃化、耐震化を促進します。

土地区画整理事業により整備された道路・公園や新設される小学校の建設に合わせた、避難路等や避難所の見直しを行い、防災機能の向上を図ります。

浸水被害の軽減を図るため、第二大場川の河川改修事業の促進を図るとともに、排水施設等の機能強化や、県等と協力し、調節池等の適切な維持管理を行います。

(5) 都市景観

中川については、草花等による緑化を中心に、市民の憩いの場となる水辺景観の保全・創出を図ります。

二郷半領用水路を活かした水辺景観の保全・創出を図ります。

三郷吉川線及び、駅前道路である共保道庭線（けやき通り）の良好な道路景観の維持増進を図ります。

吉川駅南口周辺においては、市の玄関口にふさわしい景観形成を図るため、建築物のデザイン誘導を図ります。

吉川第一地区については、地区計画制度等による緑化推進等により良好な都市景観の創出に努めます。

土地区画整理事業が完了した吉川駅南地区については、地区計画制度や景観協定等により緑豊かで新しい住宅地として特に優れた景観の形成を積極的に推進します。

(6) 地域拠点の形成

市の玄関口である吉川駅を含む地区を、南部地域における地域拠点として位置づけ、行政サービスや市民の交流の場、避難所等の防災施設としての利用を図ります。

また、児童館ワンダーランド、中曽根小学校、中曽根公園を中心とした地域についても、地域拠点として位置づけ、市民の交流、レクリエーションの場、避難所等の防災施設としての利用を図ります。

さらに、美南中央公園、消防南分署、吉川美南小学校を含む地区についても、地域拠点として位置づけ、レクリエーションの場、避難所等の防災施設としての利用を図ります。



構想路線については破線表示

6-9 地域別主要施策一覧表

地 域	内 容
北部地域	東埼玉テクノポリスの拡張
	吉川市河川防災ステーションの整備促進
	浦和野田線の整備促進
	三郷吉川線の整備促進
	県営吉川公園の整備
	越谷総合公園川藤線の整備
	集落地における生活環境の改善 ・生活道路の整備 ・農業集落排水施設への接続、合併処理浄化槽の普及・維持管理の充実
	市民農園の整備
	農地の保全、活用
	中川の河川改修
東部地域	県営吉川公園の整備
	越谷吉川線の整備
	三郷松伏線バイパスの整備（完了）
	大場川の河川改修・水質浄化
	集落地における生活環境の改善 ・生活道路の整備 ・合併処理浄化槽の普及・維持管理の充実
	農地の保全、活用
	三輪野江地区における工場や流通業務施設の立地誘導
西部地域	東埼玉道路の整備促進
	中川の河川改修
	工場や流通業務施設の立地誘導
	越谷総合公園川藤線の整備
	既存資源を活かした公園整備
	中川河川敷の公共空間の活用
中央北部地域	吉川中央土地区画整理事業の促進
	越谷吉川線の整備
	親水的な吉川中央緑地の整備（完了）
	調整池の整備（完了）
	公共下水道の整備
	鍋小路用水路沿いの緑道整備（完了）
	三郷吉川線の整備促進
	大場川の河川改修・水質浄化
	公共公益施設の集積
木売落の水質浄化	

地 域	内 容	
中央地域	公園整備（完了）	
	植栽された歩道整備	
	用途地域の見直し	
	大場川の河川改修・水質浄化	
	西大場川の河川改修・水質浄化	
	上第二大場川の水質浄化	
	公共下水道の整備（完了）	
	公共下水道の水洗化の促進	
	木売落の水質浄化	
	三郷吉川線の整備促進	
	中央南部地域	吉川美南駅周辺地域の早期整備
吉川美南駅の設置（完了）		
吉川美南駅周辺への商業集積		
三郷吉川線の整備（完了）		
三郷流山線の整備促進		
大場川の河川改修・水質浄化		
上第二大場川の河川改修・水質浄化		
西大場川の水質浄化		
公共下水道の整備		
補助幹線道路の整備（完了）		
植栽された歩道整備（完了）		
中央西部地域		吉川橋の架替を含めた越谷吉川線の整備
		地区計画制度等の活用
	保地区土地区画整理事業の促進（完了）	
	平沼周辺地区の良好なまちづくりの推進	
	公共下水道の水洗化の促進	
	中川の河川改修	
	保交差点の交通渋滞解消のための整備	
	木売落の水質浄化	
	共保ポンプ場の設備の更新・耐震化	
南部地域	地区計画制度等の活用	
	二郷半領用水路沿いの緑道整備	
	吉川駅南特定土地区画整理事業の促進（完了）	
	三郷吉川線の整備（完了）	
	三郷流山線の整備促進	
	親水的な公園の整備（完了）	
	第二大場川の河川改修・水質浄化	
	中川の河川改修	
	調節池の整備（完了）	
	公共下水道の水洗化の促進	

第 7 章 将来像の実現に向けて

第7章 将来像の実現に向けて

7-1 実現化に向けて進めること

都市計画マスタープランは、各種の意向調査や地域ごとの懇談会等の市民参加により策定しました。今後、市民参加による具体的なまちづくりを進めていくため、都市計画マスタープランについて、市民と行政の共通の理解をよりいっそう深め、個々の事業やまちづくりについて市民の意見を反映させていくための仕組みをさらに充実させていくことを目指し、次のように取り組むこととします。

7-1-1 都市計画マスタープランに基づく都市計画の決定等

都市計画マスタープランは、都市計画の基本的な方針を定めたものです。

そのため、今後個別具体の事業や施策を検討し、必要に応じて都市計画の決定や諸事業の立案・見直しにあたっての判断は、この都市計画マスタープランに基づき行います。

なお、都市計画によるまちづくりは、多大な費用を要するため、既存ストックを有効に活用するとともに、整備効果及び長期的な行財政運営の視点から、計画的で効果的なまちづくりを推進します。

特に、長期未整備の都市計画道路などについて、代替となる既存路線や将来の需要減少などにより、必要性に変化が生じた場合は、既存ストック施設の有効活用、整備財源を考慮しながら、必要に応じて見直しを行います。

7-1-2 関連諸計画・事業制度の活用

まちづくりの実現にあたっては、市街地整備基本計画等の個別計画について、都市計画マスタープランに基づく見直し、充実を図るとともに、農業行政や環境行政等、都市計画以外の事業手法の活用も踏まえ、関連諸計画との十分な調整を図りつつ、市の財政の効率的な運用、各種国庫補助の積極的な導入に努めます。

また、計画の実現性をより高めるため、みどりの条例や環境保全条例に加え、まちづくりに関する新たな条例制定について検討します。

7-1-3 庁内体制の充実

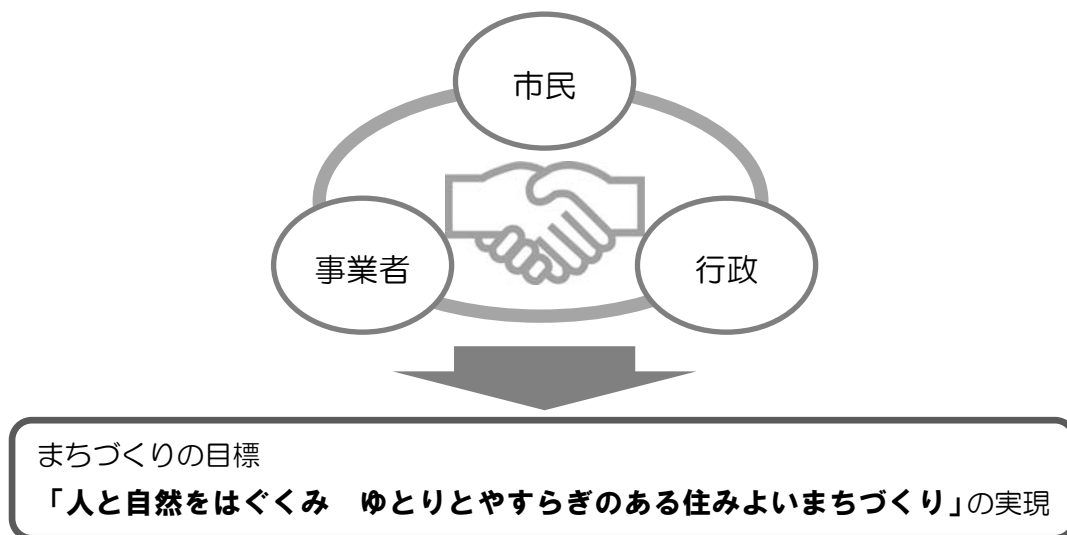
都市計画マスタープランに基づくまちづくりの実施にあたっては、都市計画だけでなく、環境、農政、防災、防犯、交通安全などの分野にて横断的かつ一体的な取り組みが求められることから、必要に応じて情報連絡や検討会議の設置など関係各課による連携を図り、より総合的・効果的な都市計画を推進します。

7-1-4 広域的な連携と調整

公共事業や土地利用の誘導・規制などの施策の推進にあたって、国や県、周辺市町及び関係機関との広域的な連携と調整を進めます。

7-2 協働によるまちづくり

都市計画によるまちづくりを推進するためには、市民・事業者・行政の各主体がそれぞれの役割を認識し、相互に連携を図ることが必要です。そのため、それぞれの役割を果たすことができる協働体制を推進していきます。



7-2-1 市民の役割

まちづくりの主体として、市民一人ひとりがまちづくりに対する興味や関心を高め、身近なまちづくりや話し合いの場に積極的に取り組んでいくことが必要です。

市民主体のまちづくり活動としては次のものがあげられます。

建築協定、地区計画制度等の地域独自の環境整備、保全のためのルールづくり
敷地内の緑化や街角へのフラワーポットの設置等、市民が自ら行うまちなみ景観の形成
ボランティア活動としての公園の清掃、環境美化等による、施設利用の増進と、利用する側のモラルの向上
まちづくりに関する要望やアイデアの提案、提言

7-2-2 事業者の役割

事業者は、地域社会を構成する一員として、身近なまちづくりに参加するとともに、事業活動を通して暮らしやすいまちづくりの実現に貢献していくことが必要です。また、開発等を行う場合は、市が目指すまちづくりの方向性を十分に理解し、周辺の環境や景観に配慮した施設計画など、積極的なまちづくり活動への取り組みが求められています。

7-2-3 市の役割

市民・事業者が主体的にまちづくりに参加できるような体制を整えるとともに、市民活動を積極的に支援する必要があることから、次のような方策により市民・事業者・行政が一体となったまちづくりの推進を図ります。

(1) まちづくり意識の啓発

都市計画マスタープランの周知

都市計画マスタープランは、アンケートや懇談会による市民意向を反映した計画であることから、策定後においてはパンフレットの配布等により、計画内容を広く全市民にアピールし、その周知を図ります。

また、都市計画決定等に関する説明会においては、それらが都市計画マスタープランに基づいて行われる旨を説明し、計画の実行性をアピールします。

継続的な情報提供

都市計画マスタープランは、20年という長期計画であることから、常に市民のまちづくりに対する関心を高めておくため、「まちづくりニュース」の発行や広報の活用、「まちづくり講座」などにより、継続的な情報提供を実施します。

個別事業における市民意向の導入

個別の都市施設整備においては、市民からのアイデア募集等を積極的に行うことにより、市民に望まれる施設整備を行うとともに、併せて市民のまちづくり参加意欲の高揚を図ります。

また、土地所有者等が一定の条件を満たした上で、都市計画の決定又は変更について提案出来る制度である「都市計画提案制度」の活用により、まちづくりに対する地域の取り組みなどを積極的に反映します。

(2) 市民活動の支援

行政と市民の対話の場の確保

行政側と市民側の意思の疎通を図りつつ、行政側における事業展開と市民活動の連携を図るため、「意見交換会」「ワークショップ」等の相互対話の機会を、常に確保できるよう努めます。

市民活動に対する支援

まちづくり活動は、関連法令や技術基準等、専門的な知識・技術を要する場面が多々発生することから、これらの活動に対するアドバイスを行うとともに、緑化運動やボランティア活動に対する支援等、市民活動の促進を図ります。

7-3 都市計画マスタープランの進行管理

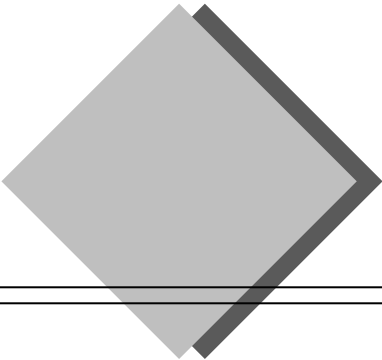
都市計画に係る部門別の計画・整備を実践していくために、次の内容により、都市計画マスタープランの進行管理システムづくりに取り組みます。

(1) 整備プログラムによる進行管理

計画内容の実効性を確保するために、計画の定期的な進行管理を実施します。具体的には、総合振興計画の成果指標や市民意識調査での満足度など、様々な指標を活用しながら計画の進捗状況を把握し、評価・管理を行います。

(2) 社会情勢等の変化に対応したマスタープランの見直し

都市計画マスタープランは、概ね20年後を目標年次としており、長期的な観点から都市の将来像を実現するための指針となるものです。しかし、刻々と変化する社会情勢や都市の抱える課題などに適切に対応するため、上位計画である総合振興計画の策定時など、必要に応じて見直しを行います。なお、見直しにあたっては、市民の意見が反映できる仕組みの構築に努めます。

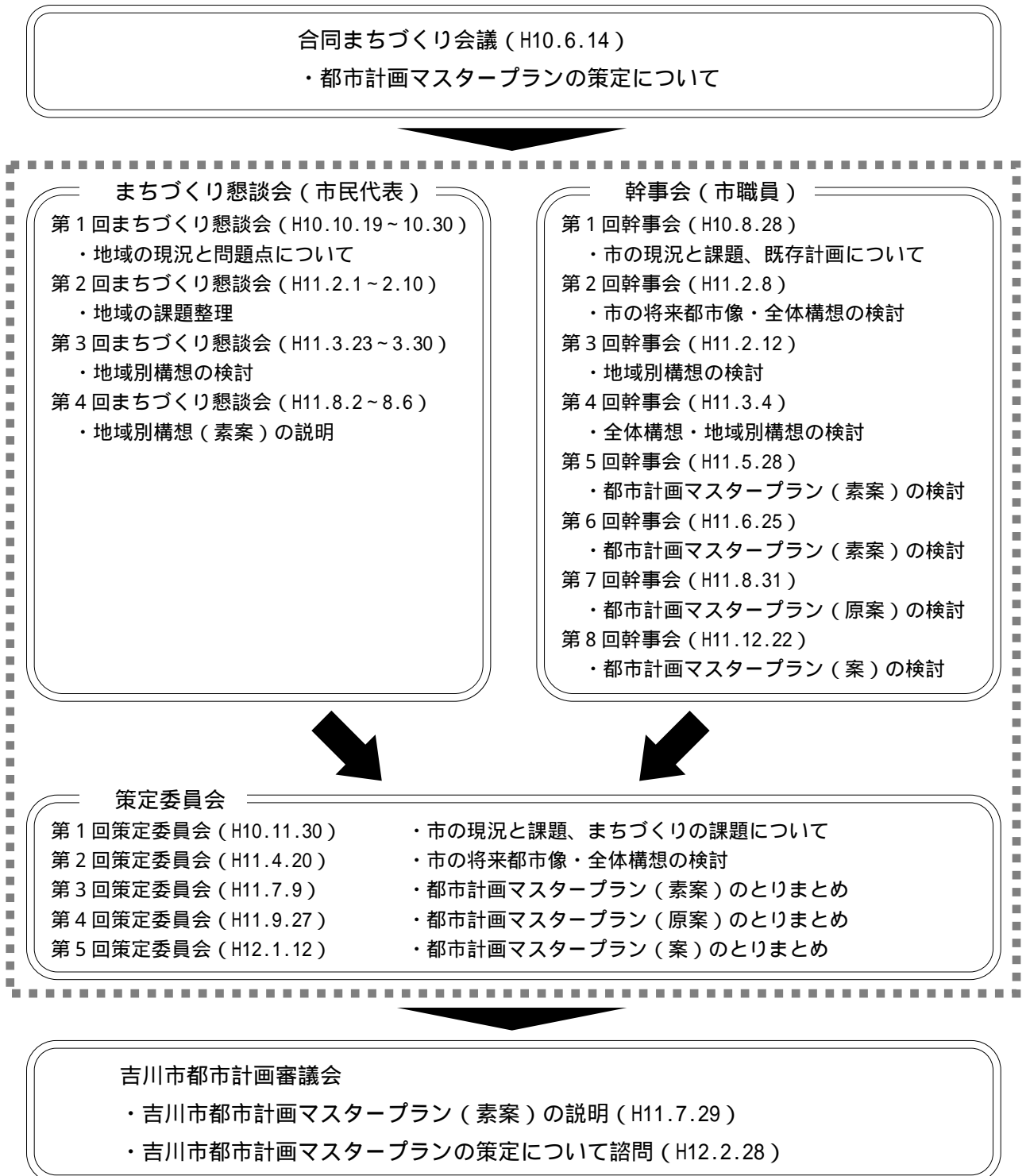


參考資料

参考資料

資料1 都市計画マスタープラン策定の経緯

資料1-1 都市計画マスタープランの策定の経過



資料1-2 吉川市都市計画マスタープラン策定委員会委員名簿

	氏 名	役 職 等
委員長	大竹 祐康	吉川市助役
副委員長	西山 金一	吉川市区長会会長
委員	森田 叡	まちづくり懇談会北部地域代表
	桜井 昌一	まちづくり懇談会東部地域代表
	吉澤 力	まちづくり懇談会西部地域代表
	樽谷 俊彦	まちづくり懇談会中央北部地域代表
	松沢 陽寿	まちづくり懇談会中央地域代表
	加藤 五朗	まちづくり懇談会中央南部地域代表
	田口 政博	まちづくり懇談会中央西部地域代表
	井沢 みさ代	まちづくり懇談会南部地域代表
	鈴木 忠三郎	吉川市商工会会長
	鈴木 嘉市	埼玉吉川農業協同組合代表理事組合長
	蓮沼 嘉一	吉川市参事兼総務部長
	安藤 邦夫	吉川市企画財政部長
	斎藤 正雄	吉川市健康福祉部長
	藤見 一郎	吉川市環境経済部長
	会田 和男	吉川市都市建設部長
		田部井 久能
前委員	羽角 行雄	前吉川市教育委員会教育次長（H11.3.31まで）

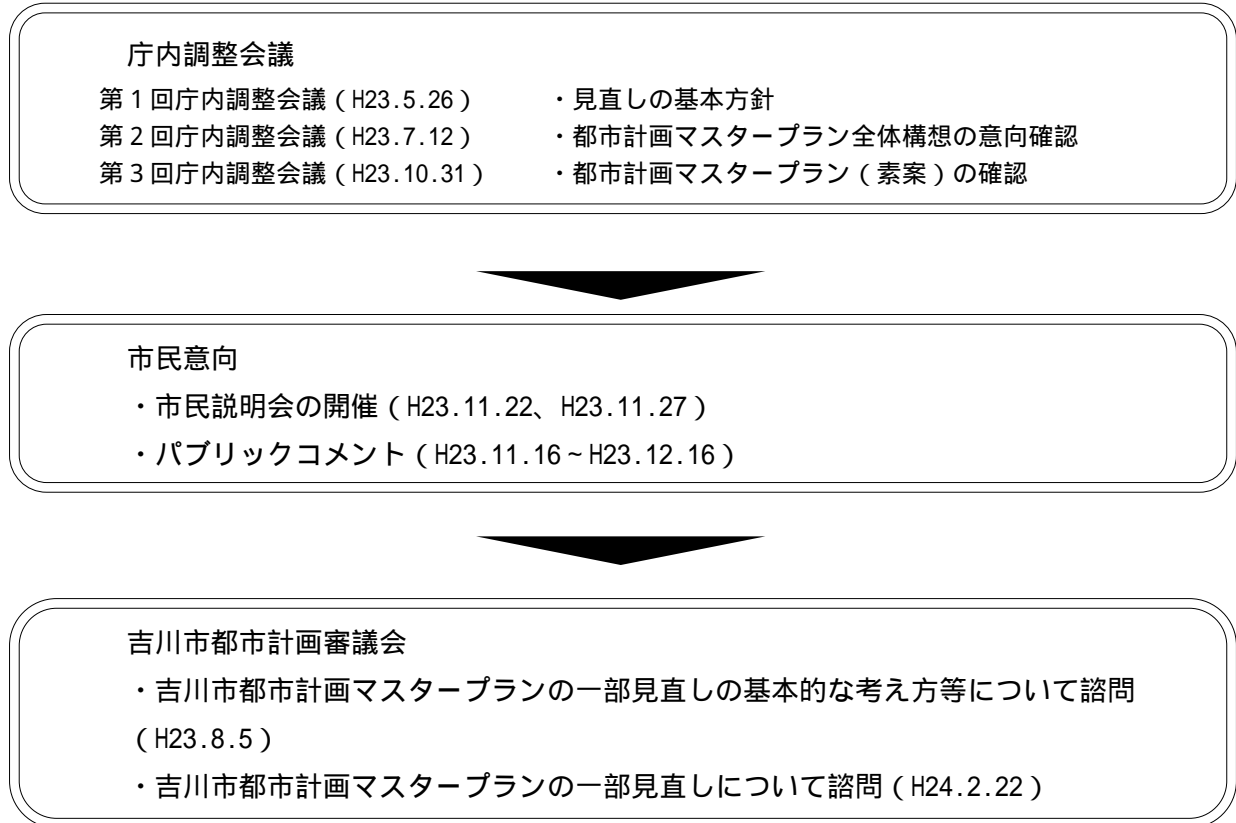
（順不同、敬称略）

資料1-3 市民意見の反映の取り組み

- 市民で構成するまちづくり懇談会の開催（各地域4回ずつ、延べ32回）
- 策定委員会への市民参加（各地域まちづくり懇談会代表）
- まちづくりアンケート調査（H9.11.20～H9.12.26）
 - 「第2章 吉川市民のまちづくり意向」参照
- 原案のアンケート調査（H11.11.1～H11.11.30）
 - 調査方法 情報誌を市内全世帯配布：返信用はがきにより回収
 - 調査内容 都市計画マスタープラン（原案）についての意見・感想
- 原案の説明会（H11.11.8～H11.11.14：全5回）
 - 都市計画マスタープラン（原案）についての説明・意見交換
- 原案の縦覧（H11.11.1～H11.11.30：1ヶ月）
 - 都市計画マスタープラン（原案）についての意見聴取
- 案の縦覧（H12.1.28～H12.2.10：2週間）
 - 都市計画マスタープラン（案）についての意見聴取

資料2 都市計画マスタープラン見直しの経緯

資料2-1 都市計画マスタープランの見直しの経過



資料3 用語集

あ 行

アクセス

接近、(ある場所などへの)交通路、近づく手段のこと。

インターチェンジ

高速道路と高速道路、あるいは高速道路と一般道路を連絡路(ランプ)によって立体的に接続する道路施設のこと。高速道路と高速道路の接続するインターチェンジのことを、通称「ジャンクション」と呼んでいる。

ランプ

高さの異なる道路を互いに接続する連絡路のこと。また、首都高速道路等の出入口という意味にも使われている。

雨水流出抑制施設

雨水の流出を抑制する施設のこと。雨水流出抑制施設には次の2つがある。

公園・校庭等の公共公益施設用地、集合住宅の棟間等の空間地に、その敷地内に降った雨を一時貯留させる貯留施設。

浸透ます・浸透トレンチ・透水性舗装等により雨水を地下に浸透させる浸透施設。

貯留浸透施設

学校の校庭等を利用して雨水を貯留させたり、地下に浸透させたりする施設のこと。

沿道サービス施設

交通量が多い幹線道路沿いに整備された施設で、主に駐車場のある商業施設のこと。

オープンスペース

公園・広場・河川・湖沼・山林・農地など、建物によって覆われていない土地の総称のこと。

公共空地

住民が利用することのできるオープンスペースのうち、その土地の使用権が国や地方公共団体によって担保されているもの。

都市計画法では、公園、緑地、広場などのことをいう。

か 行

街区公園 「都市公園」参照

回遊

方々をめくり遊ぶこと。

核家族

夫婦とその未婚の子どもから構成されている家族のこと。

合併処理浄化槽

台所、風呂、洗濯などの生活に伴う排水と、し尿を併せて処理する浄化槽のこと。し尿だけしか処理できない浄化槽のことを単独処理浄化槽という。

吉川市には、合併処理浄化槽転換に対する補助金制度がある。

緩衝緑化

工場の操業などにより発生する騒音、振動、排出ガスなどによる公害の影響を緩和し、住宅地などの環境を保全するために、工場等の施設に沿って緑化すること。

近隣公園 「都市公園」参照

建築協定

ある一定の地区において、建築基準法の規定に基づく住民発意の「まちづくり」を促進しようとする制度のこと。建築物の敷地・位置・構造・用途・形態または意匠などを定め、住環境の維持増進等を図るため、土地所有者等が全員合意により締結し、管理するもの。

吉川市には、吉川市建築協定条例（昭和58年6月制定）はあるが、協定を結んでいる地区はない。

公共空地 「オープンスペース」参照

公共下水道

市街地の家庭や工場から排水される汚水を集め終末処理場で処理し河川等に放流するもので、市町村が建設・管理する下水道のこと。

公共下水道の水洗化

公共下水道に接続すること。

公共公益施設

公共施設・公益施設を総称した言葉。

公益施設

住民の生活のために必要なサービス施設の総称のこと。明確な定義はないが、一般的には、教育施設、官公庁施設、医療施設、コミュニティ施設などをいう。

公共施設

住民の利用を目的として整備され、都市の骨格を形成するような施設をいうが、その具体的範囲は法令によってさまざまである。例えば、都市計画法では、道路、公園、下水道などの施設をいう。

高速鉄道東京8号線

保谷～（西武池袋線）～練馬～（西武有楽町線）～小竹向原～（営団有楽町線）～豊洲～住吉～押上～亀有～野田市

豊洲から野田市までは、平成12年1月の運輸政策審議会答申で2015年までに整備着手することが適当である路線とされている。

コミュニティ

本来は、地域社会、共同（生活）体、という意味である。

一般には、一定の地域に住む人々が、様々な地域の課題に対して、共通の認識をもって話し合い、助け合いながら、より良い生活環境づくりを目指して活動する場をいう。

コミュニティ道路

歩行者などが安全、かつ快適に通行できるよう、車道を蛇行させたり、歩道を広げ、植栽、ベンチ、街路灯などをもうけた道路のこと。

歩行、休息、会話、遊びなど地域の人びとの多様な要請を満たし、地域に密着した道路であるため「コミュニティ道路」と名づけられた。

さ 行

市街化区域

都市計画法に基づく都市計画区域のうち、市街地として積極的に開発、整備する区域のこと。

市街化調整区域

都市計画法に基づく都市計画区域のうち市街化を抑制すべき区域のこと。

市民農園

市町村、農協、個人農家などが農地を区画し、都市の住民等農業者以外の人々に、レクリエーション等の目的で、野菜や花などを栽培する場として提供する農園のこと。

住工混在

同一地域に住宅と工場とが混在して市街地を形成していること。

集約型都市構造

まちなかや駅周辺などにおいて都市の機能を集約し、その他地域においては市街地の密度を高めることなく公共交通などのネットワークで連携した、少子高齢化や環境問題に対応したコンパクトな都市構造のこと。

親水

水にふれる、接する、ながめる、なじむことなど水と親しむこと。

水洗化 「公共下水道」参照

スプロール

市街地の周辺部などにおいて、農地などが虫食い状に開発されて、無秩序に市街地が拡散していく現象のこと。

生活関連施設

上下水道、公園、道路、ごみ処理施設、教育文化施設、医療施設など市民の日常生活に密着した施設のこと。

整備、開発及び保全の方針

都市計画区域の整備、開発及び保全の方針とは、人口、人や物の動き、土地利用の仕方、公共設備の整備などについて将来の見通しや目標を明らかにし、将来のまちをどのようにしていきたいかを具体的に定めるもの。

具体的には、以下のような内容を定める。

都市計画の目標 区域区分（市街化区域と市街化調整区域との区分）の決定の有無及び当該区分を決めるときはその方針 土地利用、都市施設の整備及び市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定の方針 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

吉川市は「越谷都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」が定められている。

総合振興計画

市の目指すべき将来都市像やまちづくりの目標の実現のため、市政運営の長期的な指針を示すことを目的として策定するもの。

吉川市では、平成24年に「第5次吉川市総合振興計画」を策定した。

ゾーン

地帯、区域、区画のこと。

ここでは、概ね同じような特性や土地利用等を持つまとまりを設定したものをいう。

た 行

地区計画

都市計画法に基づき、住民の生活に身近な地区を単位として、道路、公園等の公共施設の配置や建築物に関する制限などについて、地区の特性に応じてきめ細かく定めることにより、公共施設と建築物の一体的、総合的な整備を図り、個々の地区にふさわしい良好な環境の形成、保全を目的に、住民参加のもとに定められる計画のこと。

吉川市には、吉川町第一地区、きよみ野地区、吉川ネオポリス地区、吉川・松伏工業団地地区、吉川中央地区、吉川駅南地区、吉川保地区、平沼西部地区、武蔵野操車場跡地地区の9地区で定められている。

調整池・調節池

調整池とは、大雨時に開発による雨水の流出増等が直接河川へ影響を及ぼさないよう、一時的に雨水を貯留させる池のこと。

調節池とは、洪水時に河川への負担を軽減するため、洪水を一時的に貯めておく池のこと。

貯留浸透施設 「雨水流出抑制施設」を参照

辻広場

江戸時代から庶民の情報交換の場として使われてきた辻(道路が交差しているところ、みちばた)にもうけられた小公園のこと。

低炭素都市づくり

地球温暖化を緩和するためにはCO₂の排出削減と吸収増加が基本となる。

そのため、都市の空間的形態や都市機能・緑地又はオープンスペースの配置など、都市構造を低炭素化するとともに、省エネの推進、自然エネルギーや未利用エネルギーの導入、市街地内の緑地、市街地をとりまく農地・樹林地による吸収源を増加させるなどの対策を推進することにより、低炭素な都市をつくっていくという考え方のこと。

透水性舗装

雨水を直接地中に浸透させる舗装のこと。

アスファルトに混合する砕石の割合を多くして、路面に隙間ができるようにすることにより地下水のかん養だけでなく、街路樹の保護育成、雨天時の歩行性の向上、雨水の流出抑制などに効果がある。

都市計画

都市の健全な発展と秩序ある整備を図るための土地利用、都市施設の整備及び市街地開発事業に関する計画のこと。

都市計画区域

都市計画法その他の関係法令の適用を受けるべき土地の区域のこと。

具体的には、市町村の中心の市街地を含み、かつ、自然的・社会的条件などの現況・推移を考慮して、一体の都市として総合的に整備、開発、保全する必要がある区域を指定する。

吉川市全域、越谷都市計画区域に指定されている。

都市計画決定

都市計画を一定の手続きにより決定すること。

都市計画が決定されると、都市計画制限が働き、当該都市計画が定められた土地の区域に係る権利者などの権利に一定の制限が加えられる。

都市計画提案制度

まちづくりに関する都市計画を提案できる制度であり、土地所有者等が一定の条件を満たした上で、都市計画の決定又は変更について提案できる制度である。

都市計画道路

都市計画法第11条に定められている、都市施設の一つであり、都市計画決定された道路のこと。

吉川市には、1・1・1東埼玉道路、3・3・1越谷吉川線、3・3・3浦和野田線、3・3・4三郷吉川線など15路線ある。

都市公園

都市公園法第2条第1項に掲げる公園又は緑地のこと。都市公園には、次のものがある。

- ・国営公園（広域的な利用に供するもの及び国家的な記念事業等として設置するもの）
- ・地方公共団体が設置する都市公園（街区公園・近隣公園・都市緑地等）吉川市には、県営吉川公園、永田公園、吉川沼辺公園など137箇所ある。

都市公園以外の公園又は緑地として、市民農園、道路の緑地などがある。

街区公園

0.25ha程度の公園のこと。最も身近に利用できる公園。誘致距離250m。

吉川市には、中井沼公園・木売公園・保第2公園など62箇所ある。

近隣公園

2ha程度の公園のこと。運動広場を中心とする動的レクリエーションのための公園。誘致距離500m。

吉川市には、吉川運動公園・関公園・中曽根公園など6箇所ある。

都市緑地

都市の自然的環境の保全・改善、都市景観の向上を図るために設けられる緑地のこと。

吉川市には、県営吉川公園などがある。

都市施設

都市計画法第11条に定めている、道路、駅前交通広場、公園、下水道、河川、ごみ処理場など、都市の健全な発展と秩序ある整備を図るための各種施設のこと。

土地区画整理事業

土地区画整理法に基づく事業のこと。

事業の仕組み及び目的は土地所有者等から土地の一部を提供してもらい、それを道路や公園等の新たな公共用地として活用し、整然とした市街地を整備することによって居住環境を向上させ、一方で宅地を整形化して利用増進を図ることである。

吉川市では、吉川第一地区・吉川特定地区（きよみ野）・吉川駅南特定地区・吉川中央地区・吉川保地区で事業完了済または事業中。

吉川第一地区 …………… 事業名称：越谷都市計画事業吉川第一土地区画整理事業
吉川駅を中心に、南北に約4kmの地域で事業完了済み。

吉川特定地区 …………… 事業名称：越谷都市計画事業吉川特定土地区画整理事業
吉川団地の東側で事業完了済み。「きよみ野」

吉川駅南特定地区 …………… 事業名称：越谷都市計画事業吉川駅南特定土地区画整理事業
吉川駅の南東で事業完了済み。

吉川保地区 …………… 事業名称：越谷都市計画事業吉川保地区土地区画整理事業
中川台団地の北側で事業完了済み。

吉川中央地区 …………… 事業名称：越谷都市計画事業吉川中央土地区画整理事業
中央中学校、栄小学校の周辺で事業中。

武蔵野操車場跡地地区 …………… 事業名称：越谷都市計画事業武蔵野操車場跡地地区土地区画
整理事業
吉川美南駅周辺で事業中。

な 行

ネットワーク

網状のもの、連絡網、網状組織にする、網状につなぐこと。

水と緑のネットワーク

公園、緑地、ポケットパーク、学校、その他の公共公益施設等を歩道、緑道、サイクリングロード、河川、水路等で網状につないだもの。

避難路・避難所ネットワーク

学校等の避難所、公園等の一時避難所等の安全な場所に市民が速やかに避難するための道路網のこと。

農業集落排水施設

農業用の用排水の水質を保全し、集落における生活環境を改善するための排水処理施設のこと。公共下水道計画区域外の農業振興地域などの集落を対象とし、数集落の単位で効率的に整備を図る小規模分散の集合処理方式をとっている。

吉川市では、八子新田と鍋小路の一部の地域で整備中。

は 行

パートナーシップ

連携、協力、協働のこと。

バリアフリー

障がい者や高齢者などが社会生活をしていく上で、障壁（バリア）となるものを取り除いていくこと。

ビオトープ

野生動植物の生息・生育空間のこと。

生物を意味するビオと場所を意味するトープを合成したドイツ語。

東埼玉道路

県東部を縦貫する自動車専用道路のこと。

区間は、東京外郭環状自動車道（八潮市）～一般国道16号（庄和町）までが都市計画決定している。

避難路・避難所ネットワーク 「ネットワーク」参照

ベッドタウン

大都市郊外に立地する住宅都市。

都心部に通勤する人びとが、寝るためにだけ帰ってくるまちであるということから、ベッドタウンとよばれる。

防火地域及び準防火地域

防火地域及び準防火地域とは、市街地から火災の危険性を防ぐために、建物を構造の面から規制する地域。防火地域は、商業業務地など、市街地の中心部で、建物の密集度が特に高く、火災の危険度が高い地域に定める。また、準防火地域は、市街地の中心に近く、建物の密集度が高く、建物を耐火又は防火構造とする必要がある地域などにおいて定める。

防犯環境設計

各家庭、道路、公園等において、防犯に配慮した構造、設備、配置を工夫し、犯罪が発生しにくい環境を整備すること。

保水・遊水機能

森林などの自然地に降った雨は木の葉や草花によって地表面からさえぎられ、蒸発したり地中へ浸透したりして、その水量を減じながら、河川へ流れ出していく。このような、降雨が河川へ流出するまでの過程を緩やかにする働きを保水機能という。

水田や池沼などは、そこに降った雨や、河川や水路から流入した水を一時的に貯留して、河川の負担をやわらげる機能があり、このような働きを遊水機能という。

ポケットパーク

チョッキのポケットほどの公園という意味であり、わずかなスペースを利用して、住宅地の中にもうけられた小公園のこと。

ま 行

水と緑のネットワーク 「ネットワーク」参照 未利用エネルギー

未利用エネルギーとは、河川水・下水等の温度差エネルギー（夏は大気よりも冷たく、冬は大気よりも暖かい水）や、工場等の排熱といった、今まで利用されていなかった以下のようなエネルギーの総称。種類としては、生活排水や中・下水の熱、清掃工場の排熱、超高圧地中送電線からの排熱、変電所の排熱、河川水・海水の熱、工場の排熱、地下鉄や地下街の冷暖房排熱、雪氷熱等がある。

や 行

誘致圏

公共施設などを中心にして、誘致距離を半径として円を描き、その円形内の区域のこと。

ユニバーサルデザイン

あらかじめ、障がいの有無、年齢、性別、人種等にかかわらず多様な人々が利用しやすいよう都市や生活環境をデザインする考え方。

用途地域

都市機能の維持増進、住環境の保護などを目的とした土地の合理的利用を図るため、都市計画法に基づき、建築物の用途、容積率、建ぺい率及び各種の高さについて制限を行う制度。用途地域には、12種類あり、大別すると、住居系、商業系、工業系となる。

ら 行

ランブ 「インターチェンジ」参照 レクリエーション

仕事や勉強などの疲れを、休養や娯楽によって精神的・肉体的に回復すること。また、そのために行う休養や娯楽のこと。

わ 行

ワークショップ

グループによる討議や作業による研究集会、講習会のこと。

都市計画・まちづくりの分野では、地域に関わる諸問題に対応するために、さまざまな立場の参加者が、経験交流や魅力的な共同作業を通じて、地域の課題発見、創造的な解決策や計画案の考案、それらの評価などを行っていく活動のこと。

吉川市都市計画マスタープラン
～吉川市の都市計画に関する基本的な方針～
平成24年3月改訂

発行 埼玉県吉川市
〒342-8501 埼玉県吉川市吉川二丁目1番地1
TEL 048-982-5111 (代)

編集 吉川市都市建設部都市計画課



YOSHIKAWA CITY

